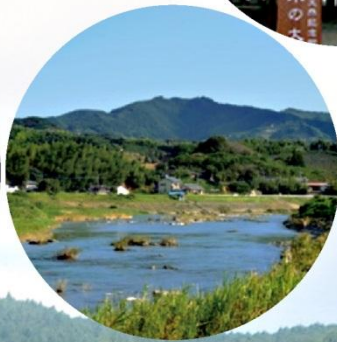


安全・安心な暮らしを支える 環境にやさしい郷土づくり

八女市環境基本計画



平成29年3月
八女市

はじめに

本市は、緑深い山々の連なり、矢部川に育まれた豊富な農産物や伝統文化と歴史等、美しい自然に恵まれた地域資源が多数あります。

先人たちの努力によって守り育まれたこれらの自然環境は、私たちの誇りであり貴重な財産でもあります。その恵を享受し、豊かで快適な生活を営むことができる恩恵に感謝するとともに、後世に継承することが私たちの使命であると思っています。



今日の環境問題は、地球温暖化をはじめ、大気の越境汚染、生物多様性の危機等の地球規模の問題や、多種多様なごみの分別・処理、不法投棄、河川水の水質汚濁、悪臭問題等が多様化、深刻化しているだけではなく、東日本大震災以降はエネルギー構造の変化による利活用の課題など生活基盤に大きな影響をあたえるものとなっています。

特に、地球温暖化に起因すると考えられている異常気象は深刻化しており、平成24年7月の九州北部豪雨で被災した本市は、その復旧、復興を教訓とした安全・安心に暮らすための防災や危機管理はもとより、私たち一人ひとりに課せられた環境課題でもあり、行政施策の推進と同時に自ら考え行動する地球市民としての環境配慮が求められています。

本市の第4次総合計画の将来都市像は「ふるさとの恵みを生かし 安心して心ゆたかに暮らせる 交流都市八女」としており、また、その中の基本目標のひとつとして生活環境づくり「人と自然が優しく、暮らしやすい生活空間づくり」を掲げています。本計画では、総合計画のキーワードである「安心」や「優しさ」がイメージできるように、「安全・安心な暮らしを支える 環境にやさしい郷土（くに）づくり」を目指す環境像としました。

今後は、この計画に基づき、市民・市民団体、事業者の皆さんと行政が意識を共有しあいながら、それぞれの立場での実践と相互の協働、連携による取り組みを進めていく所存でございます。

本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただいた「八女市環境審議会」の委員の皆様、また貴重なご意見、ご助言をいただきました市民・市民団体、事業者、関係機関の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

八女市長 三田村 統之

目次

はじめに

第1章 計画策定の背景	1
1. 計画策定の背景	1
2. 現行計画の評価	1
(1) 市民の評価	1
(2) 施策の実施状況	4
(3) 環境協働プロジェクトの実施状況	5
(4) 環境目標の達成状況	6
第2章 計画の基本的事項	8
1. 計画の位置付け	8
2. 対象とする環境の範囲	8
3. 計画の期間	8
第3章 八女市の概況	9
1. 位置及び面積	9
2. 気候	10
3. 地勢	11
4. 人口	12
5. 産業	13
6. 土地利用	14
第4章 目指す環境像	15
1. 目指す環境像と環境目標	15
2. 施策の体系	16
第5章 目標達成に向けた取り組み	17
1. 安全・安心な生活環境の実現	17
(1) 現況と課題	17
(2) 取り組みの方向性	21
(3) 各主体の取り組み	22

2. 資源循環型社会の形成.....	25
(1) 現況と課題.....	25
(2) 取り組みの方向性.....	30
(3) 各主体の取り組み.....	32
3. 低炭素社会の構築.....	34
(1) 現況と課題.....	34
(2) 取り組みの方向性.....	39
(3) 各主体の取り組み.....	39
4. 自然共生社会の創造.....	44
(1) 現況と課題.....	44
(2) 取り組みの方向性.....	48
(3) 各主体の取り組み.....	49
5. 市民協働による環境都市の実現.....	51
(1) 現況と課題.....	51
(2) 取り組みの方向性.....	56
(3) 各主体の取り組み.....	56

第6章 計画の推進 60

1. 推進体制.....	60
(1) 環境審議会.....	60
(2) 庁内環境管理委員会.....	60
(3) 広域連携による推進.....	60
2. 進行管理.....	61

■ 資料 編

(1) 八女市環境審議会委員名簿.....	資料-1
(2) 公共用水域水質調査結果.....	資料-2
(3) 大気測定物質.....	資料-6
(4) 八女市の希少野生生物.....	資料-7
(5) 指定文化財.....	資料-13
(6) 用語集.....	資料-15

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景

本市では、平成16年3月に八女市環境総合計画（以下、「現行計画」という。）を策定し、計画期間約10年の中で様々な環境行政に関する施策を推進してきました。

その間、平成18年10月1日に上陽町、平成22年2月1日に黒木町、立花町、矢部村、星野村との編入合併により、旧八女市に比較すると約12倍の面積となる新八女市が誕生し、広大な自然環境の中で、農村、森林資源、河川・水資源など自然環境保全に向けた取り組みが求められています。

平成23年3月には東日本大震災が発生し、新たなエネルギー問題への対応を余儀なくされました。また、平成24年7月には、九州北部豪雨が発生し、本市にも甚大な影響をもたらすとともに、平成28年4月には熊本地震が発生するなど、自然災害への対策が求められています。

国の第四次環境基本計画では、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素(CO₂削減)」、「循環(資源の循環利用)」、「自然共生(自然との調和と恵みの享受)」の各分野が、各主体(市民、事業者、行政)の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が身近な地域にわたって保全される社会、すなわち持続可能な社会の構築を目指すこととしていることから、本計画においてもこのような分野の方策を示していく必要があります。

2. 現行計画の評価

(1) 市民の評価

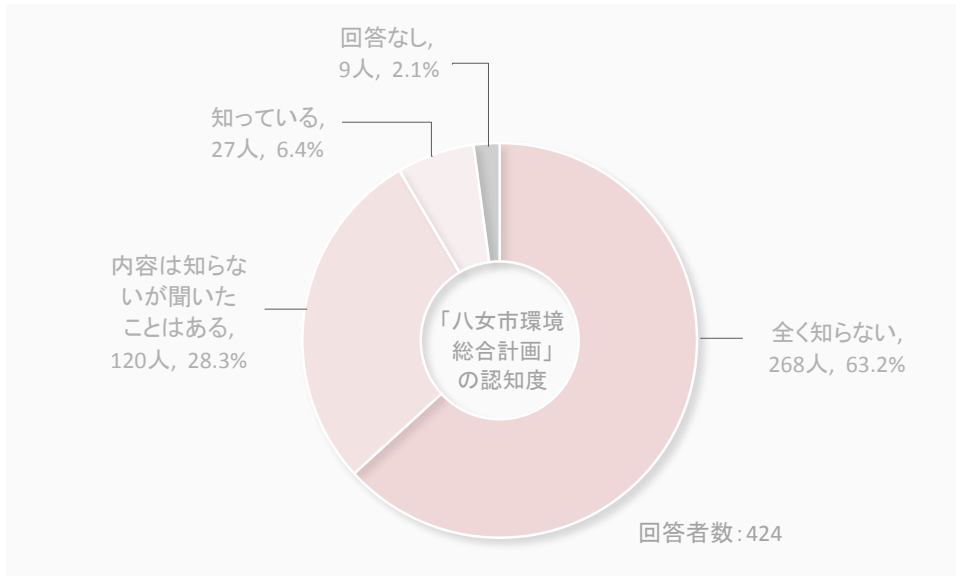
今回の計画策定にあたり、まずは現行計画(計画期間：平成16～25年度)における施策に対する市民の評価を得るために、市民アンケートを実施しました。具体的には、現行計画で掲げている136の施策を中心に21項目に集約し、満足度と重要度を把握しました。(P3参照)

全体の傾向としては、全ての施策が重要と認識されており、満足度は4つの施策(「家畜や肥料、排水、煙等による悪臭の防止対策」、「空き地の適正管理の呼びかけによる景観や生活環境の整備」、「河川の水質検査や地下水調査による水や土壌の実態の把握」、「大気ダイオキシン類検査や野焼き禁止の啓発による大気汚染防止対策」)を除いては高くなっています。

各施策の評価の平均をみると、重要度が高く満足度が低い項目は、先述の4つの施策に加えて、「家庭や事業所の排水対策、農薬の適正使用や燃料の漏出防止の啓発による水質汚濁対策」、「家庭用食用廃油の回収、河川清掃運動の支援、河川の浚渫等による水を守る取り組み」、「産業廃棄物最終処分場への監視人の配置や不法投棄の監視による適切なごみ処理対策」の生活環境に関する施策と「環境啓発事業(環境フェアなど)によるごみ減量や地球温暖化防止の呼びかけ」があげられました。

これらの施策は、今後とも継続して取り組んでいくべき施策であると考えられます。また、現行計画の認知度について聞いたところ、「全く知らない」人が63.2%、「内容は知らないが聞いたことはある」人が28.3%で、合計すると9割以上の市民が知らないと答えています。

これは、現行計画が合併前の旧八女市を対象に策定されていたことにも起因すると考えられますが、今後は計画そのものの存在や内容についてPRし、行政が行っている施策の実施状況等を広報していくことが重要となります。



■現行計画（八女市環境総合計画）の認知度(市民アンケート調査結果)

コラム

「低炭素」「循環」「自然共生」ってな～に？

平成19年6月に策定された21世紀環境立国戦略では、今日の社会が地球規模での環境問題である「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」の三つの危機に直面しており、それぞれの危機から脱却し、人間社会の発展と繁栄を確保していくためには、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築することが、持続可能な社会を実現するために必要であるとしてきました。

低炭素社会

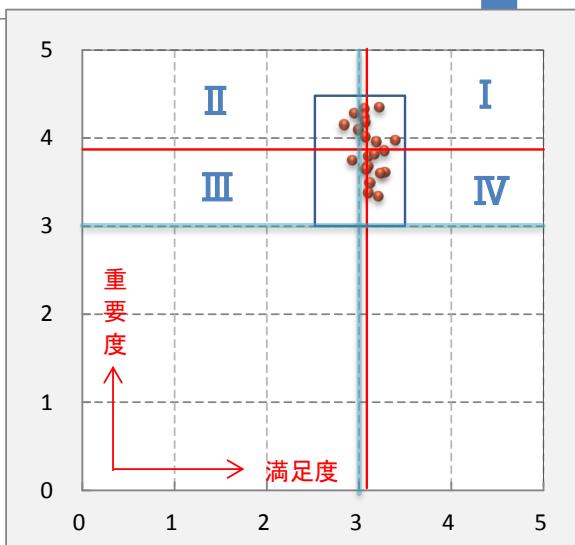
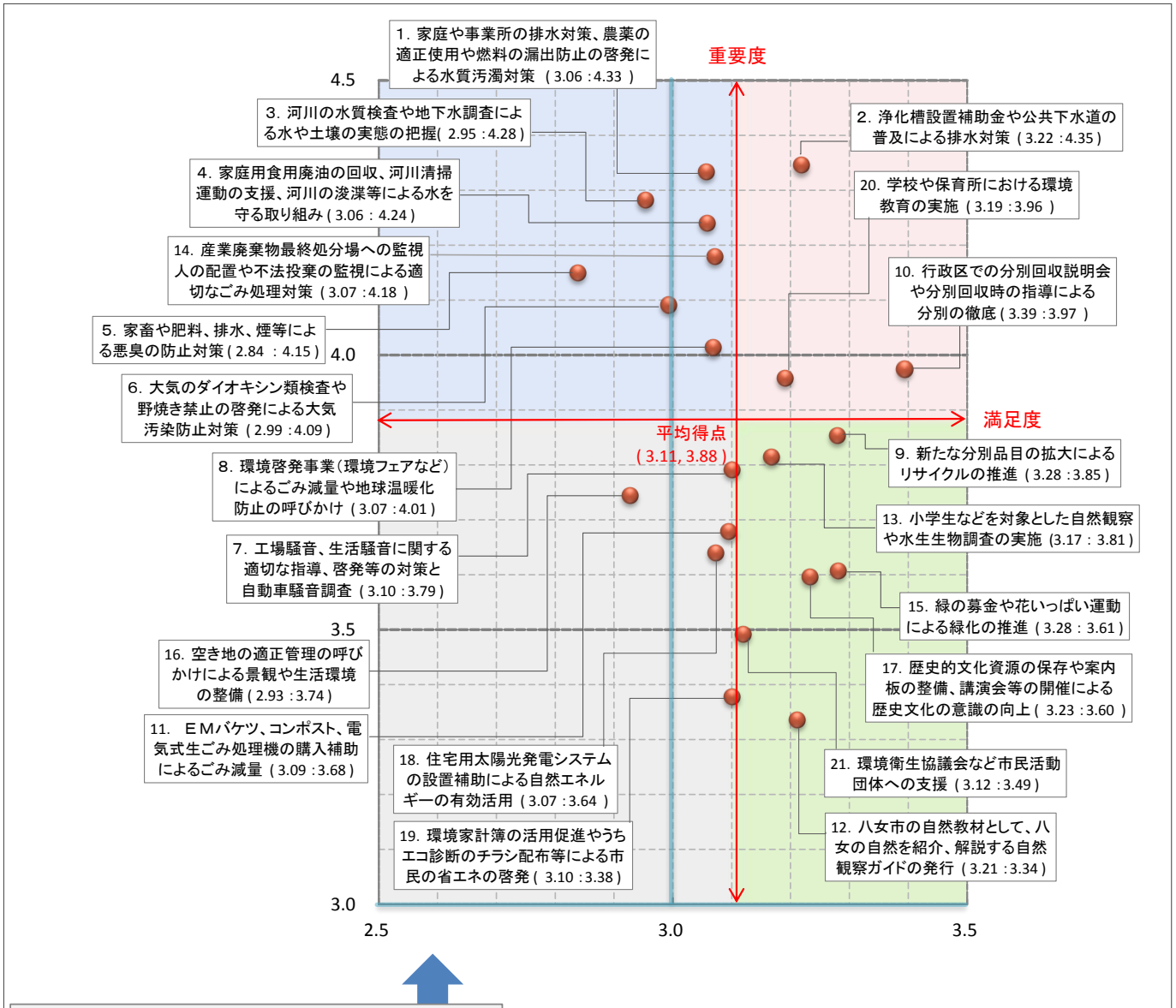
気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会

循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用等の取り組みにより、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会



※各項目の () 内の数字は満足度と重要度を表示

●満足度(重要度)の傾向を示す平均点の算出方法

$$\text{平均評価得点} = \frac{\begin{aligned} & \text{「かなり満足(重要)」の回答者数} \times 5 \text{点} + \\ & \text{「やや満足(重要)」の回答者数} \times 4 \text{点} + \\ & \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 3 \text{点} + \\ & \text{「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者数} \times 2 \text{点} + \\ & \text{「かなり不満(重要ではない)」の回答者数} \times 1 \text{点} \end{aligned}}{\div \text{回答者数}}$$

■市民アンケートによる施策の満足度と重要度

(2) 施策の実施状況

庁内関係各課において、現行計画の136施策の実施状況を調査した結果、116施策を実施しており、約85%の実施率となっています。

実施率が高いにも関わらず市民の満足度が低い施策については、市の取り組みを市民に周知していく必要があります。今後の計画推進にあたっては、関係各課のヒアリング結果や市民意向等を踏まえ、市民協働を基本とした取り組みが求められます。

■ 施策の実施状況

分野	環境目標	施策(取り組みの方向)	施策数	実施数	実施率	市民アンケート調査結果※1
【生活環境】	1 協働によるまちづくり 1 きれいな水が流れるまち	①家庭と事業所の水質汚濁対策を進める	8	8	100%	Ⅱ [1]
		②八女市の水の実態を正確に把握する	3	2	67%	Ⅱ [3]
		③八女市に住むみんなで水を守る取り組みを進める	4	4	100%	Ⅱ [4]
	2 さわやかな空気があり、静かなくらしができるまち	①大気汚染防止対策を進める	6	6	100%	Ⅱ [6]
		②悪臭防止に関する取り組みを進める	4	2	50%	Ⅱ [5]
		③静けさを守るための取り組みを進める	6	6	100%	Ⅲ [7]
	3 土と地下水を守り、安心して生活できるまち	①土壌、地下水の現況を把握し、汚染を予防する	6	6	100%	Ⅱ [3]
	4 ごみを減らし、省資源、循環型社会を実現するまち	①ごみの発生を抑制する	8	7	88%	Ⅲ [11]
		②分別、リサイクルを進める	7	6	86%	Ⅳ [9]
		③適切にごみ処理を進める	9	9	100%	I [10]、Ⅱ [14]
【自然環境】	2 共生によるまちづくり 1 自然とふれあい、すべてのいきものが共生するまち	①自然環境を守る制度をつくる	3	3	100%	Ⅳ [13]
		②自然環境を守る人材を育てる	4	4	100%	I [20]
		③生態系を意識し、地域全体を保全する	3	3	100%	I [20]
		④自然とふれあうための場、機会を整備する	5	4	80%	Ⅳ [13]
		⑤自然とふれあうための教材を充実する	1	1	100%	Ⅳ [12]
【快適環境】	3 快適な生活空間をつくるまちづくり 1 豊かな水やみどりがある美しい生活空間のまち	①都市緑地の保全、創造を進める	7	6	86%	Ⅳ [15]
		②まちのうるおいのために親水性の向上を図る	3	3	100%	Ⅳ [15]
		③美しいまちをつくる	6	4	67%	Ⅳ [15]
	2 歴史と文化のかおりにあふれたまち	①歴史的文化的資源の保存を充実する	3	3	100%	Ⅳ [17]
②歴史的文化的資源を学び、活用する		4	4	100%	Ⅳ [17]	
【地球環境】	4 地球市民としての取り組みを進めるエコのまち 1 地球市民としての取り組みを進めるエコのまち	①自動車に係る二酸化炭素排出削減対策を進める	4	4	100%	Ⅲ [19]
		②各主体の省エネルギー活動を進める	5	4	80%	Ⅲ [19]
		③自然エネルギーなどを積極的に活用する	3	2	67%	Ⅲ [18]
		④フロンガスの適正処分を進める	2	2	100%	Ⅲ [19]
		⑤地球環境問題の実態について学ぶ	2	2	100%	Ⅱ [8]
【環境学習意識】	5 活動の輪を広げるまちづくり 1 すべての人が環境を考え、大切にすまち	①市民の環境意識の向上を図る	5	2	40%	Ⅱ [8]
		②学校での環境教育を充実する	7	6	86%	I [20]
		③環境に配慮した事業所を育てる	1	0	0%	Ⅱ [8]
	2 環境にやさしい行動を自ら考え、自ら進めるまち	①実践する者の立場に立った支援を進める	5	1	20%	Ⅳ [21]
		②実践を進めるための組織づくりを進める	2	2	100%	Ⅳ [21]
計			136	116	85%	-

※1: 左頁のグラフの第1~4象限(I~Ⅳ)を示す。平成28年度に実施した市民アンケート調査において、現行計画の施策についての満足度と重要度を聞き、相対的に比較した結果で、各象限は下記のとおり分けられる。なお、[]内の数字は左頁のグラフの設問項目を示す。

- I : 満足度、重要度ともに高い
- Ⅱ : 満足度が低く、重要度は高い
- Ⅲ : 満足度、重要度ともに低い
- Ⅳ : 満足度が高く、重要度は低い

(3) 環境協働プロジェクトの実施状況

環境協働プロジェクトとは、現行計画を進めるにあたり、最初に取り組んでいくべき重点的な運動で、「きれいな川の実現」「ごみ問題の克服」「残された自然の保全と活用」をテーマに市民とともに取り組む活動を示したものであり、実施状況は以下のとおりとなっています。

このプロジェクトの中には、既に完了したものや今後も継続すべきものなど様々ありますが、取り組みとしては一定の成果を上げていることから、環境協働プロジェクトとしての位置付けは終了し、継続すべき取り組みは、分野ごとの具体的な施策の中で実施していきます。

■プロジェクト1：河川浄化市民会議の設立

行政の取り組み	取り組み実績	実施状況
1 市民会議の設立、運営に関する支援を行う。	設立の際には、広報等による公募や設立会議の企画を行い、運営補助を行った。	○
2 市民会議の会員の募集、啓発活動の広報に協力する。	会員募集の記事や河川美化活動の取り組みを広報に掲載した。	○
3 市民会議が提言した施策等を検討し、河川浄化事業を実施する。	市民会議にて施策の提言や地元との協議を行い、河川浄化事業を実施した。	○
4 河川清掃に必要な用具等を支援する。	河川美化活動の際には、必要な用具の貸し出しを行った。	○
5 河川清掃ごみの回収処理に協力する。	河川美化活動により出たごみや雑草の回収処理の協力を行った。	○
6 各種情報を提供する。	県の補助事業や他市町村の取り組みなど、情報提供を行った。	○

■プロジェクト2：ごみ減量市民会議の設立

行政の取り組み	取り組み実績	実施状況
1 ごみ減量市民会議の設立及び運営に関して支援する。	環境衛生協議会事業の清掃活動、啓発活動等の運営を支援した。	○
2 ごみ減量推進員登録制度を確立する。	環境衛生協議会委員を中心にごみ減量活動は進めたが、登録制度は確立できていない。	×
3 組織の要請に基づき、ごみ減量推進育成講座を定期的で開催し、推進員を育成する。	環境衛生協議会において、ごみ減量に関する視察研修等を行った。	○
4 ごみ減量市民会議が提言した施策や制度を検討し、実施に移す。	環境衛生協議会より出される意見を参考にごみ減量を進めた。	○
5 ごみ減量推進員を活用したごみ減量に関する講習会等の開催を要請する。	行政区長を中心にごみ減量と分別方法の説明会を要請した。	○

■プロジェクト3：自然環境学習エリアの設定と研究組織の設立

行政の取り組み	取り組み実績	実施状況
1 組織の設立、運営に関する支援を行う。	八女の自然に親しむ会の運営を支援した。	○
2 組織が行うエリア内の自然環境調査へ協力する。	まちづくり提案事業等を通じて調査への協力を行った。	○
3 組織が提案したエリア構想を実現するための施策やプログラムを検討する。	市内3つのエリアにおける自然観察ガイドの作成支援は行ったが、施策やプログラムの検討はできていない。	×
4 エリア構想において示された重要かつ保全すべき土地の地権者に対して、土地使用に関する協議や依頼を行う。	県事業に関連して活動を行ったため、別途協議や依頼は行っていない。	×
5 自然環境指導員を育成し、講座や学習会へ派遣する。	八女の自然に親しむ会において育成し、講座や学習会は会主導により小学生等を対象に行われた。	×
6 自然環境学習や研修会を自ら開催し、当該エリアを活用する。	水生生物調査を年1～2回実施した。(エリア外)	○
7 管理組織の活動促進のための仕組みを検討していく。	助成金の利用や、自立した活動に向けての体制づくりを支援した。	○

(4) 環境目標の達成状況

現行計画における環境目標の目標値は以下のとおりで、全て市民アンケートによる環境状況の満足度の数値で設定しています。

■環境目標の達成状況

環境目標	平成15調査結果 (現行計画策定時)	目標値 (現行計画)	平成28 調査結果	達成 状況
1 河川の満足度	11.7%	50%	43%	△
2 大気質の満足度	33.7%	60%	60%	○
3 土壌、地下水の満足度	14.4%	50%	38%	△
4 ごみの分別回収の満足度	78.3%	90%	54%	×
5 自然環境の満足度	38.4%	50%	48%	△
6 山の緑や田園の緑の満足度	63.6%	80%	58%	×
7 歴史、文化に関する満足度	58.3%	70%	47%	×
8 省エネルギーの取り組みの満足度	28.3%	60%	18%	×
9 環境学習の満足度	18.0%	50%	18%	△
10 環境保全意識の満足度	31.3%	60%	20%	×

※達成状況 ○：目標達成

△：満足度は向上したが目標は未達成

×：満足度は低下し目標も未達成

平成28年度の市民アンケート調査結果による達成状況をみると、10項目中1項目しか達成できていません。これは、合併に伴う行政面積の拡大や目標値の設定が高すぎたという側面も考えられます。

「ごみの分別回収」の満足度については、平成15年調査結果78.3%から平成28年

調査結果 54%と満足度が低下しています。本市では、平成 12 年度からごみ収集品目を 13 品目（うち資源ごみ 5 品目→10 品目）に増やしており、平成 15 年調査では本取り組みが高く評価されました。現在はさらに 17 品目（うち資源ごみ 14 品目）にまで増やし、分別、リサイクルを推進していますが、分別の仕方の分かりにくさや資源ごみの収集頻度の少なさが満足度低下を招いたと考えられます。

また、「山の緑や田園の緑」、「歴史、文化」、「省エネルギー」、「環境保全意識」については、それぞれ、公園等の緑化スペースが少ない、歴史的建造物等の保存が不十分、再生可能エネルギーの導入をもっと進めるべき、不法投棄やポイ捨てが多いといった回答が多く寄せられています。

近年、地球温暖化の問題や集中豪雨による災害の発生等、環境に対する市民の意識が高くなってきています。このような中で環境施策に対する市民の意識が変化したことも満足度の低下の要因になったものと考えられます。

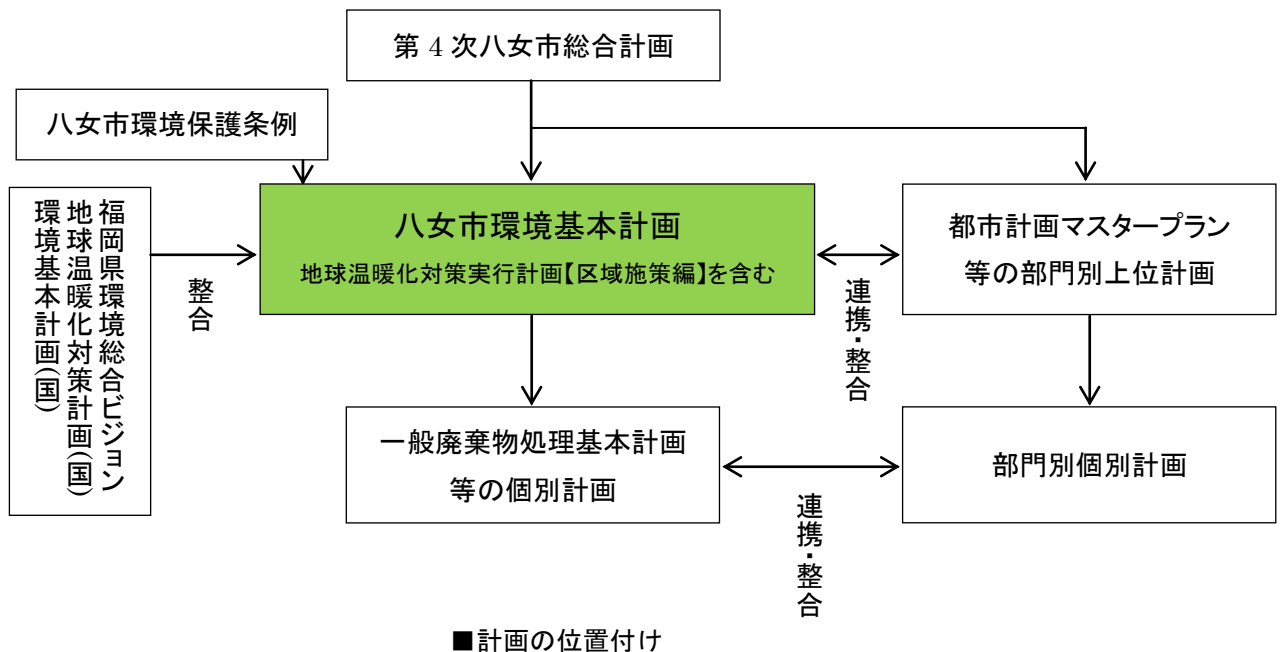
このようなことから、市民アンケート調査結果による市民評価だけではなく、環境の状態を客観的に評価できる定量的な目標等の設定も検討していく必要があります。

第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置付け

本計画は、八女市の最上位計画である第4次八女市総合計画の将来都市像「ふるさとの恵みを生かし 安心して心ゆたかに暮らせる 交流都市八女」を環境面から実現するための計画であり、八女市環境保護条例第2条に規定する「必要な施策」として策定するものです。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に基づく、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の内容を含んでいます。



2. 対象とする環境の範囲

計画の対象範囲は八女市全域とします。

対象とする環境は、生活環境、地球環境、自然環境、快適環境とします。また、それらを支える市民協働による環境保全についても対象とします。

3. 計画の期間

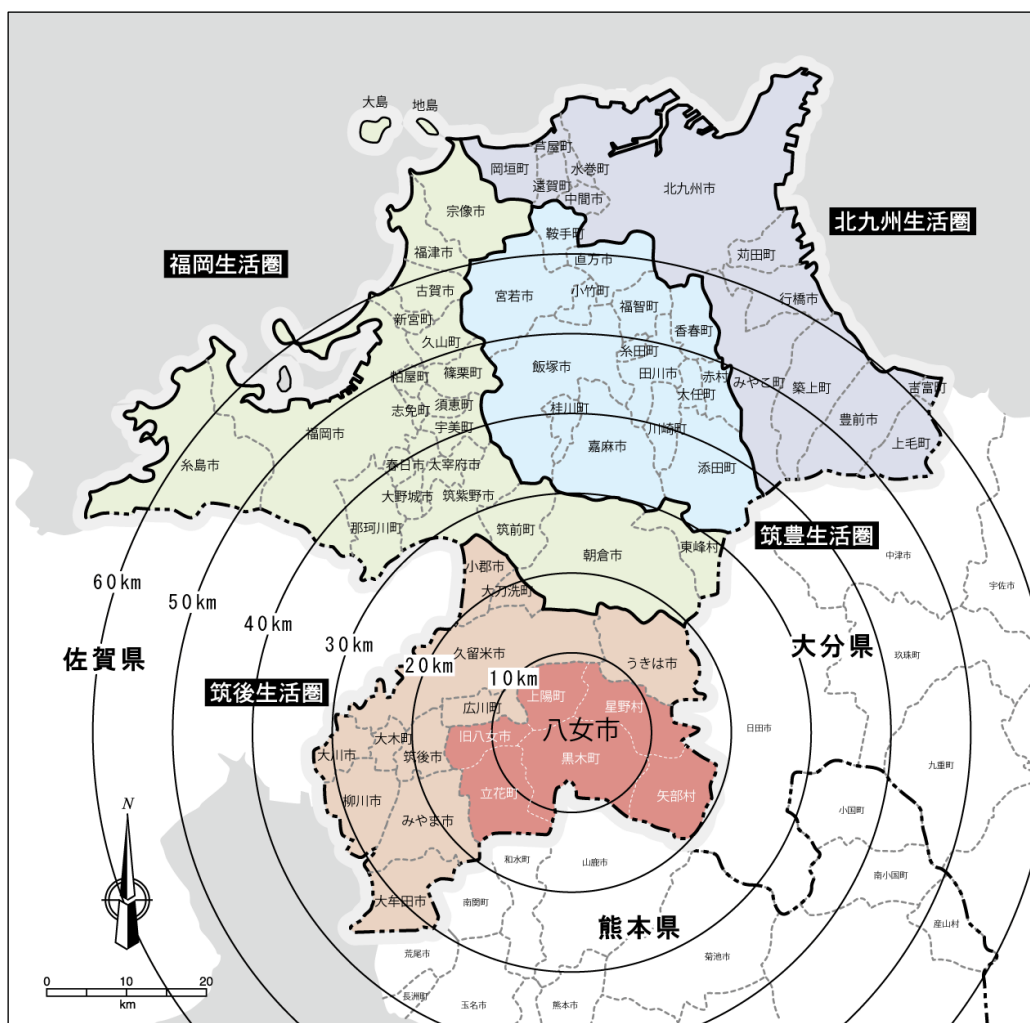
計画の期間は、平成29年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする10年間とします。しかし、環境問題は社会情勢の変化や科学技術の進歩に伴い、大きく変化することが予想されることから、必要に応じた計画の見直しや、総合計画の改定年度にあわせた見直しを並行して行うこととします。

第3章 八女市の概況

1. 位置及び面積

本市は、福岡県の南端に位置し、北部は久留米市、うきは市、広川町と、西部は筑後市、みやま市と隣接しています。

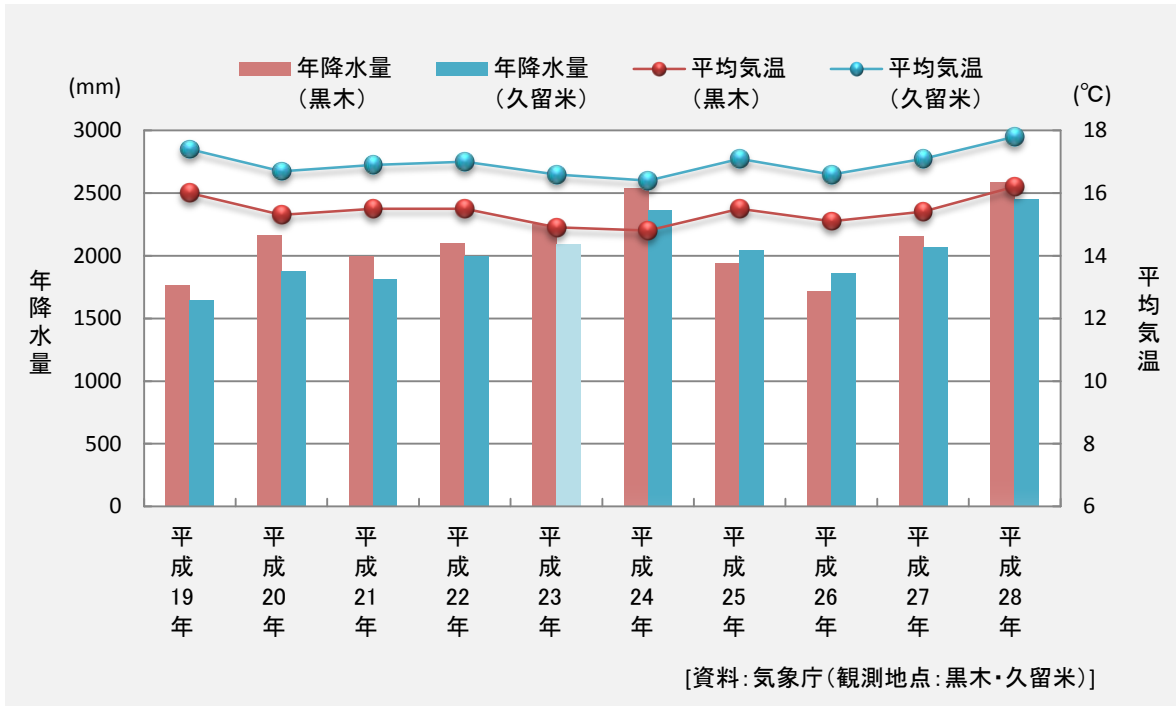
また、東部は大分県日田市と南部は熊本県山鹿市、和水町と隣接する県境の市です。面積は、482.44km²で、北九州市に次いで県内2位の広さがあり、県土の1割弱を占めています。



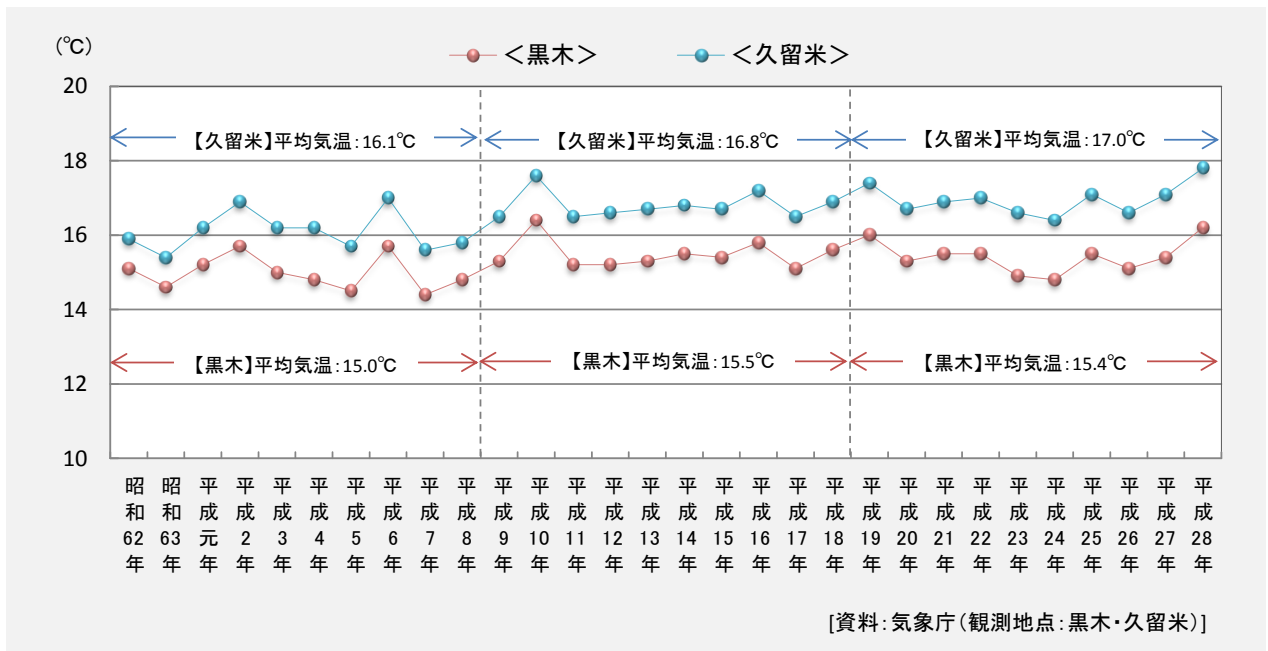
■八女市の位置

2. 気候

平成 28 年の本市の平均気温は 16.2℃で、年降水量は 2,587mm となっています。平坦地である近隣の久留米市に比べると、観測所の標高差で気温は 1.5℃以上低く、年降水量は約 100mm 多くなっています。また、下記のグラフで示されているように、平均気温、年降水量ともに右肩上がりの傾向がうかがえます。



■年降水量と年平均気温の推移 (観測地点：黒木、久留米)



■平均気温の推移 (観測地点：黒木、久留米)

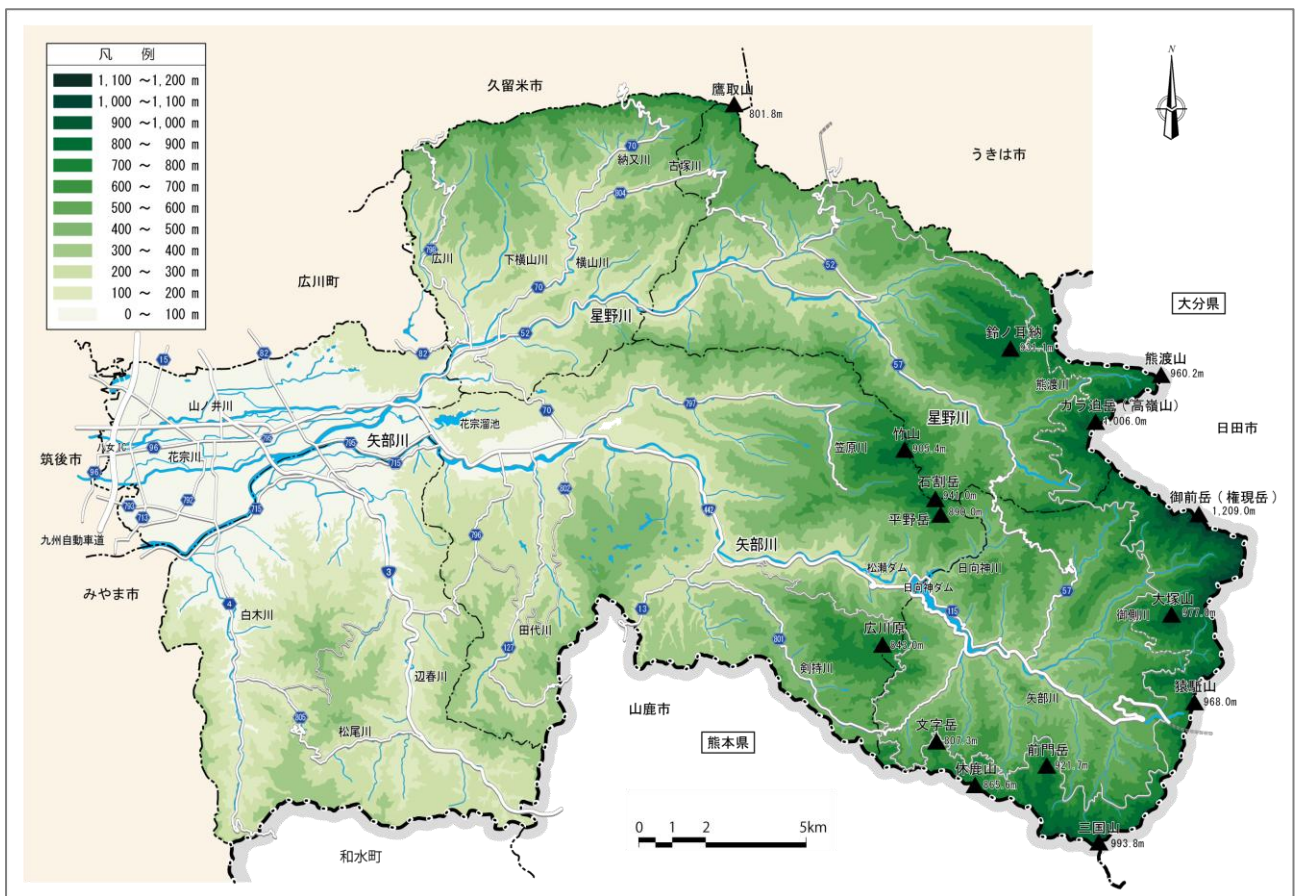
観測地点の標高 黒木観測所 : 144m
久留米観測所 : 7m

3. 地勢

本市の西部は平野で、東部及び南東部は森林が大半を占めており、標高 900m を超える山々が連なっています。

また、一級河川の矢部川やその支流の星野川など大小の河川が、概ね市域の東から西にかけて流れています。

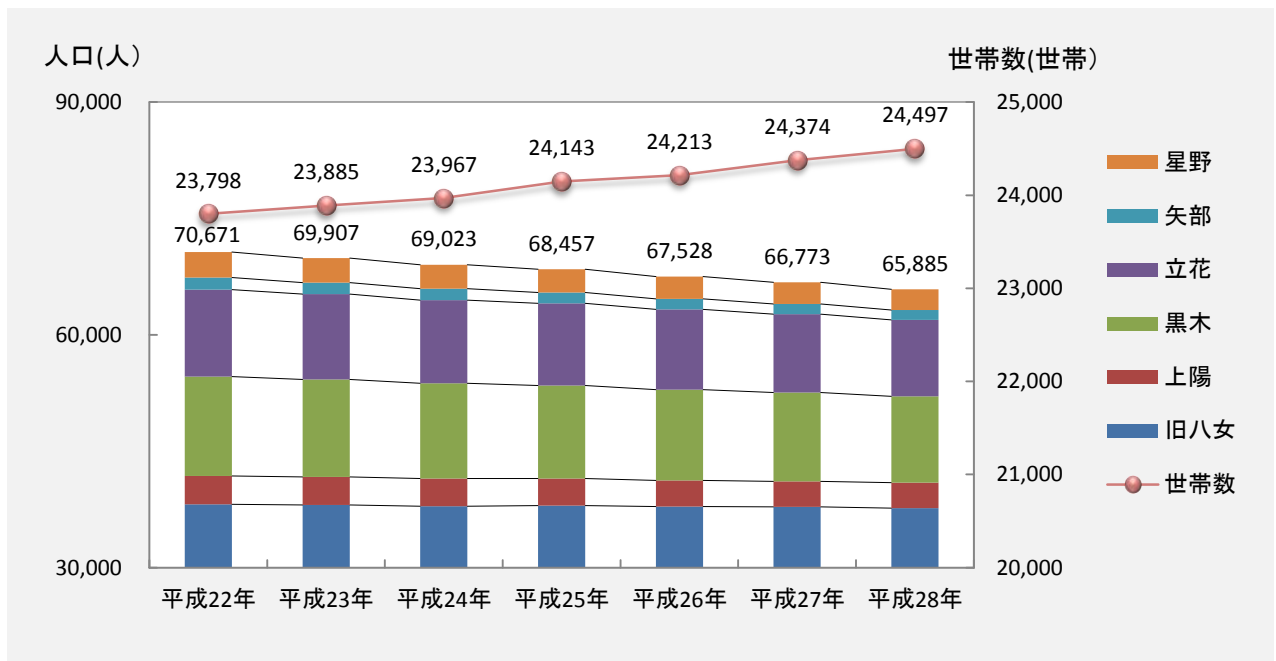
本市の西部では、国道 3 号が南北を貫き、これと交差して国道 442 号が東西に走り、西端には九州縦貫自動車道と接触する八女インターチェンジがあります。



■地勢図

4. 人口

本市の人口は平成28年3月末日現在(住民基本台帳)で65,885人、世帯数は24,497世帯となっており、人口は減少傾向にあります。世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人数は、平成22年度2.97人から平成28年度2.68人と減少し、核家族化が進んでいます。

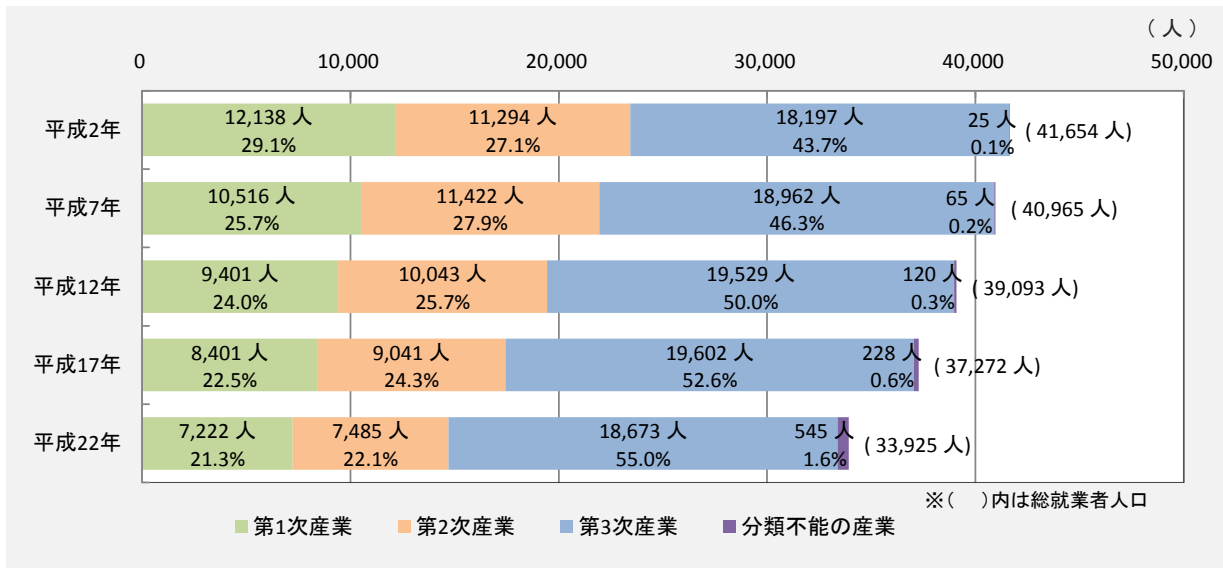


■人口・世帯数の推移(住民基本台帳)

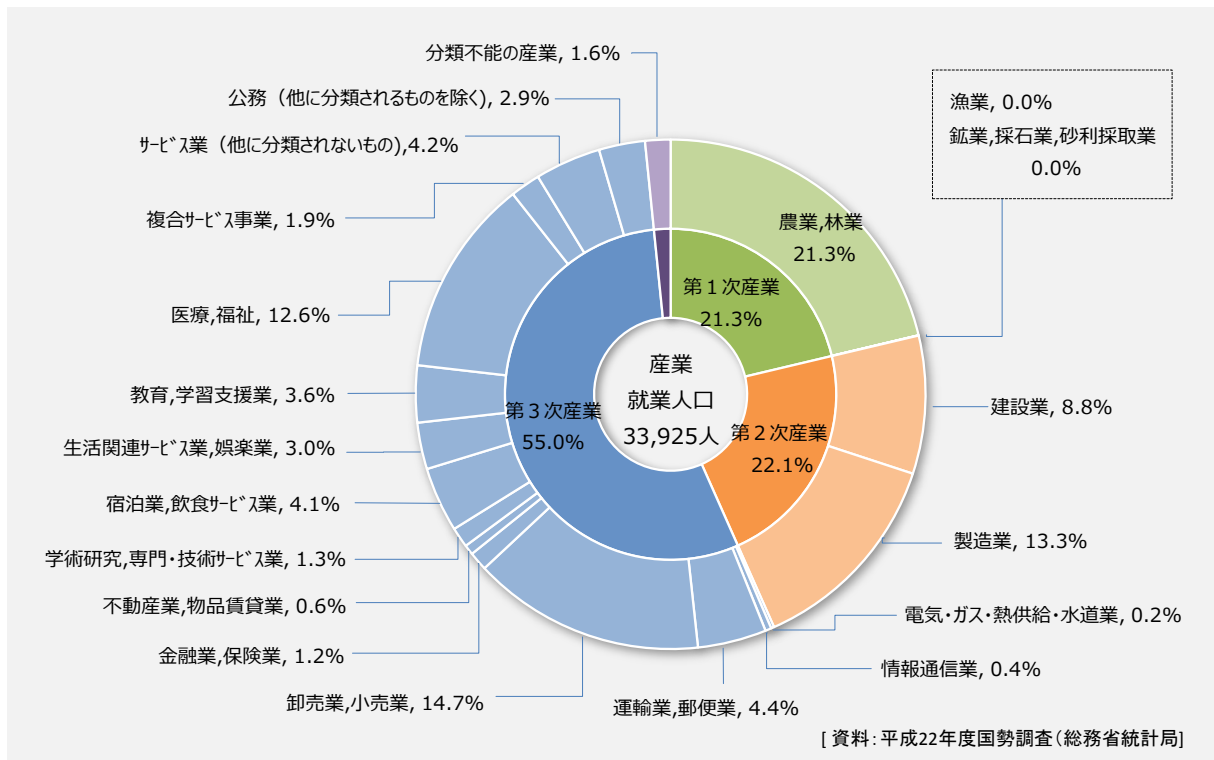
5. 産業

平成22年の国勢調査では、本市の15歳以上就業人口は33,925人であり、減少傾向が続いており、本市の主要産業である農業等の第1次産業も、年々減少しています。

産業別の内訳は、第1次産業7,222人(21.3%)、第2次産業7,485人(22.1%)、第3次産業18,673人(55.0%)となっています。



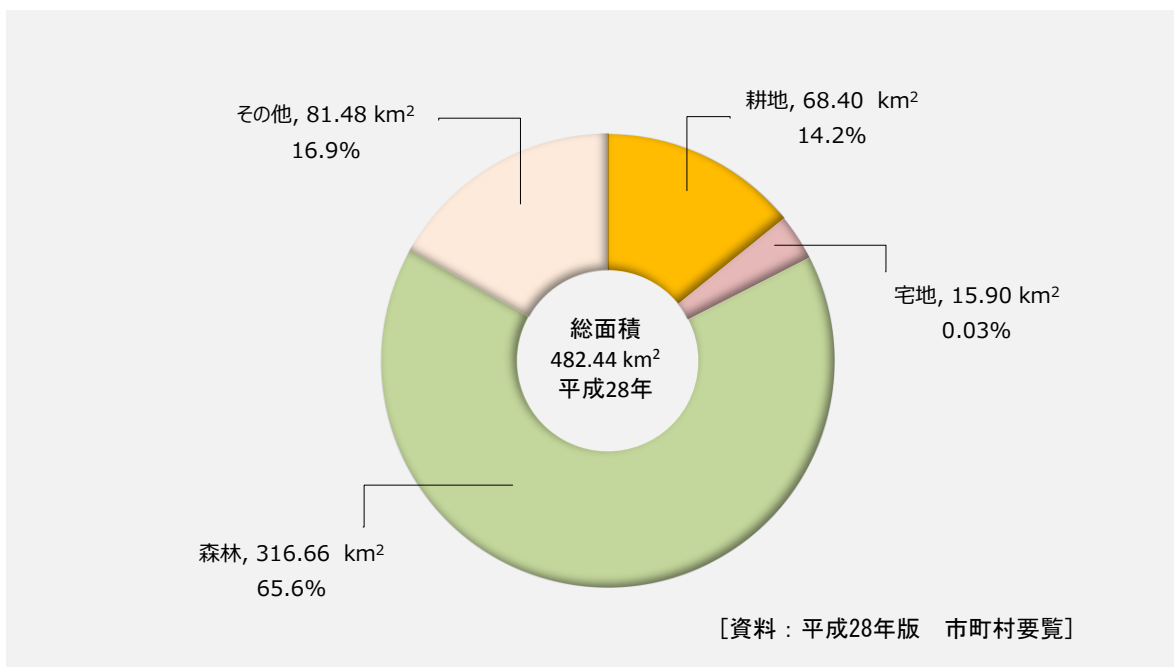
■ 産業別内訳の推移



■ 産業就業人口の割合

6. 土地利用

本市の総面積 482.44km^2 のうち、森林が 316.66 km^2 (65.6%)と最も多く、耕地は 68.40 km^2 (14.2%)、宅地は 15.90 km^2 (0.03%)となっています。



■土地利用面積割合

第4章 目指す環境像

1. 目指す環境像と環境目標

本市の最上位計画である第4次八女市総合計画では、「ふるさとの恵みを生かし 安心して心ゆたかに暮らせる 交流都市八女」を将来都市像として定めており、この達成に向けたキーワードを「～あたらしい郷土(くに)づくり～」と設定しています。

現行計画における環境像は、「共生と協働により 環境と調和のとれた 伝統と躍動の循環型都市 八女」としています。

現行計画策定から約10年が経過し、その間に1市3町2村の合併や九州北部豪雨による甚大な被害等、市を取り巻く様々な環境の変化が起きました。

国では、「安全」の確保を前提に、「低炭素」、「循環」、「自然共生」が統合的に達成される持続可能な社会の構築を目指すこととしており、現在の市の状況と照らしてみても、同様の方向性で取り組むことが望ましいと考えられます。

そこで、本市が目指す環境像を以下のように定めるものとします。

目指す環境像

安全・安心な暮らしを支える 環境にやさしい郷土^{くに}づくり

また、目指す環境像を実現するために、各環境分野の目標を以下のように定めます。

環境目標	環境分野
1. 安全・安心な生活環境の実現	水環境の保全
	大気環境の保全
	悪臭及び騒音振動への対応
2. 資源循環型社会の形成	廃棄物の分別、リサイクル推進
3. 低炭素社会の構築	省エネ推進と地球温暖化対策
4. 自然共生社会の創造	生態系の保全
	里地・里山、緑地の保全
5. 市民協働による環境都市の実現	景観の保全
	歴史的・文化資源の保存
	環境教育、環境学習の推進
	環境保全活動の推進

2. 施策の体系

目指す環境像	環境目標 / 環境分野	取り組みの方向性	施策の主な内容	
安全・安心な暮らしを支える 環境にやさしい郷土(く)づくり	1. 安全・安心な生活環境の実現	①水環境の保全	安全・安心な水環境を確保します	<ul style="list-style-type: none"> 工場など事業活動による水質汚濁防止対策を行います 生活排水による汚水処理対策を行います 公共用水及び地下水など水環境の継続的な監視を行います 化学物質の適正使用、適正管理を進めます
		②大気環境の保全	安全・安心な空気を保ち、良好な生活環境を確保します	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や事業活動による大気汚染防止対策を行います 大気環境の継続的な監視を行います 大気汚染物質が自然発生した場合は迅速に対応します
		③悪臭及び騒音振動への対応	清涼、静穏な生活環境を確保します	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動による悪臭対策、騒音・振動対策を行います 道路交通による騒音・振動対策を行います
	2. 資源循環型社会の形成	①廃棄物の分別、リサイクル推進	分別、リサイクルを進め、資源循環型社会の形成を進めます	<ul style="list-style-type: none"> 3Rを基本にごみ減量と分別、リサイクルを進めます 不適正な排出、処理や不法投棄の対策を行います
		3. 低炭素社会の構築	①省エネ推進と地球温暖化対策	温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策を進めます
	4. 自然共生社会の創造		①生態系の保全	生態系を保全し、人と自然が共生するまちづくりを進めます
		②里地・里山、緑地の保全	農山村の自然環境とふれあえる緑豊かなまちづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 自然とふれあえる場と機会をつくります 農山村やまちの緑化を進めます
	5. 市民協働による環境都市の実現	①景観の保全	美しい景観のまちづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> マナーを守る緑豊かな景観づくりを進めます 協働による美しいまちづくりを進めます
		②歴史的・文化資源の保存	歴史と文化を継承した、魅力あるまちづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的・文化資源の保護と継承を進めます 歴史的・文化資源を活用したまちづくりを進めます
		③環境教育、環境学習の推進	環境に配慮した行動ができる人を育成します	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育、環境学習を進めます 環境保全の担い手づくりを進めます
		④環境保全活動の推進	市民協働による環境保全のまちづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 市民との協働で環境課題を解決できる仕組みづくりを進めます 環境保全型の新産業創出を進めます

地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

第5章 目標達成に向けた取り組み

環境目標

1. 安全・安心な生活環境の実現
2. 資源循環型社会の形成
3. 低炭素社会の構築
4. 自然共生社会の創造
5. 市民協働による環境都市の実現

1. 安全・安心な生活環境の実現

(1) 現況と課題

①水環境の保全

本市には釈迦岳山地に源を発した矢部川が東部から西部へ流れ、有明海に注いでいます。また、星野川、田代川、辺春川、白木川、横山川及び花宗川等の中小河川が市内を流れ、農業や伝統産業及び自然環境の基となっており、これらの河川や地下水について、その水質の状況を把握することを目的として、水質検査を継続的に実施しています。

■公共用水域

公共用水域の水質検査は、市内河川 39 か所で実施しており、有機物汚濁の指標である BOD が環境基準を超過している地点がみられます。また、季節による多少の変動はありますが、大腸菌群数が環境基準を超過している地点が多くあります。



■公共用水域調査地点（平成 27 年度）

※測定結果は資料編に掲載

■汚水処理対策

各地域の汚水処理については、経済性や効率性に加えて各地域の状況に照らし合わせ総合的に判断して、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の地域を定めて取り組んでいます。

公共下水道は、平成18年10月から順次供用を開始しており、下水道説明会や戸別訪問等を通じて接続助成制度の周知等により加入促進を図っています。平成28年3月末までに供用を開始している対象件数4,059件中、2,575件が接続されており、接続率は63.4%となっています。農業集落排水は、平成16年度に整備が完了しており、平成28年3月末の供戸数は244戸となっています。また、浄化槽については、平成3年度から浄化槽設置補助金制度を導入し、加入推進啓発チラシを配布するなど、浄化槽の設置を推進しています。平成28年3月末までの累計基数は6,616基となっています。

工場排水については、14事業所と公害防止協定又は環境保全協定を締結し、製紙工場3社に対しては抜き打ち検査を実施しています。この水質検査の結果で協定の基準値を超えた工場については、改善指導を行っています。

水質汚染の主な原因は、家庭や事業所等の排水以外に油流出事故の発生があります。毎年、河川への重油や廃油の流出事故が発生しており、原因の多くは農業用ハウスの設備老朽化等に起因しているため、JAなど関係機関の協力による対策が必要です。

■地下水の調査

地下水の水質については、自然由来の有害物質が検出されることがよくありますが、改善に向けた取り組みが必要なのは、工場、事業所からの有害物質及び農薬・肥料等による土壌汚染です。また、不法投棄や家畜糞尿の不適切な管理が地下水汚染の原因となる可能性が高いため、より一層の啓発を行う必要があります。平成28年度の地下水水質調査結果によると、全28か所中13か所は基準値を超過していましたので、今後も定期的な地下水水質の把握が必要です。

②大気環境の保全

本市には、ばい煙発生施設を設置している工場、事業所が数多くありますが、ばい煙発生施設の主な種類はボイラーです。これらの事業所に関する大気汚染の苦情はほとんどありません。

近年では、光化学オキシダント(O_x)や微小粒子状物質であるPM2.5が環境基準を超過するなど問題となっています。光化学オキシダントやPM2.5の原因となる汚染物質は、国内でも工場の稼働や自動車の走行など燃焼に伴って大気中に排出されていますが、経済成長が著しいアジア地域から流れ込んでいる可能性が高いと考えられています。

■県内の大気汚染の監視状況

福岡県では大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局と自動車排出ガス

測定局において、大気質の監視が行われています。本市については、一般環境大気測定局『八女局』が平成 27 年 2 月に設置され、大気汚染状況の常時監視が行われています。

県内の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における平成 27 年度大気測定結果は、光化学オキシダント(O_x)、微小粒子状物質(PM_{2.5})を除くと、全て環境基準を満たしています。

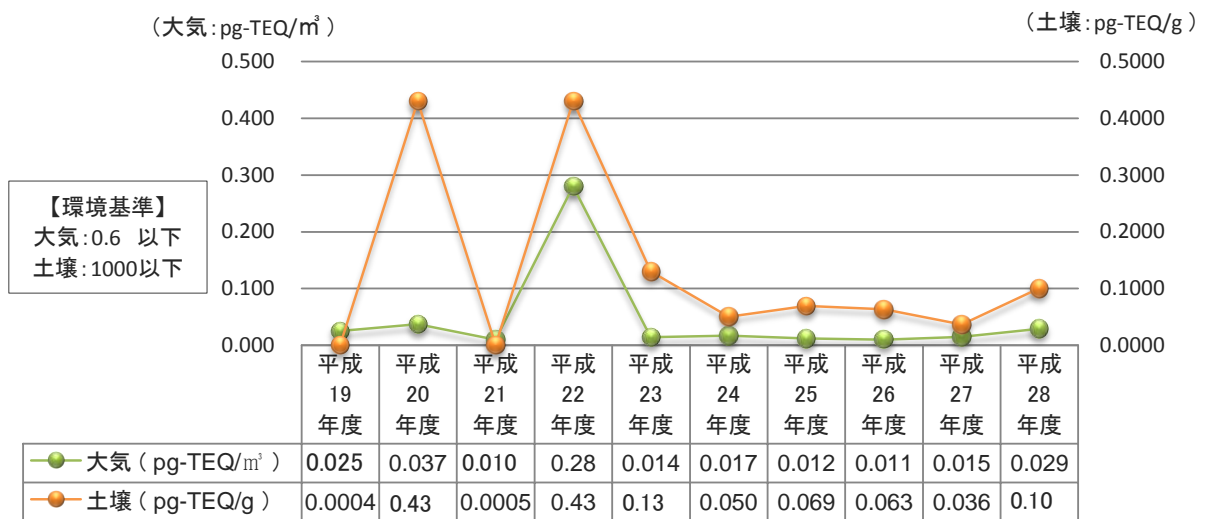
光化学オキシダント(O_x)は、県内全ての測定局で環境基準を達成しておらず、平成 23 年度から測定を開始した微小粒子状物質(PM_{2.5})も、ほぼ全測定局で環境基準の達成率が低い状況です。いずれも、注意報発令や注意喚起が県から示された場合は、市民が予防行動へ移せるように迅速な対応が必要です。



■八女局(立花総合保健福祉センター横)

■ダイオキシン濃度測定

本市では、ダイオキシン類の状況を把握するために、大気と土壌のダイオキシン濃度の測定を平成 12 年度から年 1 回ずつ実施しており、これまで環境基準を超えたことはなく、大気については比較的安定しています。



■ダイオキシン濃度測定結果の推移

■放射性物質

福岡県では、県内 9 カ所での放射線量の常時監視や、水道水及び大気中から降下してくる雨やちりに含まれる放射能の測定等を行っており、放射線量は東日本大震災発生前と同程度の測定結果となっています。

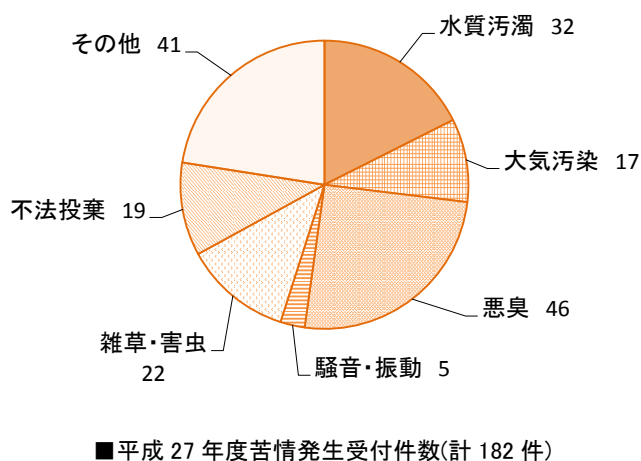
東日本大震災において福島第一原子力発電所が被災したことにより、放射線災害による放射性物質の飛来が人の健康に関わる大きな問題として取り沙汰されました。

また、熊本県益城町の大地震では、国内で唯一稼働していた鹿児島県川内原子力発電所 1、2 号機に対し、震源地から約 100 km 離れているにもかかわらず耐震安全性を危惧する声が上がりました。

本市は川内原子力発電所から約 140 km、佐賀県玄海原子力発電所から 70 km 圏内にあり、万が一大地震が発生し原発施設が被災した場合には、放射性物質が到達する可能性があり、災害を想定した応急体制（防災計画）についても整備しておく必要があります。

③悪臭及び騒音振動への対応

悪臭とは、人が感じる「いやな臭い」「不快な臭い」の総称をいい、主観を伴い個人差が大きい感覚公害で、快適な生活環境を損なうものです。本市における公害苦情で最も多く、その原因は畜産業と動植物性残さの堆肥化処理施設が主なものとなっています。このため、畜産業の事業者に対しては、関係機関と連携し改善指導を重ねています。



動植物性残さの堆肥化処理施設に対しては、悪臭防止法に基づく悪臭の測定や改善勧告を行い、県とともに事業所への立入調査と行政指導を行っています。引き続き、施設の状況や周辺地域での調査を行いつつ、対策に取り組んでいく必要があります。

庭先や空き地等でのごみの野外焼却（屋外焼却）は、煙や臭いで近隣の迷惑になるばかりではなく、有害物質等が発生する原因にもなります。

公益上や社会の慣習及び周辺地域に与える影響が軽微の場合等は、法令上例外とされている事案もあるため、その都度判断し対応を行っています。

今後も引き続き、「煙や臭いに対する周辺住民へ配慮」を基本に啓発を強めていく必要があります。（※焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却 P24 参照）

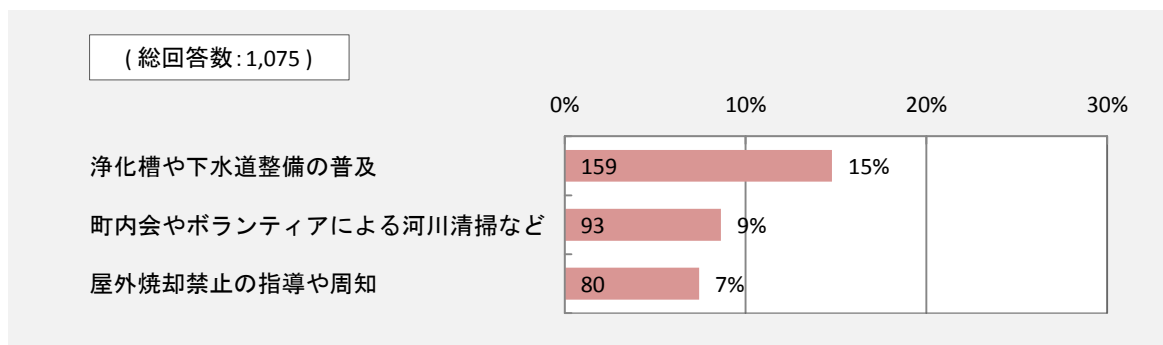
騒音・振動は、工場、建設作業、農業機械・器具、交通機関、家庭生活等、多種多様な発生源があり、日常生活や身近な事業活動への苦情や、近隣とのトラブルなどを原因とする苦情が顕著となっています。このうち、工場については、騒音規制法及び振動規制法に基づき地域を指定して規制を行っています。

また、平成 24 年度から自動車騒音の状況及び対策に係る継続的な把握のために、国道及び県道沿いにおいて騒音測定調査を行っています。

悪臭及び騒音・振動の苦情対応については、いずれも発生源者に対する指導・啓発を引き続き行い、隣接するコミュニティにおける生活環境の配慮や、トラブル防止意識の啓発等を行う必要があります。

【市民アンケートの調査結果】

市民アンケート調査結果において、「生活環境保全のために有効な取り組み」について聞いたところ、「浄化槽や下水道整備の普及、町内会やボランティアによる河川清掃、屋外焼却禁止の指導や周知」が上位を占めました。



■生活環境保全に有効な取り組み(市民アンケート調査結果:関係項目上位)

(2) 取り組みの方向性

安全・安心な水環境を確保します

事業活動による排水の水質汚濁防止対策、河川への油流出など汚染拡散防止対策、生活排水の汚水処理対策を推進するとともに、公共用水及び地下水の調査を継続するなど水質保全のための施策に取り組むことにより、安全・安心な水環境を確保します。

安全・安心な空気を保ち、良好な生活環境を確保します

家庭や事業活動による大気汚染防止活動の推進と大気環境の継続的な監視を行うとともに、大気質の状況に応じた注意喚起、緊急対応に取り組むことにより、安全・安心な空気を保ち、良好な生活環境を確保します。

清涼、静穏な生活環境を確保します

悪臭、騒音・振動については、発生源の調査を行い、適切な指導と防止、抑制対策を推進するとともに、環境保全協定の締結に努めるなど、清涼、静穏な生活環境を確保します。

(3) 各主体の取り組み

【市の取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容	所 管
安全・安心な水環境を確保します	工場排水の定期的監視を行い、適切な排水処理を県と連携し指導します。	環境課
	農業による水質への影響を抑制するために、JAなどと連携して農薬の使用実態を把握するとともに、適正使用や安全使用に関する啓発に努めます。	農業振興課
	農業用機械や施設の配管等、適切な管理に関する啓発を実施し、水質汚濁防止対策を図ります。また、油流出事故が起きた場合は、関係機関と連携し、拡散防止に迅速な対応を行います。	農業振興課 環境課
	流域関連公共下水道の整備を進めていくとともに、接続率の向上に努めます。	上下水道局
	流域関連公共下水道事業認可区域以外の地域については、浄化槽の普及促進と適切な管理を啓発します。	環境課
	水系流域の水質を保全するため、各機関と広域連携した水質汚濁防止体制の確立に努めます。	環境課
	地下水調査を実施し、土壌汚染の監視、飲料に関する助言、指導を行います。	環境課
	土壌汚染の実態を把握するためのダイオキシン類検査を実施します。	環境課
	PCB含有堆積汚泥を密閉埋設した宮野公園周辺の地下水調査を定期的実施します。	環境課
	農薬や肥料の影響による地下水質の保全を図るために、環境保全型農業の確立を推進します。	農業振興課
	産業廃棄物最終処分場における周辺環境への影響を未然に防止するために、監視活動を行います。	環境課
安全・安心な空気を保ち、良好な生活環境を確保します	家庭や事業所において、法の基準に満たない焼却炉の撤去・処分を周知します。	環境課
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定している「ごみの野外焼却の禁止」についての指導や啓発を行います。	環境課
	大気汚染の実態を把握するために、ダイオキシン類検査を実施します。	環境課
	光化学オキシダント (Ox) や微小粒子状物質 (PM2.5) が基準値を超えた状態が継続するような場合は、環境基準や指針に基づき注意喚起や緊急対応を行います。	環境課
清涼、静穏な生活環境を確保します	悪臭発生時の苦情については、発生源の調査を行い、悪臭防止、抑制の指導を行います。改善が図られない場合は、悪臭防止法に基づき対応します。	環境課
	堆肥の農業利用や畜産業に起因する悪臭対策については、関係機関と連携して対応します。	農業振興課 環境課
	臭いを伴う事業の工場や施設が設置される場合、環境保全協定の締結に努めます。	環境課
	騒音規制法、振動規制法に定める特定施設、特定建設作業については、申請時において法令遵守の指導に努め、苦情発生時は迅速な対応を行います。	環境課

取り組みの方向性	取り組みの内容	所管
清涼、静穏な生活環境を確保します	騒音規制法、振動規制法、県条例の対象となる工場、事業所が新たに設置される場合は、環境保全協定の締結に努めます。	環境課
	騒音の主な移動発生源である自動車走行時の対策として、地域や現場の実情を踏まえ低騒音舗装工を検討します。	建設課
	農業用施設の機材や、鳥獣害対策爆音機等から発生する法令規制対象外の騒音対策について啓発を行います。	農業振興課 環境課
	騒音規制法に基づき、自動車騒音の状況と対策に向けた測定調査を行います。	環境課

【市民・市民団体の取り組み】

主体	取り組みの内容
市民・市民団体	下水道処理区域内の地域では、早めに接続し河川水質の浄化に努めましょう。
	下水道処理区域外の地域では、浄化槽を設置し河川水質の浄化に努めましょう。
	設置した浄化槽は適正に維持管理しましょう。
	家庭で農薬を使用するときは、使用量や頻度に配慮しましょう。
	環境にやさしい石鹸の利用や廃てんぷら油の行政回収等を利用しましょう。
	河川へのごみのポイ捨て防止や河川水質の浄化に努めましょう。
	行政区、市民ボランティアによる河川清掃に参加しましょう。
	家庭用焼却炉の使用やごみの野外焼却の禁止を徹底しましょう。
音響機器やペットの鳴き声等、近隣への生活騒音の影響に配慮しましょう。	

【事業者の取り組み】

主体	取り組みの内容
事業者	下水道処理区域内の地域では、早めに接続し河川水質の浄化に努めましょう。
	下水道処理区域外の地域では、浄化槽を設置し河川水質の浄化に努めましょう。
	設置した浄化槽は適正に維持管理しましょう。
	法令等を遵守し、工場排水等の適正な処理や管理を実施しましょう。
	公害防止対策を積極的に進め、近隣住民への配慮に努めましょう。
	減農薬栽培に取り組み、環境保全型農業を進めましょう。
	燃料タンクや配管の点検を定期的に行い、油流出事故の防止に努めましょう。
	市や県等が行う各種調査に積極的に協力しましょう。
	定期的な環境保全活動に積極的に参加しましょう。
	家畜のふんなどの処理・保管は、臭いや水質汚濁に留意するなど、国が定める基準に従い適正に管理しましょう。
	工事を行う際は、近隣への騒音・振動の影響に配慮しましょう。

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

廃棄物処理法施行令第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

【成果指標と数値目標】

成果指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	備考
汚水処理人口割合	54.9% (平成 27 年度)	71.2% (平成 38 年度)	目標値は八女市汚水処理構想から想定
河川の水のきれいさに満足する市民の割合	43% (平成 28 年度)	54.5% (平成 38 年度)	目標値はやや不満と回答した市民の半数が満足に感じることを想定
大気(空気)のきれいさに満足する市民の割合	60% (平成 28 年度)	67.5% (平成 38 年度)	目標値はやや不満と回答した市民の半数が満足に感じることを想定
土壌や地下水のきれいさに満足する市民の割合	38% (平成 28 年度)	48.5% (平成 38 年度)	目標値はやや不満と回答した市民の半数が満足に感じることを想定
公害苦情件数 (水質汚濁・大気汚染・悪臭・騒音・振動)	100 件 (平成 27 年度)	80 件 (平成 38 年度)	目標値は現況値より 2 割減少を想定



■川遊びする子ども達



■油流出事故の拡散防止対策例

1. 安全・安心な生活環境の実現
2. 資源循環型社会の形成
3. 低炭素社会の構築
4. 自然共生社会の創造
5. 市民協働による環境都市の実現

2. 資源循環型社会の形成

(1) 現況と課題

①廃棄物の分別、リサイクル推進

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、私たちに豊かさや便利さをもたらすと同時に、地球上の限りある資源を大量に消費し、自然に対して大きな負荷をかけ、大量のごみや有害化学物質を発生させるなど、様々な環境問題を浮き彫りにしました。

地球環境や自然環境に負荷をかけない持続可能な社会をつくるためには、生産から流通、消費、廃棄に至るすべての過程において、自然の循環を尊重し、モノを効率的に利用する「3R」（リデュース：ごみをつくらない（減らす）、リユース：繰り返し使う（再使用）、リサイクル：資源として再生利用する（再資源化））を進めることが不可欠です。ごみ減量と分別、リサイクルの具体的な施策を推進し、本格的に資源循環型社会の形成へと進展させる必要があります。

■ごみ処理施設

本市で排出されるごみは、以下の施設で処理を行っています。

平成 24 年度までは、黒木町鹿子生にある八女市環境センターで八女東部地区（黒木、上陽、矢部、星野地区）のごみを処理していましたが、平成 25 年度から市内全域のごみ袋の形状と料金を統一し、八女西部広域事務組合へ処理を一本化しました。

現在、環境センターは中継施設として活用し、市民の持ち込みごみを受け入れています。市街地からは遠いため、ごみ処理における市民の利便性の確保が課題となっています。

■ごみ

施設名	八女西部クリーンセンター 八女西部リサイクルプラザ	八女市環境センター
運営	八女西部広域事務組合	八女市
構成市町	八女市・筑後市・広川町 (不燃ごみのみ)大川市・大木町	
所在地	筑後市前津	八女市黒木町鹿子生
処理能力	可燃 220t/日、不燃 50t/5H	—
稼働開始	平成12年4月	平成6年4月



■八女西部クリーンセンター

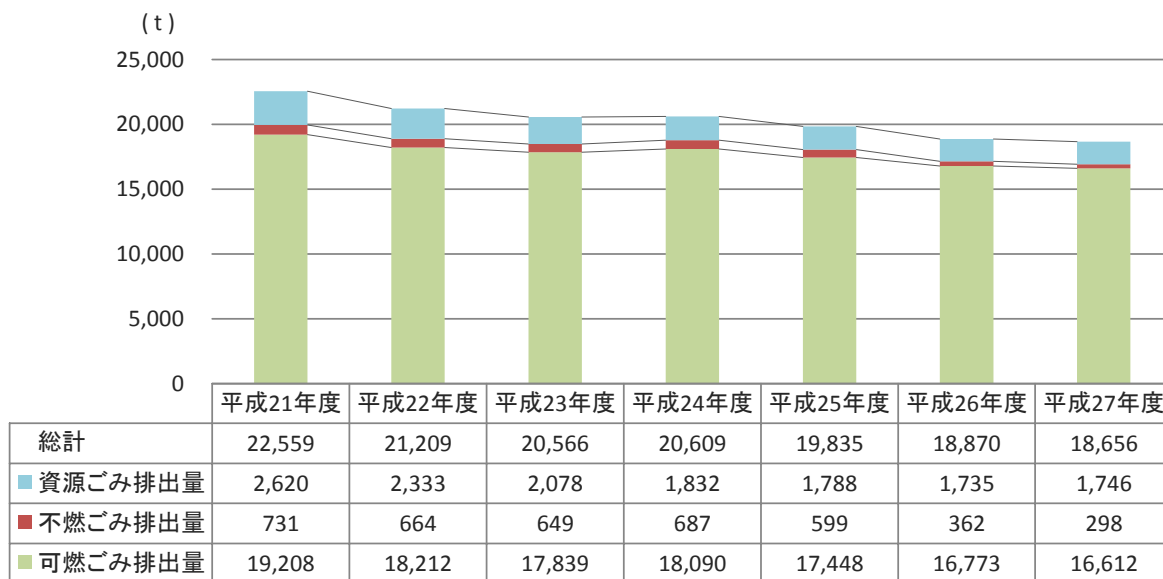


■八女市環境センター

■ごみの排出

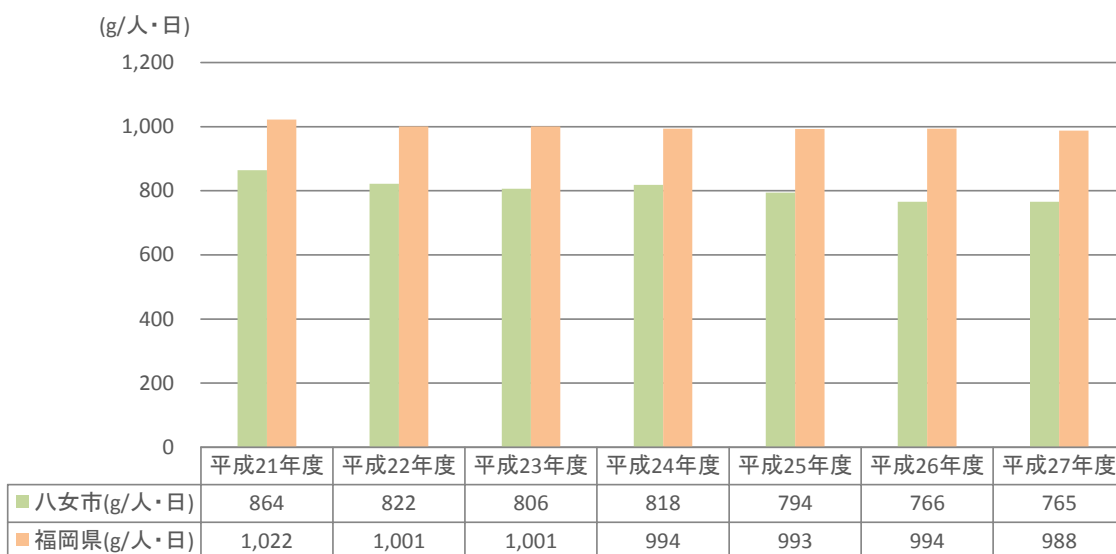
一般廃棄物の排出量は平成 27 年度の可燃ごみが 16,612t、不燃ごみが 298t、資源ごみが 1,746t となっており、いずれも減少傾向にあるため、廃棄物分野における二酸化炭素排出量も減少しています。

平成 22 年の合併後は、「小金属、小型廃家電」など不燃ごみの分別、資源化を推進し、現在は平成 29 年度からの「ガラス食器類、陶磁器類」の分別、資源化の本格施行に向けて取り組んでおり、不燃ごみはここ数年で大きく減少しています。



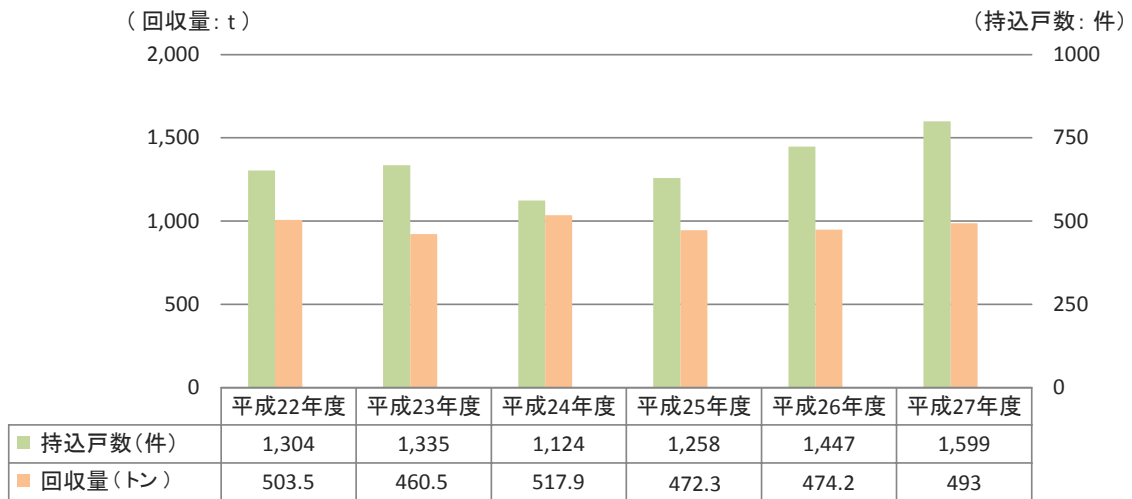
■ごみ排出量の推移

平成 27 年度の市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 765g で、県民 1 人 1 日あたりのごみ排出量を下回っており、年々減少傾向にあります。



■1人1日当たりのごみ排出量

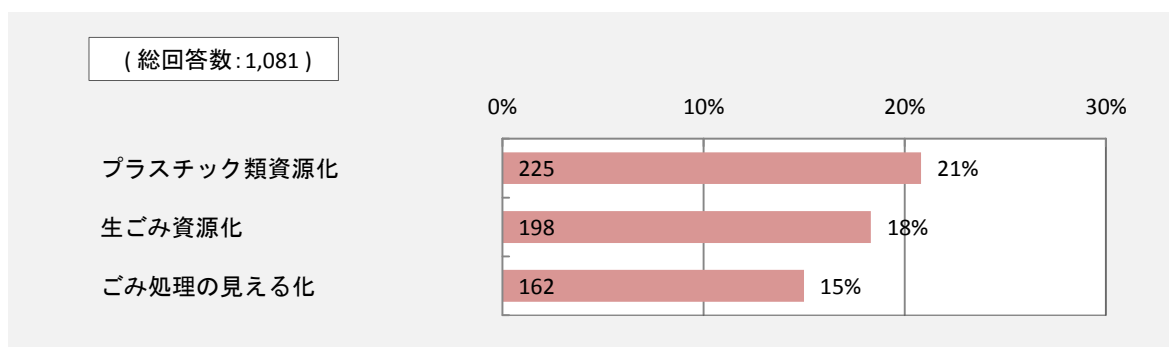
また、産業廃棄物にあたる農業用廃ビニールなど関係資材については、JAなどの協力により回収と資源化を推進しており、農業系資材のごみ処理対策とともに、ごみの野外焼却苦情の減少にもつながっています。



本市では、高齢化の進行に伴い、ごみ出しが困難な世帯が年々増えていくことが予想され、地域課題となっています。また、不法投棄によるごみの不適正処理により周辺環境や景観が悪化し、市民の不満を招いています。良好な生活環境を保つためにも、これらの対策を検討し改善を進めていく必要があります。

【市民アンケートの調査結果】

市民アンケート調査結果において、「ごみ減量のために有効な取り組み」について聞いたところ、「プラスチック類資源化や生ごみ資源化、ごみ処理の見える化」が上位を占めました。



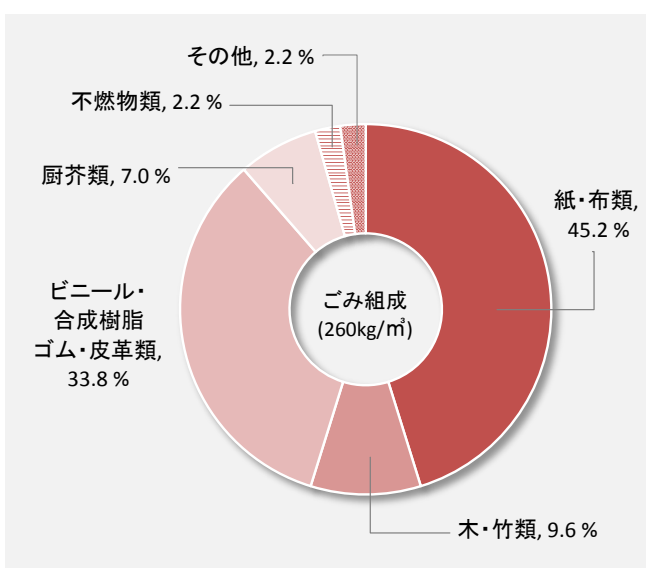
■ごみ減量に有効な取り組み(市民アンケート調査結果)

■可燃ごみの組成状況

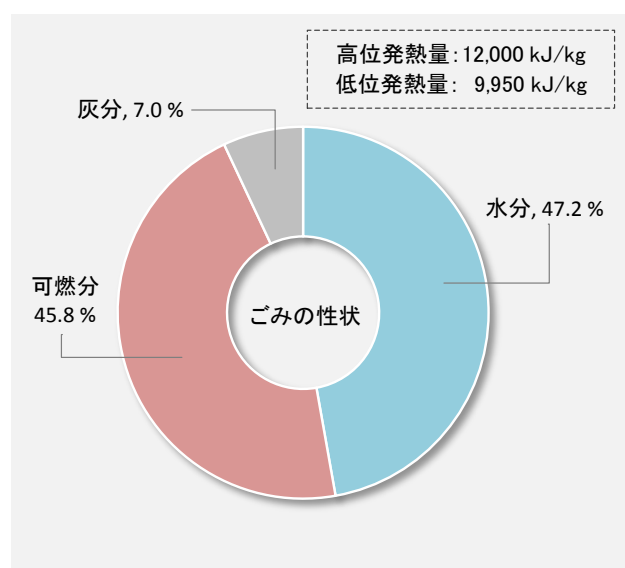
平成 28 年度の可燃ごみの組成調査結果をみると、紙、布類やビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類が多くなっています。

資源化に適さない紙、布類は一定量ありますが、資源化できるものも排出されているのが現状です。また、性状別では水分が約半分を占めていることからわかるように、生ごみの水分を切り、食品ロスをなくすことでごみの減量につながり、その分燃焼効率が良くなれば、二酸化炭素排出を抑制できることを市民に啓発していくことが必要です。

なお、この調査は八女西部クリーンセンターのごみピット内から採取したものを対象としているため、八女市、筑後市、広川町の家庭、事業所の可燃ごみが対象となっています。



■ごみの組成調査結果(平成 28 年度)
提供：八女西部広域事務組合



■ごみの性状調査結果(平成 28 年度)
提供：八女西部広域事務組合

現在、不燃物の資源化や生ごみ処理器の普及等の取り組みを実施していますが、今後はアンケート結果にあるように、プラスチック類や生ごみの資源化を推進していく必要があります。

■し尿・浄化槽汚泥処理施設と処理量

八女市のし尿・浄化槽汚泥は以下の施設で処理を行っています。

■し尿・浄化槽汚泥

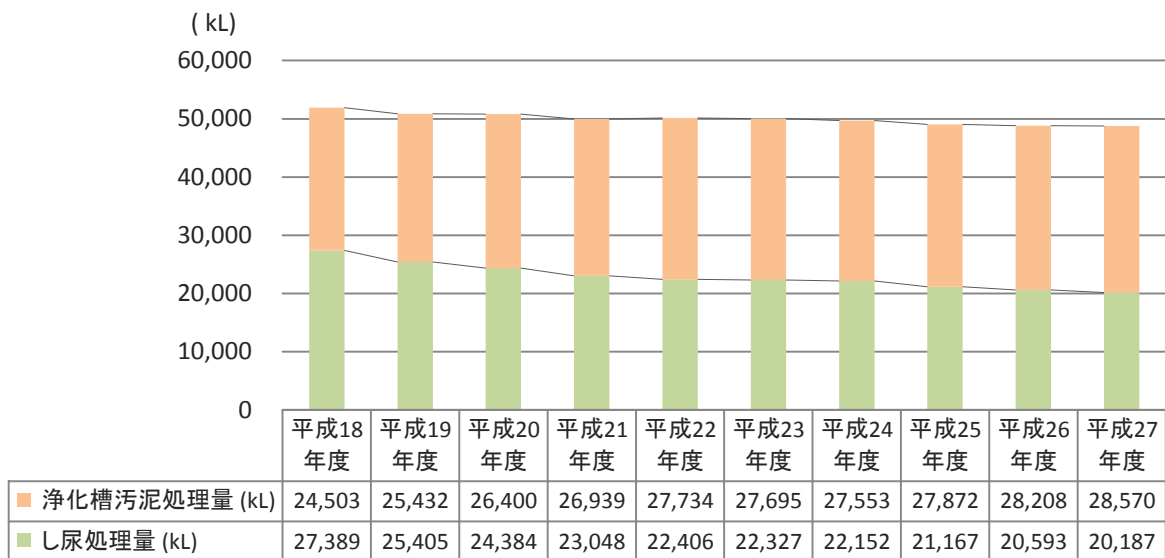
施設名	八女中部衛生センター	八女市衛生センター	上陽自給肥料供給施設	星野自給肥料供給施設
運営	八女中部衛生施設事務組合	八女市	八女市	八女市
構成市町	八女市、広川町			
所在地	八女市北田形	八女市黒木町桑原	八女市上陽町下横山	八女市星野村
処理能力	110 kL/日	33 kL/日	5.7 kL/日	5.7 kL/日
稼働開始	昭和56年4月	昭和61年12月	昭和55年8月	昭和56年4月
八女市処理区域	旧八女市・立花地区	黒木・矢部地区	上陽地区	星野地区

本市のし尿処理4施設はいずれも老朽化が進行しており、また処理能力も懸念されることから、し尿処理施設の在り方の見直しが喫緊の課題となっています。施設の統廃合による処理体制の効率化を図るとともに、電気や化石燃料の削減による省エネルギーの視点も欠かせません。

また、乾燥汚泥を土壌改良剤として活用し、環境保全型農業につなげることも重要な視点です。

し尿・浄化槽汚泥の合計処理量は、下水道の普及と人口減少に伴い減少傾向にありますが、浄化槽の普及により浄化槽汚泥の処理量は増加しています。

今後もこのような傾向が続くことが予想され、し尿及び浄化槽汚泥の排出量に応じた適正で効率的な収集、運搬、処理体制を十分検討していく必要があります。



■し尿処理量と浄化槽汚泥処理量の推移

■災害発生時における廃棄物処理の課題

大規模な災害が発生した場合には、被災地において膨大な災害廃棄物が発生し、被災地の復旧、復興に大きな障害となります。

本市は平成24年7月14日の九州北部豪雨により甚大な被害を受けました。災害発生時は、いち早く廃棄物の仮置き場を設置し、その後の円滑な処理を想定した分別、搬入出の手順に基づき受け入れを行いました。域内で処理困難な品目は他市や他県へも処理を要請し、広域的な協力を得ることで、年内に災害廃棄物の処理を完了しました。

そのような中、国は東日本大震災等の経験を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、また県においては、平成28年3月に「福岡県災害廃棄物処理計画」を策定しています。

本市においても大規模災害を想定し、災害廃棄物の対応と処理を迅速に行うとともに、早期の復旧、復興を図るために、庁内組織の具体化、仮置き場での廃棄物の管理、災害現場の環境衛生対策等、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を定めた災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。



■九州北部豪雨災害時の災害廃棄物仮置き場の状況
(平成24年7月31日八女市立山)

(2) 取り組みの方向性

分別、リサイクルを進め、資源循環型社会の形成を進めます

「3R」を基本とした分別、リサイクルを進めるとともに、不適正排出や不法投棄等について、指導と啓発に取り組みます。また、市民の利便性や施設の老朽化を踏まえた効率的な廃棄物処理体制を確立するとともに、災害の発生に備えた処理計画の策定を行うなど、資源循環型社会の形成を進めます。

コラム

「3R」ってな〜に？

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称です。

- 1つめのR（リデュース）とは、物を大切に使い、ごみを減らすことです。
- 2つめのR（リユース）とは、使える物は、繰り返し使うことです。
- 3つめのR（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用することです。

■ごみを減らします

家から出たごみを減らすことも重要ですが、それ以前にごみとなるものを買わない、持ち込まないようにしましょう。



Reduce
(リデュース)

3 R

Recycle
(リサイクル)

Reuse
(リユース)

■再び資源にします

不要になったものを原料に戻し、新しい製品として再び使います。捨てればごみになりますが、リサイクルすれば再び資源になります。



■再使用します

一度使って不要になっても、リサイクルショップに持ち込んだり、フリーマーケットに出店するなど何度でも繰り返し使うことを心がけましょう。



[資料:環境省]



■行政区分別作業風景

(3) 各主体の取り組み

【市の取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容	所 管
分別、リサイクルを進め、資源循環型社会の形成を進めます	ごみ減量を図る上で不可欠な、一人ひとりの行動を促すために、家庭ごみ、事業系一般廃棄物の減量に関する啓発と指導に努めます。	環境課
	生ごみ処理器や資源回収等、ごみ減量に関する補助制度を実施します。	環境課
	生ごみや廃プラスチックなど一層の分別を図り、制度及び処理システムの確立を、可能なところから進めます。	環境課
	JA ふうおか八女など関係団体と連携し、農業用廃プラスチック関係資材の共同回収を行います。	農業振興課
	容器包装ごみを減らすために、簡易包装やマイバッグ運動の普及促進を図ります。	環境課 商工観光課
	分別、リサイクルの徹底と拡充を図り、ごみ減量及びごみ処理経費の削減に努めます。また、事業所に対し資源回収BOXの設置等、分別排出の協力依頼を行います。	環境課 商工観光課
	公共施設や市民、事業者から排出される剪定枝、落ち葉、枯草等の資源化を推進します。	環境課
	東部地区市民のごみ処理の利便性を確保し、分別、リサイクルを促進するために、「八女市環境センター」のあり方を検討します。	環境課
	し尿処理施設の統廃合を行い、し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理と資源化を推進します。	環境課
	30・10運動を推進するなど、食品ロス削減に関する啓発を行います。	環境課
	家電リサイクル法に基づき、家電5品目の適正処理に関する啓発を行います。	環境課
	八女西部クリーンセンター・リサイクルプラザを活用した学習会の開催等、ごみ減量啓発活動を推進します。	環境課
	リサイクル教室の開催やパンフレットの作成等、分別、リサイクルに関する啓発を強めます。	環境課 男女共同参画・生涯学習課
	わかりやすいごみ分別・分類表として「ごみ処理図鑑(仮称)」を作成し、市民、事業者へ周知します。	環境課
	不用品の活用について、「市民受け渡し制度」の創設や「八女市もってなかプラザ(仮称)」の設置を検討します。	環境課
グリーン購入法に基づき、環境への負荷が少ない物品を購入します。	総務課 各支所	
不法投棄については、啓発看板等を設置するとともに、警察署等と連携し、監視と予防体制を検討します。	環境課 防災安全課	
過去の水害の教訓を踏まえ、あらゆる自然災害を想定した災害廃棄物処理計画を策定し、非常災害時の集積、収集、運搬及び分別、リサイクルなど、適正処理体制を構築します。	環境課 防災安全課	

【市民・市民団体の取り組み】

主体	取り組みの内容
市民・市民団体	定められたごみ分別ルールを守りましょう。
	生ごみの水切りや堆肥化等により、ごみ減量に取り組みましょう。
	モノを大切に使い、繰り返し長く使うことを心がけましょう。
	買い物にはマイバッグを持参しましょう。
	過剰な包装は断り、詰め替え製品等の環境にやさしい商品を選びましょう。
	料理を作りすぎず、食べ残しをしない30・10運動を実践しましょう。
	ごみ減量推進のための学習会等に積極的に参加しましょう。
	各種団体で行われる資源回収に協力しましょう。
	フリーマーケットなどを積極的に利用し、不用品を有効に活用しましょう。
	エコマーク商品やリサイクル商品等、グリーン購入に努めましょう。
	ごみ処理施設を見学し、適正処理と分別、リサイクルを考えてみましょう。
	不法投棄の監視及び不法投棄防止対策に協力しましょう。

【事業者の取り組み】

主体	取り組みの内容
事業者	ごみ減量の取り組みを実践しましょう。
	法令を遵守し、ごみは適正に処理しましょう。
	簡易包装やマイバッグ運動に積極的に協力しましょう。
	バラ売りやはかり売り商品の導入を検討しましょう。
	エコマーク商品やリサイクル商品等、グリーン購入に努めましょう。
	紙類や製品等のリサイクルを進めましょう。
	農業用廃プラスチック類は、JAなどで行う共同回収に出しましょう。
	店舗等へ資源回収ボックスを設置しましょう。
	産業廃棄物の適正な処理を行いましょ。
	不法投棄の監視及び不法投棄防止対策に協力しましょう。

【成果指標と数値目標】

成果指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	備考
ごみ排出量	18,656t (平成 27 年度)	17,932t (平成 38 年度)	八女市一般廃棄物処理計画のH40年度目標から算出
資源ごみ分別品目数	14 分別 (平成 27 年度)	18 分別 (平成 38 年度)	各地区の分別回収品目数
資源ごみの分別回収の状況に満足する市民の割合	54% (平成 28 年度)	62% (平成 38 年度)	目標値はやや不満と回答した市民の半数が満足に感じることを想定

※現在の各地区分別回収品目：缶、びん、ペットボトル、白色トレイ、有色トレイ、新聞、ダンボール、雑紙、紙パック、古布、廃乾電池、廃蛍光管、小金属、小型廃家電

環境 目標	1. 安全・安心な生活環境の実現
	2. 資源循環型社会の形成
	3. 低炭素社会の構築
	4. 自然共生社会の創造
	5. 市民協働による環境都市の実現

3. 低炭素社会の構築

(1) 現況と課題

①省エネ推進と地球温暖化対策

地球温暖化問題への国際的な取り組みとしては、平成27年12月、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が行われ、「パリ協定」が採択されました。

我が国においては、平成27年7月に国連に提出した「日本の約束草案」で、国全体の温室効果ガス排出量を平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で26.0%削減するという中期目標を示しています。

近年、日本各地で生態系への影響や連続する猛暑日、突発的な豪雨と異常な降水量など異常気象が観測されており、本市の気象観測結果（P10参照）をみても、1日の平均気温は上昇傾向を示しています。また、年間降雨量をみると変動が大きくなっている印象があり、地球温暖化の影響が現れていると考えられます。

このような気候変動を緩和していくためには、経済社会システムの在り方や、ライフスタイルの見直しが必要であり、市民、事業所、行政による役割分担に基づき協力、連携し、共に行動することが必要です。

コラム

「COP21」「パリ協定」ってな～に？

COPとは国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of Parties）の略称です。

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。同条約に基づき、会議は1995年から毎年開催されています。

平成27年12月にフランス・パリで行われた21回目の会議を「COP21」といいます。また、そこで採択された新たな国際枠組みを「パリ協定」といいます。

約束草案とは

約束草案とは温室効果ガス排出削減目標のことです。

日本の約束草案（2020年以降の新たな温室効果ガス排出削減目標）は、平成27年7月17日に地球温暖化対策推進本部が開催され、「日本の約束草案」が決定されました。

■主な国の約束草案の提出状況（平成27年12月12日時点）

国名	基準年	目標年	削減目標	提出日(平成27年)
日本	2013年度	2030年度	26%	7月17日
アメリカ	2005年	2025年	26～28%	3月31日
カナダ	2005年	2030年	30%	5月15日
EU	1990年	2030年	40%	3月6日
中国	2005年	2030年	60～65% (GDP当たりのCO ₂ 排出量)	6月30日
インド	2005年	2030年	33～35% (GDP当たりのCO ₂ 排出量)	10月1日

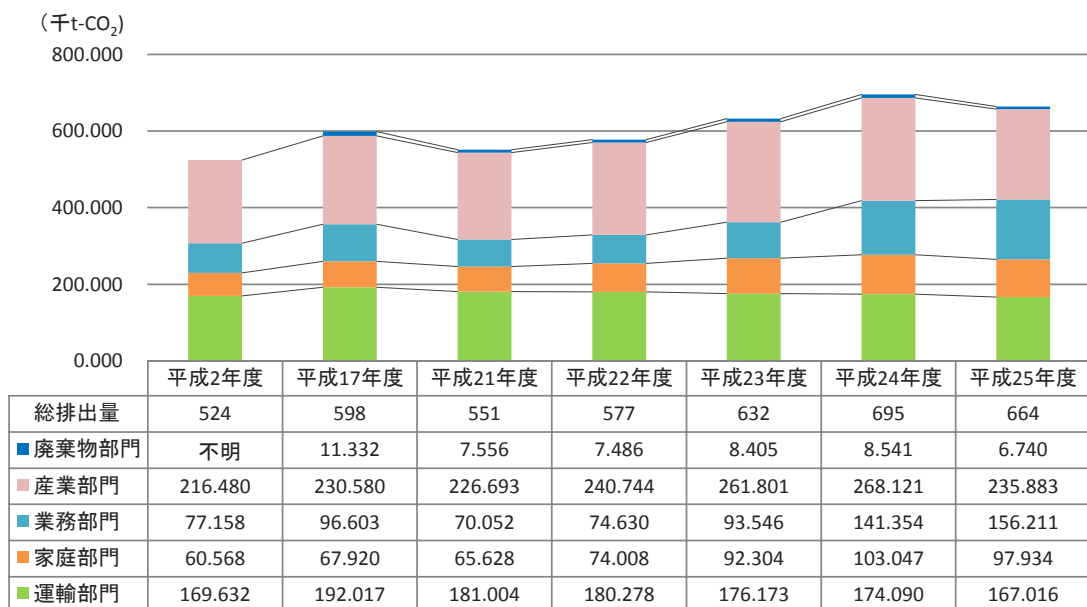
[資料:環境省]

■二酸化炭素排出量の推計

本市における二酸化炭素排出量の現況を「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)」に沿って推計を行った結果、二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、平成25年度(2013年度)の二酸化炭素排出量は664千t-CO₂となっています。

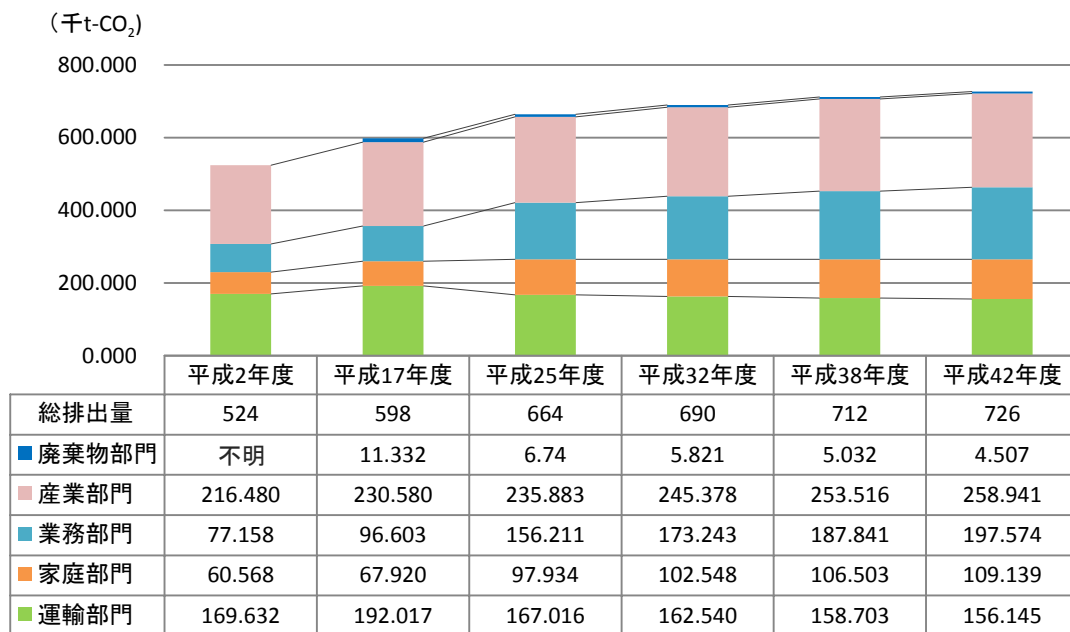
部門別で見ると、産業部門、業務部門、家庭部門で増加しており、特に平成21年度～25年度の5年間に、業務部門では123.0%、家庭部門では49.2%と大きく増加しています。

増加の主な要因としては、東日本大震災の影響による電気の排出係数の増加、機器のOA化の進展、世帯数や出荷額、従業員数等の活動量の増加が挙げられます。



■二酸化炭素排出量の推移

今後、新たな地球温暖化対策を特に行わなかった場合、二酸化炭素の排出量は平成25年度(2013年度)比で平成32年度(2020年度)には104%、平成42年度(2030年度)には109%になると予想されます。



■ 二酸化炭素排出量の将来推計

■本市の地球温暖化対策

現在本市では、平成24年3月に第3次八女市地球温暖化対策実行計画(事務事業編：H24年3月策定)に基づき、市の施設における電気使用量や化石燃料使用量等の削減目標を定めて取り組んでいます。

また、家庭への再生可能エネルギー普及の取り組みとして、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を行っています。平成24年度から平成27年度までの4年間における設置件数は710件、設置容量は3,913kWであり、二酸化炭素の削減効果は累計で約2,250tであると推計できます。

本市においては森林資源が豊富なこともあり、森林等の整備促進を図ることで二酸化炭素吸収量の増加と資源の有効利用に大きな効果が期待できます。これまでに森林資源の活用目的で木質バイオマスボイラーなどの導入、竹製品の研究、開発等、低炭素社会の実現に向け取り組みを進めています。

公共施設への再生可能エネルギーの導入状況(P37参照)は次のとおりとなっています。

■ 公共施設への再生可能エネルギー導入概要

種類	導入数	備考
太陽光発電パネル	15 箇所	立花小学校、黒木中学校等
太陽光発電パネル(外灯用)	17 箇所	八女市役所本庁駐車場等
木質バイオマスボイラー	3 箇所	べんがら村、グリーンピア八女、池の山荘
蓄電池	4 箇所	星野中学校屋内運動場等



■ 星野中学校の太陽光発電パネル



■ べんがら村の木質バイオマスボイラーとチップサイロ

コラム

「再生可能エネルギー」ってな〜に？

再生可能エネルギーとは、法律で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。



[資料: 経済産業省 資源エネルギー庁]

また、事業所の環境活動のひとつとして、環境マネジメントシステムの認証取得がありますが、事業所アンケートによると、エコアクション21の取得割合は3%に留まっています。

環境マネジメントシステムの認証取得は、事業活動における環境意識を高めることにつながり、また社員教育の一環としても有効であることから、取得を促進していく必要があります。

コラム

「環境マネジメントシステム」「エコアクション21」ってな～に？

地球環境問題に対応し、持続可能な発展をしていくためには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければなりません。そのためには、幅広い組織や事業者が、規制に従うだけでなく、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取り組みを進めていくことが求められます。

組織や事業者が環境保全の取り組みを進めていくための体制・手続きなどの仕組みが「環境マネジメントシステム」です。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001があります。

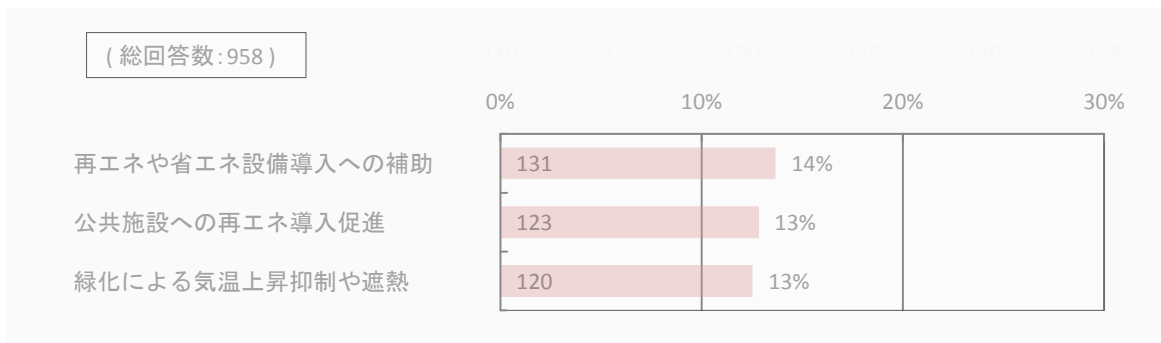
エコアクション21とは

全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するためのガイドラインです。

[資料:IGES-CfS エコアクション21 中央事務局]

【市民アンケートの調査結果】

市民アンケート調査において、「地球温暖化対策に有効な取り組み」について聞いたところ、「再生可能エネルギーや省エネルギー設備導入への補助、公共施設への再生可能エネルギーの導入促進、緑化による気温上昇抑制や遮熱」が上位を占めました。



■地球温暖化対策に有効な取り組み(市民アンケート調査結果)

■地域における自然エネルギーの利活用

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を契機に、再生可能エネルギーや地域エネルギーは大きく注目を浴び、家庭や事業所で省エネや太陽光発電設備の設置等が進んでいます。自然エネルギーの利活用は、いつ何時発生するか分からない豪雨や突風、地震等、不測の事態における非常用電源等のライフラインの確保が可能となり、災害対策の面からみても、その開発と整備は重要な役割を果たすことが期待されます。

現在本市では、間伐材等の未利用材を活用する、「バイオマス発電の事業化」へ向けた取り組みを関係機関と進めています。

(2) 取り組みの方向性

温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策を進めます

環境配慮の行動や建物の省エネ化、再生可能エネルギー施設の導入、エコカー導入等、省エネルギーへの取り組みを進めるとともに、温室効果ガスの排出量削減と森林整備促進による二酸化炭素吸収量の増加など併行した啓発と支援を行うことにより、地球温暖化対策を進めます。

(3) 各主体の取り組み

【市の取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容	所 管
温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策を進めます	「八女市地球温暖化対策実行計画」に基づき、事務事業活動に伴うエネルギー削減の取り組みを強めます。	環境課 総務課
	公共施設の電気器具の買い替え時は、省エネ製品を購入します。また、新築・改築時には、太陽光発電等、再生可能エネルギー設備の導入を検討し、省エネ、省資源化に取り組みます。	総務課 各支所
	公共施設の統廃合を行い、事務事業の効率化とエネルギー削減に取り組みます。	環境課 企画財政課 総務課
	上水道の計画的な維持管理により漏水防止対策を図り、水の有効利用を進めます。	上下水道局
	省エネルギーに関する正しい知識を広く普及するために、情報提供に努めます。	環境課
	各地域や環境保全団体へ、エコファミリー運動を呼びかけ、「環境家計簿」等を活用した、省エネ市民運動を推進します。	環境課
	各家庭のエネルギー使用状況や、ライフスタイルに合わせた省エネ対策の提案を行う「家庭エコ診断制度」を推進します。	環境課
	夏場の節電等、省エネ対策を図るための「緑のカーテン」の設置を推進します。	環境課
	窓の断熱材及び二重サッシ構造等の省エネ住宅の普及と啓発に取り組みます。	環境課 都市計画課
公共施設においてフロンガスから代替冷媒への移行を進めます。	総務課 各支所	

取り組みの方向性	取り組みの内容	所管
温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化対策を進めます	市民、事業者に対し、冷蔵庫、クーラー、自動車等、フロンガス使用機器を廃棄する際の適切な処分方法の周知徹底を図ります。	環境課
	「オゾン層の破壊、酸性雨、海面水位の上昇、異常気象、生態系への影響、熱帯性感染症の増加」等、地球環境問題に関し、分かりやすく整理し、啓発を図ります。	環境課
	温室効果ガス削減をめざした国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を普及し、地球温暖化対策を推進します。	環境課
	環境負荷の少ない循環型社会をつくるため、国・県の省エネ施策の動向を踏まえ市独自施策の研究に取り組むなど、自然エネルギーの普及促進に努めます。	企画財政課 環境課
	市民、事業者の自然エネルギー利用導入を支援するために、国や県が行う支援事業について啓発を行います。	企画財政課 環境課
	再生可能エネルギーの活用促進を図るため、未利用材等の木質資源を燃料とした、木質バイオマス発電の事業化に向けた条件整備及びボイラーへの熱利用等の取り組みを進めます。	林業振興課 企画財政課 農業振興課
	八女市バイオマス活用推進計画に基づき、竹林等、地域の特性を生かした資源活用に取り組むと同時に、再生可能エネルギーの利用促進に係る開発研究を行います。	企画財政課 林業振興課 環境課
	再生可能エネルギー分野の所管課による市役所内連絡会議を設置し、地球温暖化対策を推進します。	関係各課
	大量の二酸化炭素を排出する自動車への環境配慮施策として、国・県の施策の動向を踏まえ、エコカー購入支援事業やエコカーステーションの設置を研究します。	環境課 税務課
	公用車の新規購入の際には、ハイブリッドカーなどのエコカー導入に努めます。	総務課 各支所
自動車利用による二酸化炭素排出を削減するために、市職員が率先してアイドリングストップ運動やエコドライブに努めます。	関係各課	

【市民・市民団体の取り組み】

主体	取り組みの内容
市民・市民団体	国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を意識し、温暖化対策を進めましょう。
	家庭でできる省エネルギー活動を実践しましょう。
	電気製品は省エネタイプを率先して購入しましょう。
	緑のカーテンや窓の遮熱・断熱性が高い複層ガラスなどの設置に努めましょう。
	エコライフのチェックに環境家計簿を利用しましょう。
	太陽光など再生可能エネルギーの利用設備の導入に努めましょう。
	アイドリングストップなどのエコドライブを実施しましょう。
	化石燃料の消費が少ないエコカーや二輪車の利用に努めましょう。
公共交通機関の利用に努めましょう。	

【事業者の取り組み】

主体	取り組みの内容
事業者	国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し、温暖化対策を進めましょう。
	省エネルギー活動の徹底に努めましょう。
	事務機器は、省エネタイプを率先して購入しましょう。
	再生可能エネルギー設備の導入に努めましょう。
	空調機等のフロン類使用製品の廃棄は、適切に行いましょう。
	アイドリングストップなどのエコドライブを実施しましょう。
	化石燃料の消費が少ないエコカー導入に努めましょう。
	業務に支障がない範囲で、公共交通機関の利用に努めましょう。

コラム

「COOL CHOICE（クールチョイス）」ってな～に？

日本は、2030年に向けて、温室効果ガス排出量を26%削減（※2013年度比）する目標を掲げています。「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動等、温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」をしているという取り組みです。

未来のために、いま選ぼう

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」

資源の限られた日本だからこそ生まれた賢い省エネアイデア。世界からCOOLと賞賛される最先端技術。その2つが合わさった「次世代の暮らし方」を選んでいくことがCO₂排出を抑える力になります。



低炭素社会実現に向けた
さまざまなアクション

- 夏の冷房時の室温を28℃に。そんな部屋で快適に過ごすための「夏の常識」がクールビズです。

COOLBIZ

クールビズ

- 暖房に頼りすぎず、冬を暖かく、快適に過ごす「ウォームビズ」を実践しましょう。

WARMBIZ

ウォームビズ

- 燃料消費が少なくCO₂削減につながる、環境負荷の軽減に配慮した自動車利用への取り組みです。

ECO DRIVE

- そのほかにも、『CO₂削減／ライトダウンキャンペーン』、節電・温暖化対策のための高効率照明普及キャンペーン『あかり未来計画』、節電に役立つ情報を詳しくまとめた『みんなで節電アクション！』などの節電アクションがあります。

[資料：環境省]

【成果指標と数値目標】

成果指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	備考
エコファミリーの参加件数	391 世帯 (平成 28 年度 までの累積)	600 世帯 (平成 38 年度 までの累積)	県全体の目標値を、県と八女市の 世帯数で按分して設定
再生可能エネルギーの導入容 量	33,877kW (平成 28 年度 10 月末)	40,652kW (平成 38 年度)	目標値は現況値より 2 割増を想 定
バイオマス利用率	利用率 18% (平成 24 年度)	利用率 29% (平成 34 年度)	八女市バイオマス活用推進計画
市公共施設から発生する二酸 化炭素排出量	11,966t-CO ₂ (平成 28 年度)	10,434t-CO ₂ (平成 38 年度)	第 4 次八女市地球温暖化対策実 行計画案
市に関連する公共施設の再生 可能エネルギー導入数	39 か所 (平成 28 年度)	58 か所 (平成 38 年度)	目標値は現況値より 5 割増を想 定
省エネルギーへの取り組みの 積極性に満足する市民の割合	18% (平成 28 年度)	28% (平成 38 年度)	目標値はやや不満と回答した市 民の半数が満足に感じることを 想定



■緑のカーテン



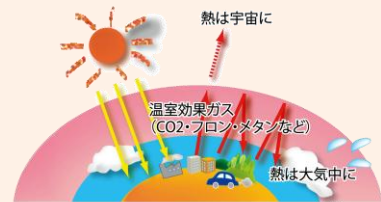
■福岡県環境家計簿(2016年版)
毎月のチェック表→

コラム

家庭でできる地球温暖化防止エコライフ

地球温暖化を進めているのはおもに CO₂ です。

エネルギーの大半は石油や石炭等の化石燃料を燃焼することによって得られていますが、これに伴って、大気中に CO₂(二酸化炭素)が排出されます。エネルギーの大量消費でこの CO₂ 濃度が上昇し、地球が宇宙に放出するはずの熱が大気中に封じ込められる温室効果が進み、地球が温暖化しています。ライフスタイルを見直し、日頃から省エネに心がけましょう。また、家電の省エネ化が毎年進んでいます。省エネ家電を購入して置き換えることも省エネ行動の一つと言えます。



対象機器	エコアドバイス	年間 CO ₂ 削減量	節約金額 (年間)	設定
照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ■電球型 LED ランプに取り替えましょう ・器具の掃除で明るさアップ 	50.8 kg	約 2,410 円	54W の白熱電球から 9W の電球型 LED ランプに交換した場合 (年間点灯時間：2,000 時間 電気料金：22 円/kWh)
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> ■夏の冷房時は室温は 28℃を目安に設定しましょう ・レースのカーテンやすだれなどで日差しをカットしましょう 	17.2 kg	約 820 円	外気温度 31℃の時、エアコン (2.2kW) の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合 (使用時間：9 時間/日)
	<ul style="list-style-type: none"> ■冬の暖房時の室温は 20℃を目安に設定しましょう ・扇風機を併用し暖まった空気を循環させましょう 	30.3 kg	約 1,430 円	外気温度 6℃の時、エアコン (2.2kW) の暖房設定温度を 21℃から 20℃にした場合 (使用時間：9 時間/日)
冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ■適切な設定温度にしましょう 	35.2 kg	約 1,670 円	周囲温度 22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合
	<ul style="list-style-type: none"> ■壁から適切な間隔で設置しましょう 	25.7 kg	約 1,220 円	上と両側が壁に接している場合と、片側が壁に接している場合との比較
洗濯機	<ul style="list-style-type: none"> ■洗濯物はまとめて洗いをしましょう ・お風呂の残り湯を利用しましょう ・洗剤は適量に ・すすぎは注水より、ためすすぎで 	3.4 kg	約 3,980 円 電気：160 円 水道：3,820 円	定格容量 (洗濯・脱水容量：6kg) の 4 割を入れて洗う場合と、8 割を入れて、洗濯回数を半分にして洗う場合との比較
電気カーペット	<ul style="list-style-type: none"> ■設定温度は低めにしましょう ・断熱マットなどを下に敷きましょう 	106.0 kg	約 5,020 円	3 畳用で、設定温度を「強」から「中」にした場合(1 日 5 時間使用)
	<ul style="list-style-type: none"> ■広さにあった大きさを選びましょう ・人のいない部分はスイッチ OFF 	51.2 kg	約 2,430 円	室温 20℃の時、設定温度が「中」の状態です 1 日 5 時間使用した場合、3 畳用のカーペットと 2 畳用のカーペットとの比較
電気ポット	<ul style="list-style-type: none"> ■長時間使用しないときはプラグを抜きましょう ・保温は低めの温度に設定しましょう ・省エネタイプに注目 	61.3 kg	約 2,900 円	ポットに満タンの水を 2.2L を入れて沸騰させ、1.2L を使用後、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較
自動車の使用	<ul style="list-style-type: none"> ■ふんわりアクセル「e スタート」ゆっくり発進しましょう ・使用するときはエコドライブを心がけましょう 	194.0 kg	約 13,040 円	最初の 5 秒で時速 20km が目安 少し緩やかに発進すると 11% 程度燃費が向上します ※資料：「エコドライブ 10 のすすめ」エコドライブ普及推進協議会

[資料:「家庭の省エネ徹底ガイド」 経済産業省 資源エネルギー庁、平成 27 年 3 月]

●こまめに節電



●待機電力カット



●衣類の調節で暖房費の節約



●アイドリングストップ



4. 自然共生社会の創造

(1) 現況と課題

①生態系の保全

市域のほとんどは矢部川流域となっており、流域内の広い範囲が自然公園に指定され、「矢部川県立自然公園」、「筑後川県立自然公園」に属しています。矢部川源流から、日向神ダムを経て山間部を縫うように流れる様子は、美しい溪流景観を呈しています。水際には、ツルヨシが繁茂し、水域にはアカザやカジカをはじめとする希少種やサワガニなどが生息しています。

■人と自然が共生する里地・里山

福岡県レッドデータブック 2011、2014 によると、本市で確認されている希少野生生物は、植物群落 13 群落、維管束植物 73 種、哺乳類 4 種、鳥類 3 種、爬虫類 2 種、両生類 8 種、魚類 23 種、昆虫類 74 種、貝類 9 種、クモ型類 1 種となっています。

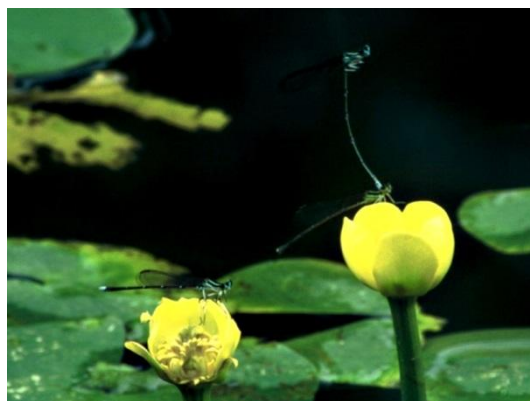
そのうちのひとつであるオグラコウホネは、星野村の星のふるさと公園内にある『麻生池』に自生しており、県の天然記念物にも指定されています。

矢部川流域の上流部は、キャンプ地が多く、釣りや自然散策等に利用されています。また、神々の伝説を秘めた日向神峡の景勝地をさらに上った源流では、生きものが持つ個性とつながりを体感し、生物多様性を認識するために水生生物を調査することもたちの姿も見られます。

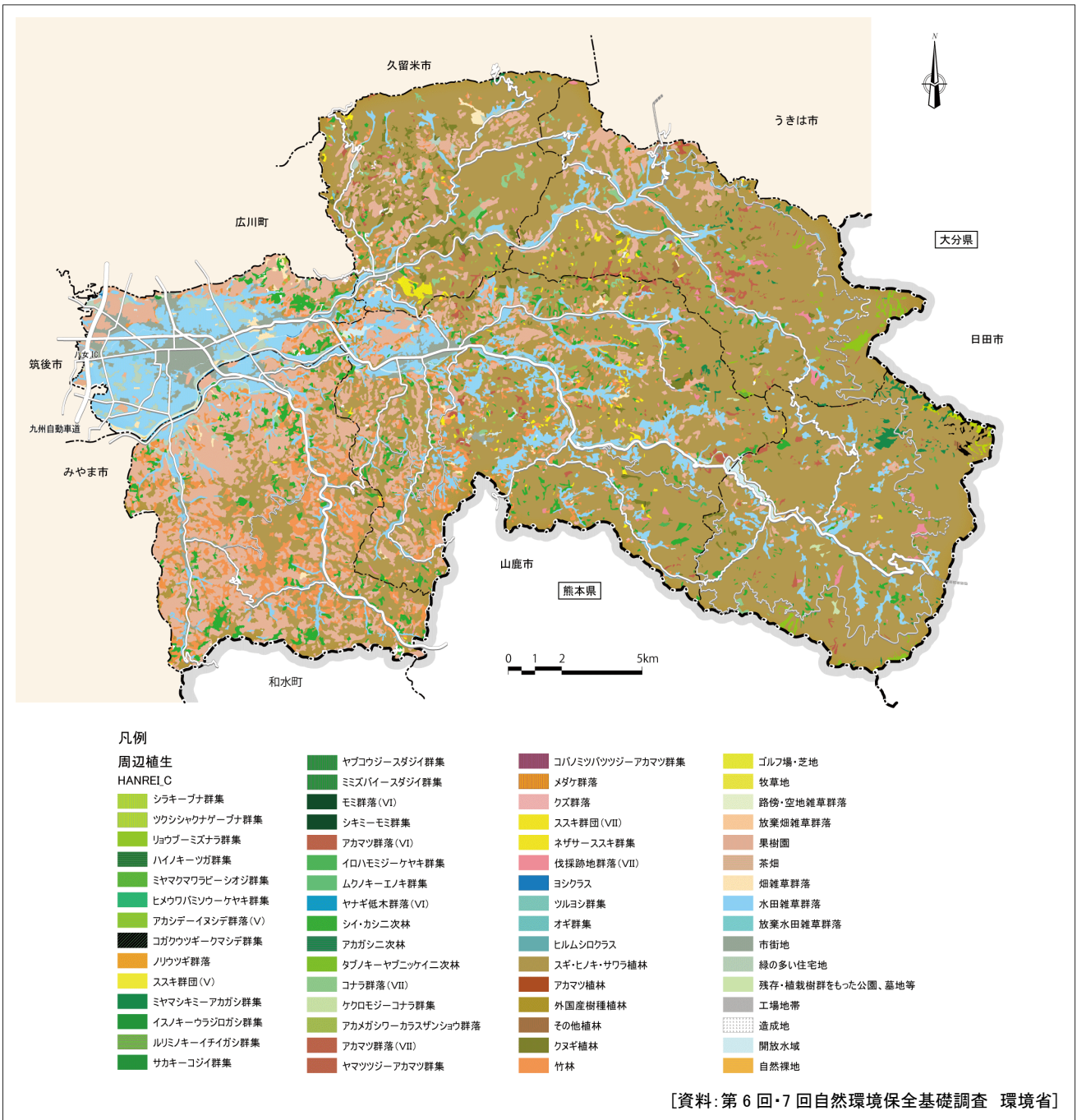
環境 目 標	1. 安全・安心な生活環境の実現
	2. 資源循環型社会の形成
	3. 低炭素社会の構築
	4. 自然共生社会の創造
	5. 市民協働による環境都市の実現



■水生生物調査の様子



■麻生池のオグラコウホネ



■ 植生図

■ 外来生物と有害鳥獣

本市においても、多くの池や河川敷等で特定外来生物等が確認され、旧来の生態系を脅かしており、自然環境を保全する施策が重要視されています。

花宗溜池（犬山ダム）では、特定外来生物の駆除、環境の保護を目的として、ブラックバス釣り大会が開催されています。また、植物では、オオキンケイギクが随所に見られ、他の植物への影響を防ぐために駆除活動を進めています。

一方、里地・里山の現状は、管理が行き届かないことによって、竹林の繁茂や、有害鳥獣による被害が頻繁に起こるなどの問題が生じてきていることから、竹林の適正管理と竹材の有効活用の推進、並びに有害鳥獣対策等に取り組んでいく必要があります。

コラム

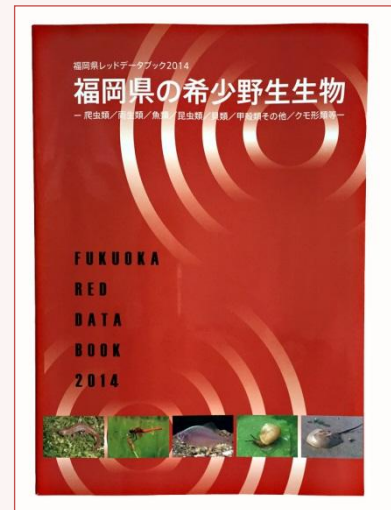
「福岡県レッドデータブック」ってな〜に？

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト（レッドリスト）及びそれらの生育・生息状況を取りまとめた本のことです。

国際自然保護連合（IUCN）により、1966年に最初のレッドデータブックが作成され、表紙に赤い紙が使われていたため、レッドデータブックと呼ばれています。

福岡県では、県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、希少野生生物への理解を深めると共に、これからの保全対策の資料として役立てるため、平成13年3月に「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2001－」が発行されています。

その後、最新の情報に更新するため、レッドデータブックの見直しが行われ、植物群落、植物、哺乳類、鳥類については、平成23年11月に、爬虫類、両生類、魚類、陸・淡水産貝類、昆虫類、甲殻類その他・クモ形類等については平成26年8月にそれぞれ改訂されています。



[資料：福岡県]

②里地・里山、緑地の保全

本市の土地利用は、森林が65.6%、耕地が14.2%で、市域の約80%が自然的土地利用となっています。その内訳は、山地ではスギ、ヒノキなどの人工林、丘陵地、扇状地、低地にかけては果樹園、茶畑、畑地が広がり、市域のほとんどが人と自然との相互の働きかけにより長い年月をかけて育まれた里地・里山で占められています。



■繁茂する竹林(県道796号)

■自然豊かな観光名所

福岡県の「快適な環境スポット30選」に選定されている「納又の滝の宮」、「童男山古墳」、「山中溪谷」や「源流の森」は、地域の人々の誇りとして、地域団体、NPO、市町村等により環境保全活動が行われている、五感に響くような自然景観に優れた場所となっています。また、本市の南西部に位置する飛形山は、八女市の中心部をはじめ筑後平野が広く眺望でき、古くから山岳信仰の場として親しまれています。



■山中溪谷の紅葉

この他にも豊かな自然を積極的に活用する枠組みとして、「山の井公園」から「岩戸山歴史文化交流館」までの豊かな自然や歴史、文化を楽しむ「九州オルレ八女コース」の指定、森林浴効果があると認定された黒木町の「森林セラピー基地」、また星野村では「日本の棚田百選」の認定や「日本で最も美しい村連合」への加盟が認められるなど、本市には多数の国土保全、環境保全の名所があります。

このような自然とのふれあいの場や機会の提供は、市民の貴重な交流、憩いの場として重要であるため、自然環境の保全とともに適正な管理を継続していく必要があります。

■荒廃する里地・里山

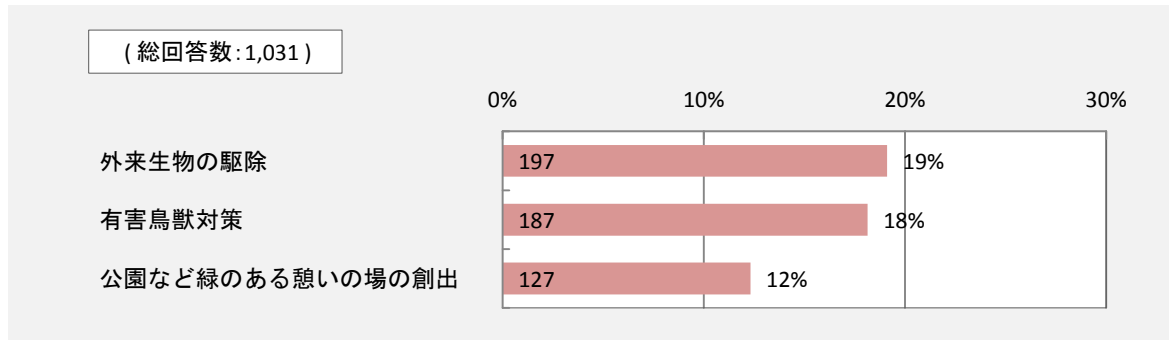
人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、利用を通じた自然資源の循環が減少し、放棄された果樹園等に竹林が侵入するなど、里地里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が生じています。

さらに、里地里山の荒廃は、国土保全機能の低下による土砂災害等の発生や水源涵養機能の低下による洪水被害の拡大等も懸念されることから、市民の安全確保に向けた里地里山の保全は欠かせません。

NPO 法人やボランティアによる里山体験や下草刈りなどの里山にふれあい、守る活動も様々に行われていますが、広大な八女市の里山保全やまちの緑化を進めていくためには、より一層活動を広げていく必要があります。

【市民アンケートの調査結果】

市民アンケート調査において、「自然環境保全に有効な取り組み」について聞いたところ、「外来生物の駆除、有害鳥獣対策、公園など緑のある憩いの場の創出」が上位を占めました。



■ 自然環境保全に有効な取り組み(市民アンケート調査結果)

(2) 取り組みの方向性

生態系を保全し、人と自然が共生するまちづくりを進めます

自然環境の状況を把握し、地域の状況に応じた効果的な希少動植物の保全対策、外来生物対策、有害鳥獣対策等、環境配慮型の施策を展開することで、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

農山村の自然環境とふれあえる緑豊かなまちづくりを進めます

農山村の自然環境を、日々の生活に潤いをもたらす貴重な財産としてとらえ、森林環境の保全や荒廃森林の再生、放棄耕作地の有効活用等を行うことで、農山村の自然環境とふれあえる緑豊かなまちづくりを進めます。

(3) 各主体の取り組み

【市の取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容	所管
生態系を保全し、人と自然が共生するまちづくりを進めます	福岡県鳥獣保護管理事業計画に基づき、農林水産業の発展、生態系と生活環境の保全等の観点から、有害鳥獣に対する効果的な管理、被害対策に努めます。	林業振興課 農業振興課 環境課
	希少な動植物や外来種の影響等、市内における自然環境調査を実施します。	環境課
	外来生物の防除や駆除を行い、自然環境や生態系等の保全に努めます。	林業振興課 農業振興課 環境課
	護岸改修の際には、可能な限り環境配慮型や多自然型護岸の採用に努めます。	建設課 農業振興課
	農業、農村の多面的機能の維持と発揮のための「地域の共同活動、条件不利地の農用地継続利用、環境保全型農業」に対して支援を行います。	農業振興課
	自然環境の保全と生物多様性に関する意識を向上するために、市民の協力のもと、里山など身近な自然環境の保全と啓発を図ります。	環境課 林業振興課
農山村の自然環境とふれあえる緑豊かなまちづくりを進めます	国土保全機能や水源涵養機能の向上と土砂災害の防止を図るため、適正な森林保全や荒廃竹林整備への支援と林地材の搬出促進のための支援を行い、また森林環境税を財源とした森林の再生事業の取り組みを進めます。	林業振興課
	身近な自然と土に親しむ体験農業や市民農園（貸農園）・観光農園等、自然体験事業を推進します。	農業委員会 農業振興課
	棚田の保全、森林セラピー、森林浴コース、親水ゾーンなど、里山環境の整備を行い、自然とのふれあいの場を確保します。	関係各課
	緑の募金等の活用により、緑化運動を推進します。	林業振興課
	公共施設やインフラ等については、周辺環境との調和と地域事情に配慮した整備と管理を率先して進め、農山村の環境整備と市街地の緑化に努めます。	関係各課
	開発行為の協議において、工場や事業所敷地内の緑化を要請します。	都市計画課

【市民・市民団体の取り組み】

主体	取り組みの内容
市民・市民団体	自然環境調査や保全活動に積極的に参加しましょう。
	自然環境保全のための講座に参加しましょう。
	動植物が生息・生育する場所は地域資源の財産として大切にしましょう。
	外来種に関する知識と理解を深めましょう。
	野生生物や動植物のむやみな捕獲や遺棄、繁殖はしないように心がけましょう。
	生態系から得られる恵みの重要性を理解し、行動するようにしましょう。
	休日や余暇を利用し、自然とふれあう活動を積極的に行いましょう。

【事業者の取り組み】

主体	取り組みの内容
事業者	工事の際には、自然環境への適切な配慮を行いましょう。
	大規模事業を実施する際は、自然環境への影響調査を行いましょう。
	森林の適切な管理と育成を行い、森林の持つ公益的機能の維持に努めましょう。
	林業に関わる関係者が協力し、間伐材等の有効利用を検討しましょう。
	自然環境保全のための社員教育や活動への参加を促しましょう。
	自然環境保全活動に対して可能な範囲で協力しましょう。

【成果指標と数値目標】

成果指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	備考
自然観察会等の開催回数	5回/年 (平成28年度)	7回/年 (平成38年度)	県主催及び市主催・共催の開催回数
森林整備率(推計)	3% (平成27年度:単計)	18% (平成38年度:累計)	森林整備面積/八女市森林面積
野鳥や昆虫がすむ自然環境の豊かさに満足する市民の割合	48% (平成28年度)	58% (平成38年度)	目標値はやや不満と回答した市民の半数が満足に感じることを想定

良好な景観は、快適な暮らしを支える重要な空間です。さらにその背後には、連綿と受け継がれてきた地域の文化やコミュニティがあり、そこに住む一人ひとりのマナーとモラルが地域景観に具現化されます。

これまで、自然、歴史、文化、生活等、八女らしさを語る上で欠くことのできない景観を地域の活性化等に活かすために、市民の主体的な関わりの中で「まもり、育くむ」取り組みを推進してきました。しかし一方では、空き家や空き地等の管理に対する苦情が多く寄せられ近年の課題となっています。農林業の低迷と雇用不安、核家族化と地域における生活様式の変化等が理由として考えられますが、国の施策の動向を踏まえた総合的な対策が求められています。

■協働による景観の保存

本市の中心部である福島地区は、江戸時代から茶、仏壇、提灯など八女の物産が集まる商業地域として機能してきました。特に、八女福島地区や黒木地区は、伝統的町家が多く残された古い町並みを形成しており、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。この町並みを保存、継承する市民活動を皮切りに、市民と行政が協働するまちづくりを展開しています。現在では「町並み保存技術継承のための建築集団の発足」、「空き家の保存活用への積極的な活動」を通じて協働事業が進められています。

②歴史的文化資源の保存

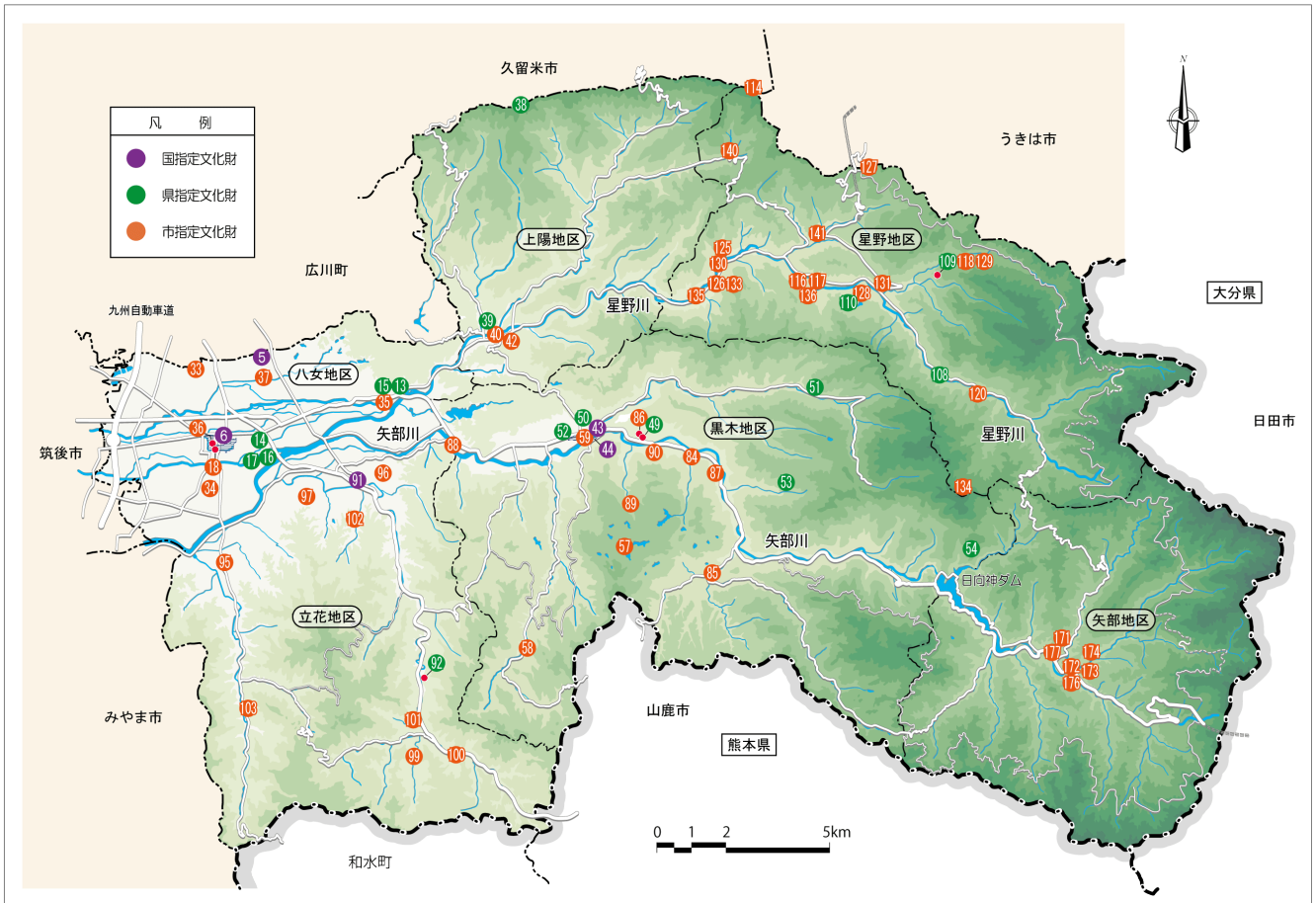
本市には、国指定文化財 9 件、県指定文化財 32 件、市指定文化財 136 件、合計 177 件の文化財が分布しており、指定文化財以外にも、古墳、古墳群や集落跡、寺院、寺院跡、城跡、石橋等が市全域に分布しており、本市の歴史的雰囲気醸し出す重要な資源となっています。



■岩戸山古墳(全景)



■岩戸山古墳別区の石人石馬



■八女市の主な文化財

※文化財の名称は資料編に掲載

また、「八女福島の燈籠人形」や「八女ぼんぼりまつり」をはじめとした本市の伝統文化を受け継ぐ祭りが毎年開催されており、八女福島仏壇や八女提灯等の伝統工芸も継承されています。

このような歴史的文化資源や、伝統産業であるお茶やその景観も、産業振興と併せて保全と活用が望まれます。

③環境教育、環境学習の推進

環境に配慮した活動を、市民一人ひとりが家庭や地域等、様々なステージで実行するには、環境保全の知識、学習、体験等の機会が不可欠です。

特に外部の情報を旺盛に吸収しながら自己形成する時期のこどもたちにとって、地域の自然や環境資源にふれあう機会は郷土への愛着を育むきっかけとなることが期待されます。

本市では、保育所での環境教育、小中学生を



■サマーキャンプでの水遊び

対象とした自然とふれあう体験学習等、様々な団体による自然環境活動促進事業が行われています。

また、小学生はごみ処理場を見学し、中学生はごみ収集と分別作業を体験するなど、ごみ分別・処理とリサイクルについて学ぶ、環境学習が行われています。

今後は、市民が環境課題を身近に感じることができるよう、啓発の工夫や講座の開催など検討していく必要があります。



■八女西部クリーンセンター(環境学習)



■八女西部クリーンセンター(見学)

④環境保全活動の推進

市民と行政が協働し環境保全を進めるには「環境衛生協議会」の活動は欠かせません。地域一体となったごみ回収キャンペーン、河川清掃等の美化活動を行い、環境啓発事業『八女エコキャンペーン』等も開催しています。

また、他にも各地域や団体で様々な環境保全に取り組まれています。一方で、ヨシが繁茂する河川整備や過疎高齢化による人手不足など、困難な課題もあります。

一つひとつ解決できる仕組みづくりと市民の自主的な活動への支援を検討し、市民協働による環境保全のまちづくりにつなげていく必要があります。



■空き缶・空きびん回収キャンペーン開会式(福島地区)



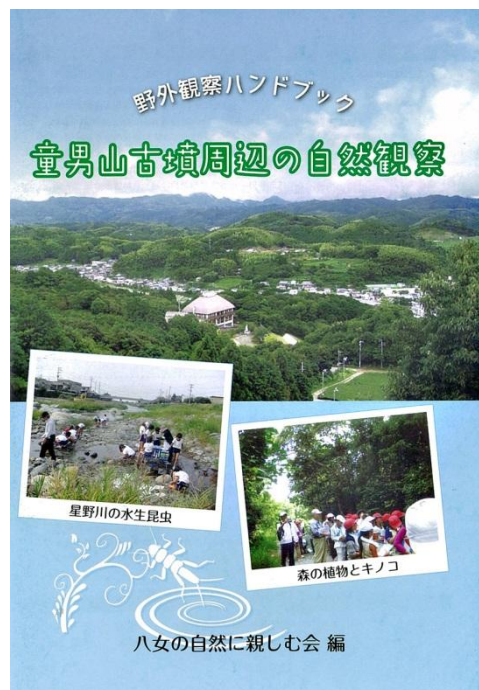
■八女エコキャンペーン

■環境協働プロジェクトの成果

八女市環境総合計画の環境協働プロジェクトとして組織した『八女の自然に親しむ会』は、生物調査や子どもたちを対象とした自然観察会を行っています。また、自然とふれあう教材として自然観察ガイドや野外観察ハンドブックを作成しており、今後もこのような自主活動を支援していくことが望まれます。

■環境保全の産業を創る

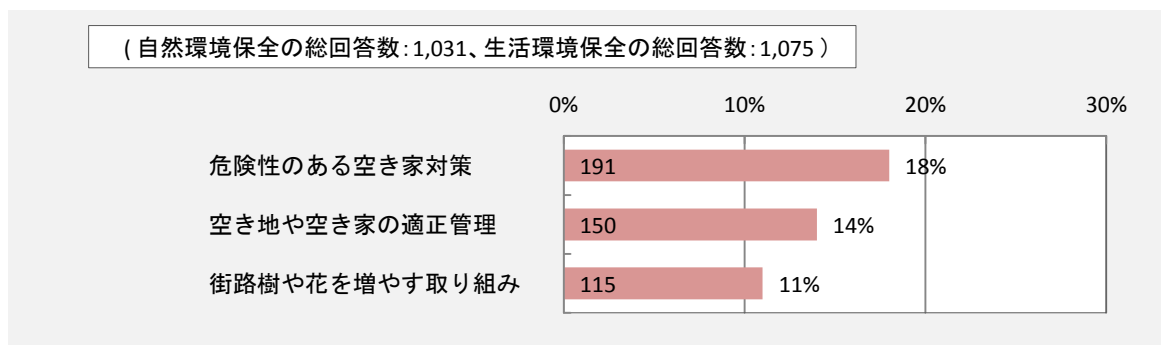
豊かな田園や中山間地を活かした環境保全型農業、地産地消や高付加価値の農業生産物、また、それらをまとめた6次産業化の展開を目指す上で、本市の自然環境の資源は可能性を秘めています。森林資源の利活用によるバイオマス発電や熱利用における再生可能エネルギーによる産業創出も検討されるなど、環境保全と経済振興につながるきっかけづくりや、八女市の環境を改善することで新たな産業を創出するという視点も必要です。



■野外観察ハンドブック

【市民アンケートの調査結果】

市民アンケート調査において、「自然環境保全及び生活環境保全のために有効な取り組み」について聞いたところ、「危険性のある空き家対策、空き地や空き家の適正管理、街路樹や花を増やす取り組み」が上位を占めました。



■景観保全に関する、自然環境・生活環境保全に有効な取り組み(市民アンケート調査結果)

(2) 取り組みの方向性

美しい景観のまちづくりを進めます

清掃、維持活動の支援や、行政区等と連携した景観保全の活動を推進するなど、美しい景観のまちづくりを進めます。

歴史と文化を継承した、魅力あるまちづくりを進めます

歴史的文化資源の保存と紹介に取り組んでいる団体との連携強化や、文化財に関するツアー・学習会の開催等、歴史と文化を継承した魅力あるまちづくりを進めます。

環境に配慮した行動ができる人を育成します

環境保全の担い手を育成するために、講座の開催と体験を通じた環境教育、環境学習を推進します。

市民協働による環境保全のまちづくりを進めます

市民協働による環境保全のまちづくりを進めることで、環境課題の解決と産業振興を図ります。

(3) 各主体の取り組み

【市の取り組み】

取り組みの方向性	取り組みの内容	所管
美しい景観のまちづくりを進めます	自然環境に影響が生じる一定規模以上の開発行為に対し、環境配慮を求めています。	都市計画課
	良好な住環境や自然環境を保全するため、都市計画マスタープランに基づく取り組みを進めます。	都市計画課
	企業誘致や工場と新たな環境保全協定等を結ぶときには、緑化や景観項目を追加します。	商工観光課 環境課
	まちの景観を阻害することが指摘されている違法簡易看板等については、定期的に調査と指導を行います。	都市計画課
	まちの景観を阻害する「ごみのポイ捨て、ペットの糞放置、ごみの野外焼却、不法投棄」等の対策のため、景観保全の看板や啓発等、行政区と連携した取り組みを進めます。	環境課
	特定の地域に住みついている猫等、小動物の保護と対策については、行政区と連携し、適切な対応を図ります。	環境課
	空き家や雑草が繁茂する空き地、又は休耕地について、有効活用を促進するとともに、苦情が発生した時は、所有者や管理者に適切な管理を指導します。また、空き家等対策計画の策定を進めます。	環境課 農業委員会 防災安全課
	街路や公園等の緑地や自然環境にふれあう場の清掃、維持活動を行う市民ボランティアを支援します。	都市計画課 環境課

取り組みの方向性	取り組みの内容	所管
美しい景観のまちづくりを進めます	公園等を整備する時は、市民の意見も考慮しながら整備を図っていきます。	建設課 都市計画課 農業振興課
	河川環境の保全と管理を進めるために、順次浚渫（しゅんせつ）を行うとともに、各行政区や市民ボランティアの取り組みを支援します。	建設課 農業振興課 環境課
	各地域における現状を踏まえ、景観保全事業について課題解決に努めます。	関係各課 各支所
歴史と文化を継承した、魅力あるまちづくりを進めます	史跡などの文化財や歴史的まちなみの保存と活用を行います。	地域振興課 文化振興課
	歴史的文化資源の保存や紹介に取り組んでいる団体との連携を強めます。	文化振興課 商工観光課
	本市の歴史、文化に親しむために、文化財に関するツアーや学習会等を開催し、八女の歴史文化意識の向上を図ります。	文化振興課
	歴史的文化資源とのふれあいを高めるため、古墳、史跡、天然記念物等の歴史的文化資源についての案内板や解説板を設置します。	文化振興課
環境に配慮した行動ができる人を育成します	自然環境の実態を把握するため、地域や学校等、市民参加による環境調査や体験学習を実施します。	環境課 男女共同参画・生涯学習課 学校教育課
	本市の自然を市民が自主的に学ぶために、市内の自然を紹介、解説する環境マップやガイド冊子を作成します。	環境課
	学校と保育所において、自然やモノを大切にする環境教育を継続して推進します。	子育て支援課 学校教育課
	わかりやすい環境教育を進めるために、環境マップ等の環境教育教材を積極的に活用します。	学校教育課 男女共同参画・生涯学習課
	環境保全に関するゲスト講師を招き、身近な環境学習を実施します。	学校教育課 男女共同参画・生涯学習課 環境課
	環境に関する学習成果や活動結果を発表する学習会、報告会を開催します。	環境課 学校教育課
	環境基本計画を市民に浸透するために説明会を随時行います。	環境課
	環境関連施設の見学等、体験型の環境教育を実施します。	学校教育課 男女共同参画・生涯学習課
	環境学習を進めるために、学校における緑のカーテン等を実施します。	学校教育課
	本市の環境の現状等、様々な環境情報を収集・整理し、「八女市の環境（環境白書）」、市の広報、市ホームページなどで、分かりやすく情報提供を行います。	環境課
	環境に関する市民の意識の向上と、環境保全アドバイザー（仮称）養成を目的とした、環境関連講座を開催します。	環境課
環境保全活動の実践への動機付けを図るために、優れた環境保全活動を行っている個人及び事業者の表彰を行います。	環境課	

取り組みの方向性	取り組みの内容	所管
市民協働による環境保全のまちづくりを進めます	美しいまちづくりの市民運動として「花いっぱい運動」を市民・市民団体、事業者と連携し推進します。	地域振興課 商工観光課 環境課
	市民や事業者が実施している環境配慮の事例や環境保全活動を広報やホームページなどで紹介します。	環境課
	環境課題の解決を図るため、環境衛生協議会等、各種団体と連携し取り組みを進めます。また、環境保全維持活動等を実施している団体の活動を支援します。	環境課
	3R、温暖化対策、自然環境など啓発を強めるとともに、市民の自主的な環境保全活動を支援するために「アドバイザー派遣制度・サポート制度」を検討します。	環境課
	環境保全に関する市民団体の活動を支援するため、「環境保全促進支援事業（仮称）」を検討します。	環境課 地域振興課
	より身近な食材、木材等の活用による地産地消を推進し、「循環、低炭素、自然共生」の環境保全型の地域形成を進めます。	農業振興課 林業振興課
	「循環、低炭素、自然共生」に係る地域資源活用の6次産業化を研究し、新産業の創出を進めます。	林業振興課 農業振興課 企画財政課 環境課

【市民・市民団体の取り組み】

主体	取り組みの内容
市民・市民団体	生け垣づくりや所有地の管理等、緑化や景観向上に努めましょう。
	空き家・空き地の管理は、所有者が適切に行いましょう。
	緑化や景観形成、歴史文化紹介の市民ボランティアに積極的に参加しましょう。
	まちの美化に関するマナーを学び、実践しましょう。
	文化財に関する学習会等に積極的に参加しましょう。
	環境意識の向上に努め、環境保全活動や環境講座等に積極的に参加しましょう。
	環境指導員として学校や地域での環境教育に協力しましょう。

【事業者の取り組み】

主体	取り組みの内容
事業者	工場や事業所敷地内の緑化を積極的に進めましょう。
	新規に工場、事業所を建設する場合は、周辺景観との調和に配慮しましょう。
	所有地は適切な管理を行い、周辺景観を損なわないよう努めましょう。
	工事の際には、文化財への影響に十分に配慮しましょう。
	市民や行政が開催する環境学習会や地域環境活動等に協力しましょう。
	事業活動の中で積極的な環境保全活動を進めましょう。
	エコアクション21の認証取得に努めましょう。
	環境保全型の新産業創出に努めましょう。

【成果指標と数値目標】

成果指標	現況値 (現況年)	目標値 (目標年)	備考
八女文化的景観地区の指定件数	0件 (平成26年度)	1件 (平成32年度)	第4次八女市総合計画 後期基本計画
伝統的な建築物の修理・修景数	145棟 (平成26年度)	160棟 (平成32年度)	第4次八女市総合計画 後期基本計画
山や田園、まちなかなどの緑の豊かさに満足する市民の割合	58% (平成28年度)	64.5% (平成38年度)	目標値はやや不満と回答した市民の半数が満足に感じることを想定
まちの歴史的な雰囲気満足する市民の割合	47% (平成28年度)	51.0% (平成38年度)	目標値はやや不満と回答した市民の半数が満足に感じることを想定
市民講座等、環境学習の充実に満足する市民の割合	18% (平成28年度)	24.0% (平成38年度)	目標値はやや不満と回答した市民の半数が満足に感じることを想定
市民の環境問題への関心の高さに満足する市民の割合	20% (平成28年度)	36.5% (平成38年度)	目標値はやや不満と回答した市民の半数が満足に感じることを想定
エコアクション21を取得する事業所の割合	3% (平成28年度)	8.8% (平成38年度)	目標値は実施の予定はないが興味があると回答した事業所の2割が取得することを想定
環境教育、環境学習会への参加者数	729人 (平成27年度)	1,013人 (平成38年度)	現況値はエコキャンペーン、ごみ処理施設見学、体験学習、出前講座など参加者数、目標値は不満と回答した市民の半数が満足になることを想定

第6章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 環境審議会

八女市環境審議会規則において八女市環境審議会は、環境基本法(平成5年法律第91号)及び八女市環境保護条例(平成4年八女市条例第21号)に基づき、八女市における環境の保全に関する基本的事項を調査審議し、その結果を市長に答申すると定められています。

したがって、環境基本計画の進捗状況等について年次報告を行うとともに、今後の推進に向けた有益な意見及び提言をいただくものとします。

(2) 市内環境管理委員会

計画の進捗状況の把握や施策の総合調整等を行う場として、市内の環境管理委員会において、調整や情報交換を行いながら計画を推進していきます。

(3) 広域連携による推進

市域を越える広域的な取り組みを必要とする施策については、近隣自治体や県、国の関係機関等との調整や連携を図りながら推進していきます。

2. 進行管理

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)を繰り返し行う、PDCAサイクルで推進し、継続的な改善を図っていきます。

また、計画の取り組み内容や進捗状況を、本市の環境白書「八女市の環境」、ホームページ、各種イベントなどを通じて公表し、市民と事業所等への普及啓発を行います。



■計画の進行管理

人の、風。人の声。



八女市

■ 資料 編

(1) 八女市環境審議会委員名簿

委員名	所属団体、役職・経歴等	備考
井本 政弘	八女市議会議員	
三角 真弓	八女市議会議員	副会長
田中 栄一	八女市議会議員	
安在 敏	福岡県南筑後保健福祉環境事務所 環境長	
高橋 和臣	八女消防本部 予防課長	
梶原 秀喜	八女市行政区長会 代表	
原 和子	八女市行政区長会	
穴見 英樹	八女市環境衛生協議会 会長	
江良 千鶴	八女市社会福祉協議会 評議員	
竹房 誠	八女森林組合 専務理事	
牛島 和代	八女農業協同組合女性部 副部長	
駄田井 正	久留米大学名誉教授	会長
松尾 宏	元福岡県保健環境研究所	
牛嶋 さゆり	八女市女性人材リスト	
西田 陽子	元星野村議会議員	

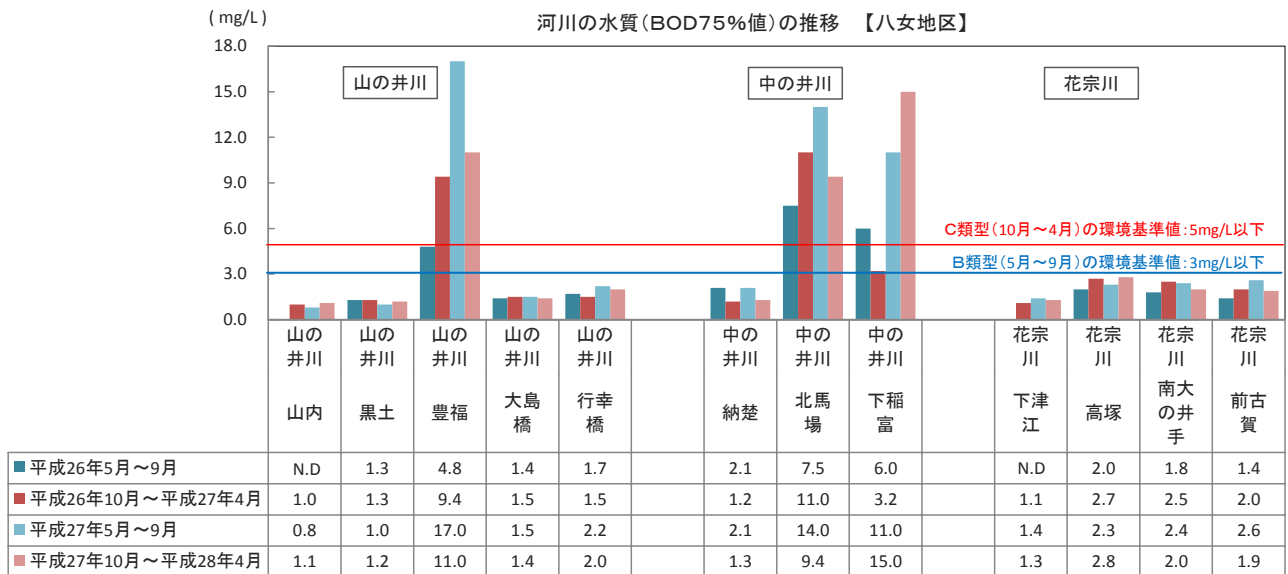
(2) 公共用水域水質調査結果

① BOD

BOD (Biochemical Oxygen Demand) は生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

BOD の生活環境の保全に関する環境基準値は類型別に定められており、河川は A 類型：2 mg/L 以下、B 類型：3 mg/L 以下、C 類型：5 mg/L 以下となっている。八女地区の調査地点は B、C 類型、その他の地区は A 類型となっている。

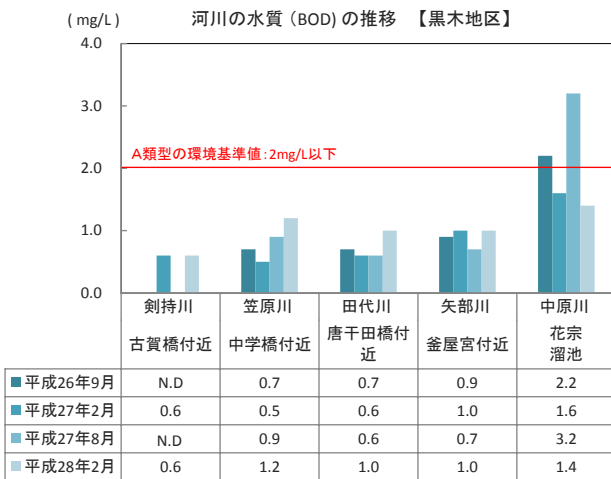
河川の水質 (BOD75%値) の推移 【八女地区】



※表中の値はBOD75%値。

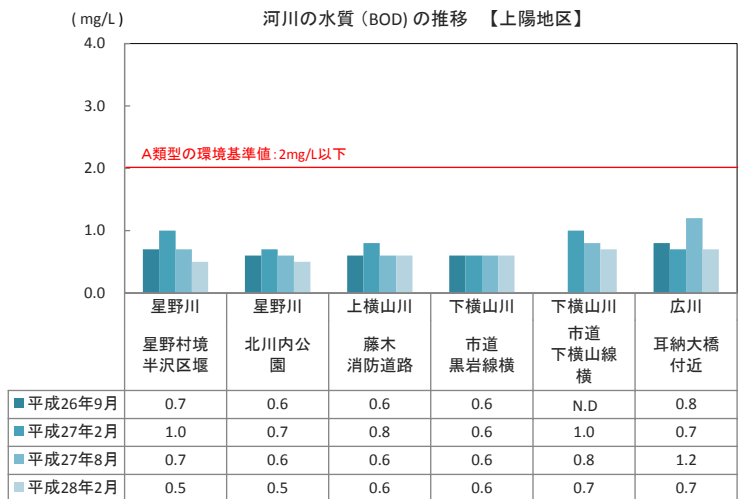
※N.Dは定量下限値未満を示しています。グラフでは0mg/Lとしています。

河川の水質 (BOD) の推移 【黒木地区】



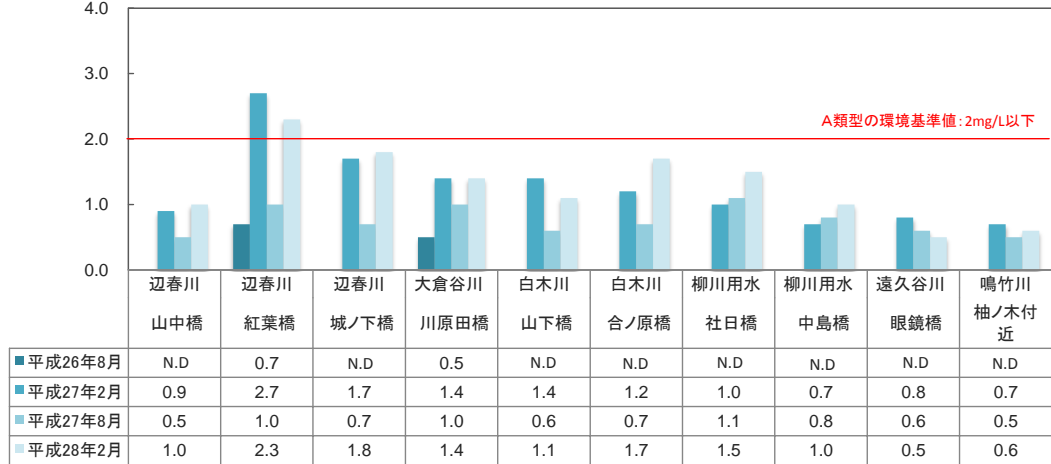
※N.Dは定量下限値未満を示しています。グラフでは0mg/Lとしています。

河川の水質 (BOD) の推移 【上陽地区】



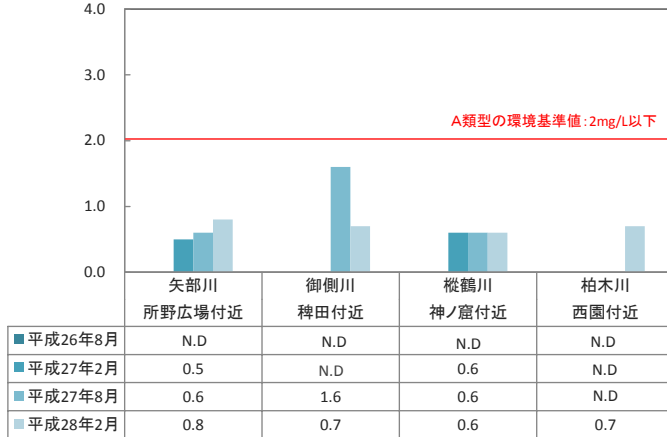
※N.Dは定量下限値未満を示しています。グラフでは0mg/Lとしています。

(mg/L) 河川の水質 (BOD) の推移 【立花地区】

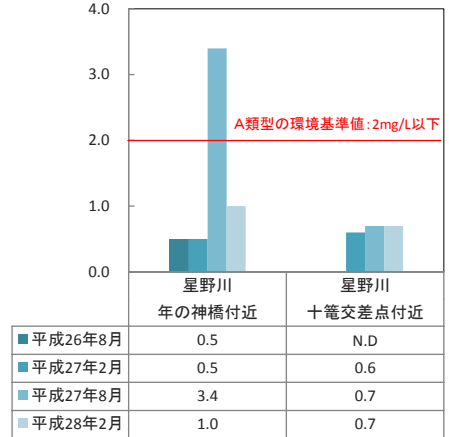


※N.Dは定量下限値未満を示しています。グラフでは0mg/Lとしています。

(mg/L) 河川の水質 (BOD) の推移 【矢部地区】



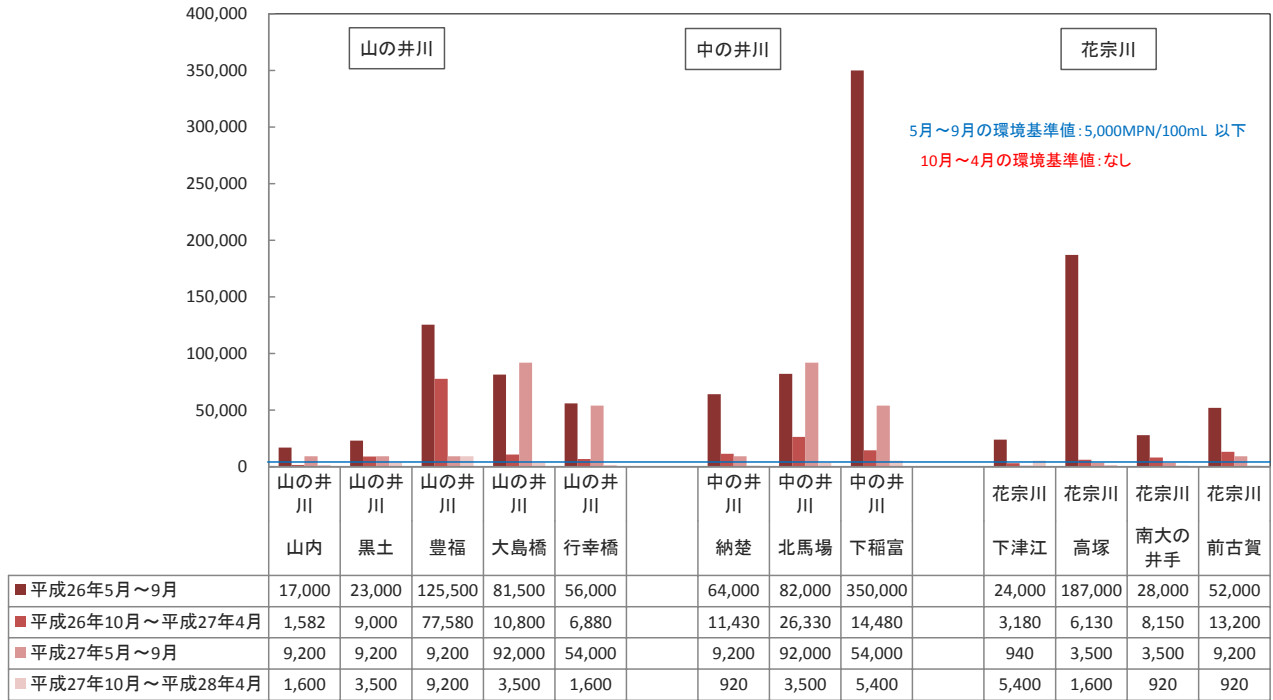
(mg/L) 河川の水質 (BOD) の推移 【星野地区】



②大腸菌群数

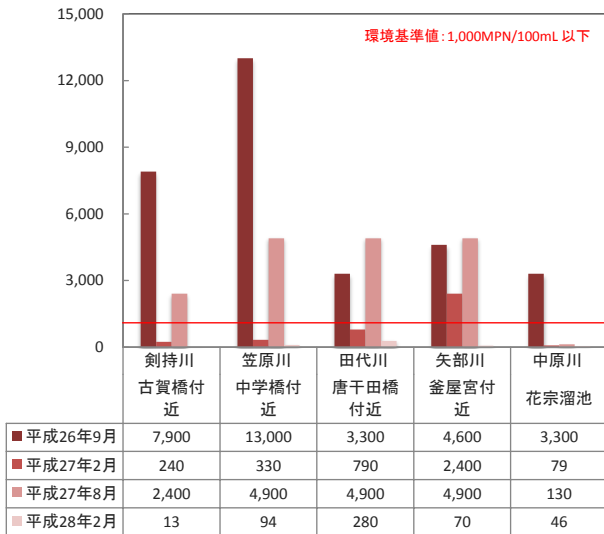
大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。
 大腸菌群数は、検水 1mL 中の個数（正確には培養後のコロニー数）または、検水 100mL 中の最確数（MPN）で表される。
 大腸菌群数の生活環境の保全に関する環境基準値は類型別に定められており、河川は A 類型：1000MPN/100mL 以下、B 類型：5000MPN/100mL 以下となっている。

(MPN/100mL) 河川の水質(大腸菌群数)の推移 【八女地区】

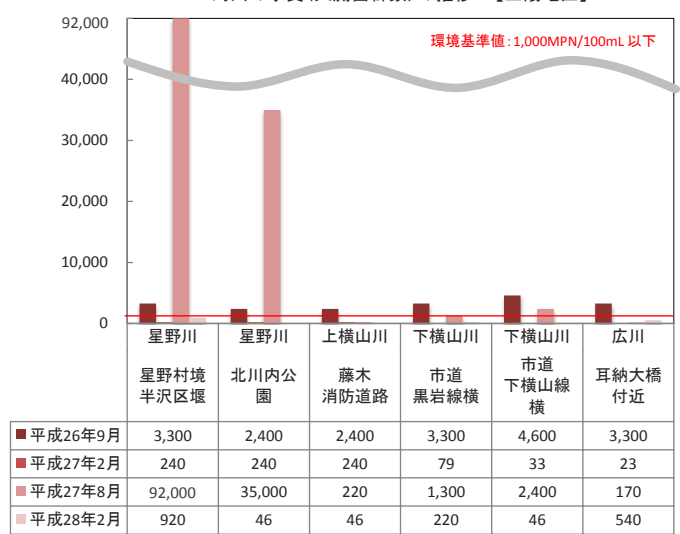


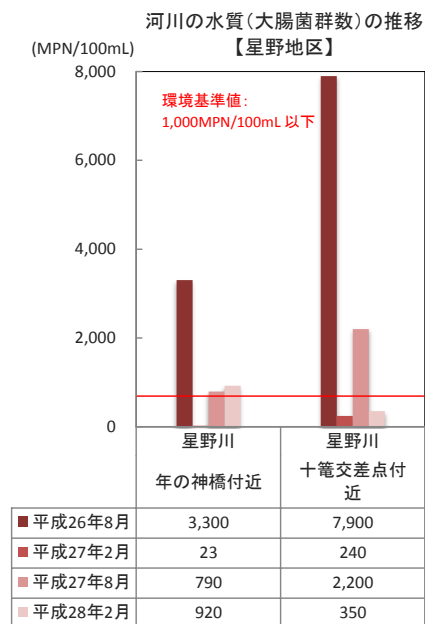
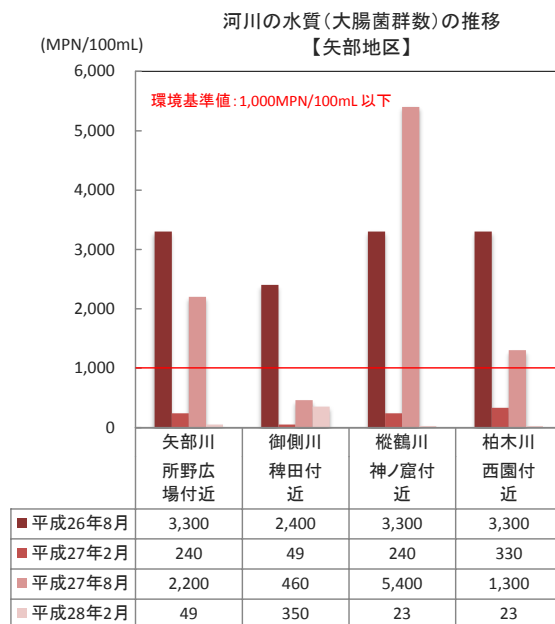
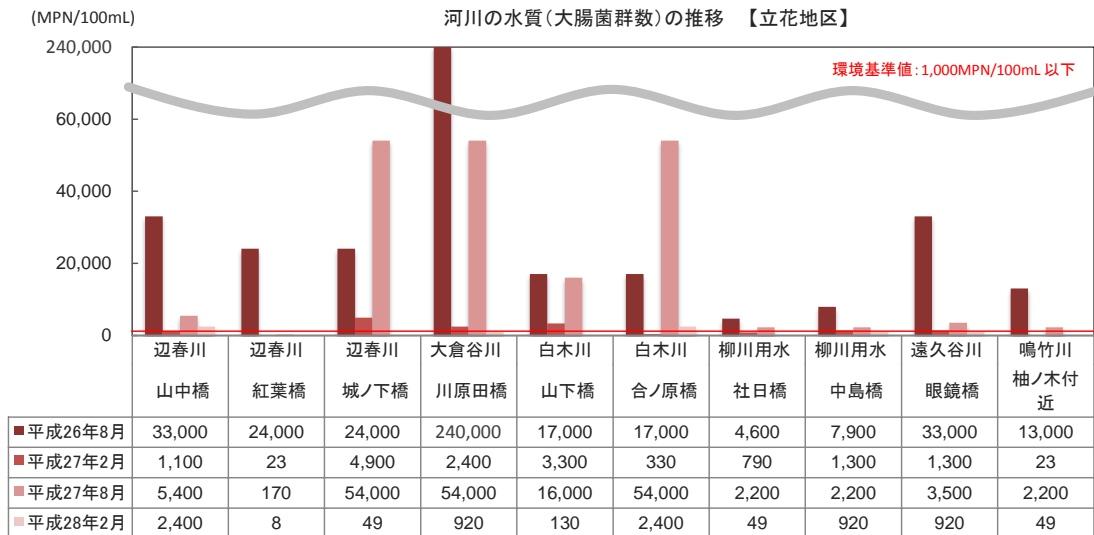
※表中の値は期間平均値。

(MPN/100mL) 河川の水質(大腸菌群数)の推移 【黒木地区】



(MPN/100mL) 河川の水質(大腸菌群数)の推移 【上陽地区】





(3) 大気測定物質

一般大気測定局	
八女局（平成 27 年 2 月設置）	八女市立花町谷川 1156「立花総合保健福祉センター横」

■大気の汚染に係る環境基準（八女局測定項目）

測定物質	単位	環境上の条件	備考（環境影響等）
二酸化硫黄 (SO ₂)	ppm	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 (S48.5.16 告示)	石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄（S）が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m ³	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。 (S48.5.8 告示)	浮遊粉じんのうち、10μm以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
光化学オキシダント (O _x)	ppm	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 (S48.5.8 告示)	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。
一酸化窒素 (NO)	ppm	—	窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）の形で大気中に存在する。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。
二酸化窒素 (NO ₂)	ppm	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (S53.7.11 告示)	
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	—	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	μg/m ³	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。 (H21.9.9 告示)	大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。
ダイオキシン類	TEQ/m ³	1 年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。 (H11.12.27 告示)	大気中の粒子等にくっついたダイオキシン類は、地上に落ちてきて土壌や水を汚染し、また、様々な経路から長い年月の間に、底泥など環境中に既に蓄積されているものも含めて、プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。

[資料:環境省、福岡県]

(4) 八女市の希少野生生物

■資料

- ・福岡県レッドデータブック 2011 福岡県の希少野生生物
—植物群落・植物・哺乳類・鳥類—
- ・福岡県レッドデータブック 2014 福岡県の希少野生生物
—爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲虫類その他/クモ型類等—

■植物群落のカテゴリー

カテゴリー		要件
カテゴリーⅠ	緊急に対策必要	緊急に対策を講じなければ群落が壊滅する。
カテゴリーⅡ	対策必要	対策を講じなければ群落の状態が徐々に悪化する。
カテゴリーⅢ	破壊の危惧	現在は保護対策が功を奏しているが、将来は破壊の危惧が大きい。
カテゴリーⅣ	要注意	当面、新たな保護対策は必要ないが、監視は必要。

■カテゴリー定義（福岡県レッドデータブック/2011版・2014版）

カテゴリー		定性的要件
絶滅		過去に福岡県で生息していたことが確認されており、最後の個体が死亡・消失したことに疑いがない分類群
野生絶滅		福岡県内のすべての自生地で消失したが、福岡県産であることが確実な個体が公的機関で栽培・飼育・系統保存されている分類群
絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧種については可能な限り定量的要件を当てはめて評価した。 【絶滅危惧Ⅰ類】 次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。
	絶滅危惧ⅠB類	【情報量が少ないもの】 ⑤それほど遠くない過去（30～50年）の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。（絶滅危惧ⅠA類とする） なお、定量評価が困難な場合でも、減少傾向の有無にかかわらず、県内の成熟個体数が二桁（10～100）程度と推定されるものは絶滅危惧ⅠA類、成熟個体数が三桁程度と推定されるものは絶滅危惧ⅠB類とした。
	絶滅危惧Ⅱ類	次のいずれかに該当する種 【確実な情報があるもの】 ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。
準絶滅危惧		生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後更に進行するおそれがあるもの。 a) 個体数が減少している。 b) 生息条件が悪化している。 c) 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d) 交雑可能な別種が侵入している。

カテゴリー	定性的要件
情報不足	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種 a) どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b) 生息地が局限されている。 c) 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d) 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。
絶滅のおそれのある地域個体群	次のいずれかに該当する地域個体群 ①生育状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。 ②地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。

■植物群落（13種）

植物群落	カテゴリー	
	福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック
1 アカマツ群落〔自然植生〕	カテゴリーⅠ	なし
2 チャボツメレンゲ群落	カテゴリーⅠ	なし
3 イワヒバ群落	カテゴリーⅡ	なし
4 オオタチヤナギ群落	カテゴリーⅡ	なし
5 オグラコウホネ群落	カテゴリーⅡ	なし
6 シロイヌノヒゲ群落	カテゴリーⅡ	なし
7 ツクシジャクナゲ群落	カテゴリーⅡ	なし
8 ブナ群落	カテゴリーⅡ	なし
9 ケヤキ群落〔ブナクラス〕	カテゴリーⅢ	なし
10 サザンカ群落	カテゴリーⅢ	なし
11 タマミズキ群落	カテゴリーⅢ	なし
12 ツガ群落	カテゴリーⅢ	なし
13 マコモ群落	カテゴリーⅣ	なし

■維管束植物（73種）

維管束植物	カテゴリー		維管束植物	カテゴリー	
	福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック		福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック
1 ハイミミガタシダ	絶滅	絶滅	16 カリガネソウ	絶滅危惧ⅠA類	なし
2 ツクシガヤ	絶滅	絶滅危惧ⅠB類	17 ゴヨウマツ	絶滅危惧ⅠA類	なし
3 クジャクシダ	絶滅	なし	18 タマガワホトトギス	絶滅危惧ⅠA類	なし
4 ミヤジマシダ	絶滅	なし	19 ツクシオオクジャク	絶滅危惧ⅠA類	なし
5 サワトラノオ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	20 ツクシノキシノブ	絶滅危惧ⅠA類	なし
6 ヒナラン	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	21 トキワシダ	絶滅危惧ⅠA類	なし
7 イズノハコ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類	22 トラノオスズカケ	絶滅危惧ⅠA類	なし
8 エビガラシダ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類	23 ナカミシラン	絶滅危惧ⅠA類	なし
9 スギラン	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類	24 ナベフリ	絶滅危惧ⅠA類	なし
10 チャボツメレンゲ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類	25 ヌリワラビ	絶滅危惧ⅠA類	なし
11 ムラサキヘニシダ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類	26 ハガクレカナワラビ	絶滅危惧ⅠA類	なし
12 ウマスゲ	絶滅危惧ⅠA類	なし	27 ハコネシダ	絶滅危惧ⅠA類	なし
13 オオクボシダ	絶滅危惧ⅠA類	なし	28 ハリモミ	絶滅危惧ⅠA類	なし
14 オオバヨメナ	絶滅危惧ⅠA類	なし	29 フモトシケシダ	絶滅危惧ⅠA類	なし
15 オオヒメワラビモドキ	絶滅危惧ⅠA類	なし	30 マンネンスギ	絶滅危惧ⅠA類	なし

維管束植物	カテゴリー		維管束植物	カテゴリー			
	福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック		福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック		
31	ミヤコアザミ	絶滅危惧ⅠA類	なし	53	ヤマゼリ	絶滅危惧ⅠB類	なし
32	ヤマトキソウ	絶滅危惧ⅠA類	なし	54	ユキザサ	絶滅危惧ⅠB類	なし
33	ワカナシダ	絶滅危惧ⅠA類	なし	55	マメヅタラン	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
34	エンシュウツリフネソウ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	56	イナモリソウ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
35	オグラコウホネ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	57	コガネシダ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
36	サイコクヌカボ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	58	コガマ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
37	ヒメウラジロ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	59	コミヤマカタバミ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
38	マツバラン	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧	60	サンヨウアオイ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
39	スジヌマハリイ	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧	61	シコクスミレ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
40	ヤマトミクリ	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧	62	セッコク	絶滅危惧Ⅱ類	なし
41	ナガミノツルキケマン	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧	63	ツクシマムシグサ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
42	オサシダ	絶滅危惧ⅠB類	なし	64	ハイチゴザサ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
43	オシャグジデンダ	絶滅危惧ⅠB類	なし	65	バイケイソウ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
44	クサヤツデ	絶滅危惧ⅠB類	なし	66	ヒナザサ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
45	サイゴクホングウシダ	絶滅危惧ⅠB類	なし	67	ヒメナベワリ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
46	シコクハタザオ	絶滅危惧ⅠB類	なし	68	フクオウソウ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
47	シズイ	絶滅危惧ⅠB類	なし	69	ミヤマイボタ	絶滅危惧Ⅱ類	なし
48	ヒノキシダ	絶滅危惧ⅠB類	なし	70	ネズミサシ	準絶滅危惧	なし
49	フウリンウメモドキ	絶滅危惧ⅠB類	なし	71	ノヤナギ	準絶滅危惧	なし
50	フトヒルムシロ	絶滅危惧ⅠB類	なし	72	マダイオウ	準絶滅危惧	なし
51	マルバノホロシ	絶滅危惧ⅠB類	なし	73	ミツパテンナンショウ	準絶滅危惧	なし
52	ミズワラビ	絶滅危惧ⅠB類	なし				

■ほ乳類（4種）

哺乳類	目名	カテゴリー		
		福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック	
1	コキクガシラコウモリ	翼手目	準絶滅危惧	なし
2	ユビナガコウモリ	翼手目（コウモリ目）	準絶滅危惧	なし
3	ムササビ	齧歯目（ネズミ目）	準絶滅危惧	なし
4	ノレンコウモリ	翼手目（コウモリ目）	情報不足	絶滅危惧Ⅱ類

■鳥類（3種）

鳥類	目名	カテゴリー		
		福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック	
1	ミゾゴイ	コウノトリ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
2	クマタカ	タカ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
3	アカショウビン	ブッポウソウ目	絶滅危惧Ⅱ類	LC経度懸念

■爬虫類（2種）

爬虫類	目名	カテゴリー		
		福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック	
1	タカチホヘビ	有鱗目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
2	ジムグリ	有鱗目	準絶滅危惧	なし

■両生類（8種）

	両生類	目名	カテゴリー	
			福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック
1	トノサマガエル	無尾目	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
2	コガタブチサンショウウオ	有尾目	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
3	ニホンヒキガエル	無尾目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
4	ヤマアカガエル	無尾目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
5	アカハライモリ	有尾目	準絶滅危惧	準絶滅危惧
6	ブチサンショウウオ	有尾目	準絶滅危惧	準絶滅危惧
7	カジカガエル	無尾目	準絶滅危惧	なし
8	ツチガエル	無尾目	準絶滅危惧	なし

■魚類（23種）

	魚類	目名	カテゴリー	
			福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック
1	セボシタビラ	コイ目	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠA類
2	ニッポンバラタナゴ	コイ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
3	ニホンウナギ	ウナギ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
4	アリアケスジシマドジョウ	コイ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
5	カゼトゲタナゴ	コイ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
6	アリアケギバチ	ナマズ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
7	スナヤツメ南方種	ヤツメウナギ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
8	サクラマス（ヤマメ）	サケ目	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
9	アカザ	ナマズ目	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
10	カワヒガイ	コイ目	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
11	ヤリタナゴ	コイ目	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
12	ドジョウ	コイ目	絶滅危惧Ⅱ類	情報不足
13	ツチフキ	コイ目	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
14	オヤニラミ	スズキ目	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
15	ゼゼラ	コイ目	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
16	ヤマトシマドジョウ	コイ目	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
17	メダカ（ミナミメダカ）	ダツ目	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
18	アブラボテ	コイ目	準絶滅危惧	準絶滅危惧
19	カジカ大卵型	スズキ目	準絶滅危惧	準絶滅危惧
20	カネヒラ	コイ目	準絶滅危惧	なし
21	ヌマムツ	コイ目	準絶滅危惧	なし
22	アユ	サケ目	準絶滅危惧	なし
23	ウグイ	コイ目	情報不足	なし

■昆虫類 (74 種)

昆虫類	目名	カテゴリー		昆虫類	目名	カテゴリー			
		福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック			福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック		
1	オオイトトンボ	トンボ目	絶滅危惧ⅠA類	なし	38	スギタニルリシジミ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
2	オオモンキゴミムシダマシ	コウチュウ目	絶滅危惧ⅠA類	なし	39	ニセタバコガ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
3	クロヒカゲモドキ	チョウ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類	40	ハネブサシャチホコ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
4	ウラギンシジヒョウモン	チョウ目	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	41	フジミドリシジミ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
5	ガムシ	コウチュウ目	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧	42	ヘコシタバ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
6	クロゲンゴロウ	コウチュウ目	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧	43	ミヤマチャバナセセリ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
7	キマダラモドキ	チョウ目	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧	44	アカシジミ	チョウ目	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
8	アカマダラコガネ	コウチュウ目	絶滅危惧ⅠB類	情報不足	45	オオムラサキ	チョウ目	準絶滅危惧	準絶滅危惧
9	ルリハムシ四国・九州亜種	コウチュウ目	絶滅危惧ⅠB類	なし	46	アオサナエ	トンボ目	準絶滅危惧	準絶滅危惧
10	イチモジフユナミシヤク	チョウ目	絶滅危惧ⅠB類	なし	47	エゾゼミ	カメムシ目	準絶滅危惧	なし
11	キバナセセリ	チョウ目	絶滅危惧ⅠB類	なし	48	エゾハルゼミ	カメムシ目	準絶滅危惧	なし
12	シーベルスシャチホコ	チョウ目	絶滅危惧ⅠB類	なし	49	ミズカマキリ	カメムシ目	準絶滅危惧	なし
13	ヒカゲチョウ	チョウ目	絶滅危惧ⅠB類	なし	50	オオバボタル	コウチュウ目	準絶滅危惧	なし
14	モイロフサクビヨトウ	チョウ目	絶滅危惧ⅠB類	なし	51	キュウシュウニセコルリクワガタ	コウチュウ目	準絶滅危惧	なし
15	ツマグロキチョウ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	52	クスベニカマキリ	コウチュウ目	準絶滅危惧	なし
16	コガタノゲンゴロウ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	53	クロヒゲコマルガムシ	コウチュウ目	準絶滅危惧	なし
17	アイヌハンミョウ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	54	クロモンヒラナガゴミムシ	コウチュウ目	準絶滅危惧	なし
18	オオチャイロハナムグリ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	55	ツヤヒラタガムシ	コウチュウ目	準絶滅危惧	なし
19	クロツバメシジミ (中国地方・四国・九州内陸亜種)	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	56	ナガサキクビナガゴミムシ	コウチュウ目	準絶滅危惧	なし
20	キイロサナエ	トンボ目	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	57	ヒロシマオオトラフコガネ	コウチュウ目	準絶滅危惧	なし
21	キュウシュウエゾゼミ	カメムシ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	58	ミツギリゾウムシ	コウチュウ目	準絶滅危惧	なし
22	ウスイロアカハナムシ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	59	アメイロホソキリガ	チョウ目	準絶滅危惧	なし
23	ウンモンデントウ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	60	ウラキンシジミ	チョウ目	準絶滅危惧	なし
24	エソベニヒラタムシ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	61	ウラギンヒョウモン	チョウ目	準絶滅危惧	なし
25	オオキノコムシ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	62	ヒオドシチョウ	チョウ目	準絶滅危惧	なし
26	オオクシヒゲピロウドムシ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	63	ヒメキマダラセセリ	チョウ目	準絶滅危惧	なし
27	オオニジュウヤホシデントウ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	64	ミヤマセセリ	チョウ目	準絶滅危惧	なし
28	タグチホソヒラタムシ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	65	ムラサキミツボシキリガ	チョウ目	準絶滅危惧	なし
29	ツノコガネ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	66	ヤマトスジグロシロチョウ	チョウ目	準絶滅危惧	なし
30	トラフカマキリ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	67	キイトンボ	トンボ目	準絶滅危惧	なし
31	ヒメコブスジツノゴミムシダマシ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	68	アトコブゴミムシダマシ	コウチュウ目	情報不足	なし
32	ミドリカマキリ	コウチュウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	69	キンズジコガネ	コウチュウ目	情報不足	なし
33	エグリキリガ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	70	ムモンシリグロオオキノコムシ	コウチュウ目	情報不足	なし
34	オオシモフリズメ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	71	エゾクシヒゲシャチホコ	チョウ目	情報不足	なし
35	クモガタヒョウモン	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	72	シータテハ	チョウ目	情報不足	なし
36	コツバメ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	73	ヘリグロチャバナセセリ	チョウ目	情報不足	なし
37	シロシタバ	チョウ目	絶滅危惧Ⅱ類	なし	74	オオルリボシヤンマ	トンボ目	情報不足	なし

■貝類（9種）

貝類	目名	カテゴリー	
		福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック
1 ケショウギセル	異鰓目	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ類
2 アメイロギセル	異鰓目	絶滅危惧ⅠB類	なし
3 アズキガイ	新生腹足目	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
4 トサギセル	異鰓目	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
5 ピルスブリギセル	異鰓目	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
6 キセルモドキ	異鰓目	絶滅危惧Ⅱ類	なし
7 ホラアナミジンナ	新生腹足目	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
8 オキギセル	異鰓目	準絶滅危惧	なし
9 シメクチマイマイ	異鰓目	準絶滅危惧	なし

■クモ型類（1種）

クモ形類	目名	カテゴリー	
		福岡県 レッドデータブック	環境省 レッドデータブック
1 ヒゴキムラグモ	クモ目	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類

(5) 指定文化財

■八女市の指定文化財(史跡・天然記念物・有形[建造物]・伝建) ※「No」は53ページ地図上の番号

地区	指定	種別	No	名称
八女	国	史跡	5	八女古墳群(乗場古墳、岩戸山古墳、丸山塚古墳、丸山古墳、茶臼塚古墳)
		重要伝統的建造物群	6	八女市八女福島伝統的建造物群保存地区
	県	史跡	13	童男山古墳
		天然記念物	14	鈍土羅のクス
			15	山内のチシャノキ
			16	南馬場の大クス
			17	天福寺のボダイジュ
	市	有形文化財(建造物)	18	旧木下家「堺屋」離れ座敷 附 棟札 土塀 1号倉庫 3号倉庫
		史跡	33	岩戸山4号古墳(下茶屋古墳)
			34	深田遺跡
		天然記念物	35	山内天満宮の大樟
			36	無量寿院のケヤキ
			37	宅間田天満宮のイヌマキ
上陽	県	史跡	38	発心城跡
		天然記念物	39	轟区のビャクシン
	市	有形文化財(建造物)	40	洗玉眼鏡橋
		42	洗玉眼鏡橋欄干部分発掘遺物	
黒木	国	天然記念物	43	黒木のフジ
		重要伝統的建造物群	44	八女市黒木伝統的建造物群保存地区
	県	史跡	49	猫尾城跡
		有形文化財(建造物)	50	旧隈本家住宅
		天然記念物	51	靈巖寺の奇岩
			52	津江神社の大クス
			53	荒谷のカエデ
			54	空室のカツラ
	市	有形文化財(建造物)	57	明治の館
			58	八龍神社本殿・拝殿・楼門
			59	旧松木家住宅
		有形民俗文化財	84	古須崎橋
			85	小原橋
			86	熊野宮参道橋
		天然記念物	87	大梅のヤマツバキ
			88	釜屋神社のクス
89	山谷溪谷の重箱岩			
90	光善寺のシダレザクラ			
立花	国	重要文化財	91	松延家住宅
	県	天然記念物	92	円福寺のビャクシン
	市	史跡	95	大塚古墳
			96	浦田古墳
			97	鬼隈横穴群
		有形文化財(建造物)	99	前川内橋
			100	黒岩橋
			101	古立石橋
			102	仁合石橋群
103	旧大内邸			

地区	指定	種 別	No	名 称
星野	県	天然記念物	108	桁山のカヤの木
			109	室山熊野神社のスギ
			110	麻生池のオグラコウホネ自生地
	市	史跡	114	鷹取城跡
			116	星野氏館跡庭園
			117	御良八幡宮
			118	室山熊野神社
			120	金山神社
			125	玉水山 大円寺
			126	小野神社
			名勝	127
		128		池の山
		129		室山
		天然記念物	130	榲
			131	檜
			133	大銀杏
			134	石割岳山桜群生林
			135	高樹神社のキンモクセイ
			136	八幡神社の大杉
有形文化財(建造物)	140	古塚の石橋		
	141	一木の石橋		
矢部	市	天然記念物	171	権現杉
			172	イチヨウ
			173	イチヨウ
			174	イヌマキ
			176	カラタチ
	有形文化財(建造物)	177	旧矢部中学校校舎	

(6) 用語集

【ア行】

ISO14001

ISOとは、正式名称を International Organization for Standardization(国際標準化機構)といい、1947年に設立された世界共通の規格・基準等の設定を行う民間組織を指します。ISO14000 シリーズは、組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格です。環境マネジメントシステムに関する ISO14001/14004 を始め、環境監査に関する ISO14010/14011/14012 などから構成されます。このうち ISO14001 は、ISO が定めた企業等の環境管理システムの規格であり、ISO14001 を取得すると、『環境保全に貢献している企業』とみなされます。

アイドリングストップ

大気汚染防止や騒音・悪臭防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制するため、信号待ちなど自動車の駐・停車時における不必要なエンジンの使用を止めることです。1996年に環境庁(現・環境省)が提唱し、各地の自治体、企業等で取り組みが進められています。

悪臭

工場や事業所、し尿・下水道等から発生する不快な臭気のこと、典型7公害の一つです。人により感じ方が異なるため「感覚公害」とも呼ばれます。近年では、工場・事業所等に限らず、日常生活活動から発生する悪臭も問題化しています。

EM バケツ

EMとは有用微生物群を指し、数々の有益な微生物の集合体の総称です。EMを糖蜜、米、米ぬか、もみがらと混ぜ、発酵、乾燥させた資材をEMボカシといいます。微生物を集め、それを組み合わせ培養することで、それぞれの特性を活かした効果が期待されます。EMバケツは、EMボカシを使って生ごみを堆肥化するための密閉容器のことです。

エコアクション21

※38 ページのコラムを参照。

エコカー

二酸化炭素(CO₂)や窒素酸化物(NOx)などの排出量が少なく、燃費もよい自動車。環境対応車ともいいます。エコロジー(環境)とエコノミー(節約)の性格をあわせもつため、エコカーとよばれます。エンジンとモ

ーターの両方を動力源とするハイブリッド車のほか、電気自動車、燃料電池車などの総称でもあります。

エコドライブ

省エネルギーや温室効果ガス排出量の削減など環境に配慮した自動車の運転方法を指します。具体的には、「空ぶかしをしない」「適正な空気圧のタイヤで走る」「無計画なドライブをしない」「無駄なアイドリングをしない」「不要な荷物を載せたまま走らない」などがあります。

エコファミリー

毎日の生活で電気やガス、水道使用量の削減など、省エネルギー・節電に取り組み、環境にやさしい行動を心がけることを宣言した家族のことです。

エコマーク

環境にやさしい商品につけられる認定・奨励マークのことで、1989年から財団法人日本環境協会が実施しています。

オオキンケイギク

北米原産の多年草で、5月～7月にかけて黄色のコスモスに似た花を咲かせます。強靱でよく生育することから、かつては工事の際の法面緑化に使用されたり、苗が販売されたりしていました。しかし、あまりに強く、いったん定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、生きたままの運搬や栽培、譲渡などが原則として禁止されています。



オオキンケイギク
(写真：九州地方環境事務所)

オゾン層

地表から10～50kmの上空にあるオゾンが高濃度で存在する層(成層圏)を指します。太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を、ここで吸収しており、その保護のために、日本でも、1988年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(通称：オゾン層保護法)」が、2001年に「特定製品に係るフロンなどの回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(通称：フロン回収破壊法)」が成立しました。

オルレ

韓国・済州島から始まったもので、もともとは済州島の方で「通りから家に通じる狭い路地」という意味。自然豊かな済州島で、トレッキングする人が徐々に増え、「オルレ」はトレッキングコースの総称として呼ばれるようになり、今では韓国トレッキングの中心的コースになっています。オルレの魅力は、海岸や山などを五感で

感じ、自分のペースでゆっくりとコースを楽しむところにあります。九州オルレは、済州オルレの姉妹版です。

温室効果ガス

地表面から宇宙に放出される赤外線を遮る働き（温室効果）を持つ気体を指します。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類等 6 種類を温室効果ガスとして指定しています。これらは、主に人間の活動にともなって発生しているため、省エネルギーなどの取組が緊急の課題となっています。

【力行】

開発行為

開発行為とは、主として、(1) 建築物の建築、(2) 第 1 種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3) 第 2 種特定工作物（ゴルフコース、1 ha 以上の運動施設等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいいます。

外来種

外来種とは、人為の影響によって本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のことです。ただし、人為的要因以外によって入り込んだ生物については外来種として扱いません（例えば渡り鳥や海流によって種子が運ばれる植物などは外来種には該当しません）。外来生物法においては「外来種」とは由来の国内・国外を問わず、本来の生息地域とは違う地域に生息している生物を指し、「外来生物」とは国外由来の外来種のみ指すので、注意が必要です。

家庭エコ診断（うちエコ診断）

環境省では、地球温暖化や省エネ家電などに関する幅広い知識を持った診断士が、各家庭の実情に合わせて実行性の高い省 CO₂・省エネ提案・アドバイスを行うことを「家庭エコ診断」を推進しています。うちエコ診断とは、資格試験に合格した専門の診断士が各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省 CO₂ 対策を提案するサービスを提供することにより、受診家庭の効果的な CO₂ 排出削減行動に結びつけるものです。

家庭部門

温室効果ガス排出量の把握にあたり、家庭での電気、ガス、灯油等の消費を対象とする部門です。

家電 5 品目

家電製品のうち、テレビ、冷蔵庫（・冷凍庫・冷温庫・冷凍冷蔵庫）、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンの 5 品目のこと。特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、家電メーカーが引き取って、資源として再利

用（リサイクル）することとなっています。

環境家計簿

日常的な生活行動と環境とのかかわりをチェックし、より環境への負荷がかからないくらし方に改善していくことを目指したくらしの点検簿です。自分の生活と環境との関わりを再確認するための有効な手法で、身近な生活行動の一つひとつから地球環境の保全への視野をひらくものとして、広まりつつあります。一人一人の省エネ・低炭素の取組が、各家計の節約と地球温暖化対策につながっていきます。

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音に大きさというような数値を示したものを指します。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではありません。振動、悪臭及び地盤沈下については、現在の科学的・技術的水準では定量的な測定方法がなかったり、これらが人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握できないなどの理由で基準を設定することが難しいため、これら 3 つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音の 4 つについて基準が定められています。

環境基本法

1993 年（平成 5 年）に制定、施行された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示した法律で、環境に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。

環境への負荷

人が環境に与える負担のことを指します。環境への負荷には、単独では環境への悪影響を及ぼさないものの、集積することで悪影響を及ぼすものも含まれます。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としています。

環境保全型農業

可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称です。

環境マネジメントシステム

企業等の事業体が、環境に与える悪影響を少なくするため、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して、再び方針等を見直すという一連の継続的な手続きのことを指します。

業務部門

二酸化炭素排出量の排出区分（部門）の1つで、第三次産業（水道、廃棄物、通信、商業、金融、不動産、サービス業、公務など）に属する企業・個人が、事業所の中で消費したエネルギーを対象とした部門です。

グリーン購入法

循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要である」という観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。

クールチョイス

※41 ページのコラムを参照。

光化学オキシダント

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受け光化学反応を起こして作り出される物質の総称です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与えます。

公共下水道

公共下水道は、都市計画区域内の下水を排除し、又は処理するために主として市町村が管理する下水道を指します。

COP（コップ）21

※34 ページのコラムを参照。

コンポスト

有機物を微生物の働きで分解させて堆肥にする処理方法、またはその堆肥のことをいいます。有機物としては主に生ごみ、下水や浄化槽の污泥、家畜の糞尿、農産物廃棄物などが使われます。

【サ行】

再生可能エネルギー

※37 ページのコラムを参照。

里山

クヌギ、コナラ、イヌシデなどの雑木林や松林で成り立ち、薪や炭が生産されるなど、自然と人間が共生する形で半自然的な生態系が成り立っている、人里近くの山や低く連なる丘陵を指します。

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、污泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類等の19種類を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物（家庭等から排出されるごみ）と区別されています。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、適正に処理する責務があります。

産業部門

温室効果ガス排出量の把握にあたり、製造業、農林業、水産業、建設業及び鉱業における化石燃料・電力の消費を対象とする部門です。

30・10（さんまるいちまる）運動

30・10 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、〈乾杯後 30 分間〉は席を立たずに料理を楽しみましょう、〈お開き 10 分前〉になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

史跡

文化財保護法に基づき指定された古墳、貝塚、城跡等の遺跡で歴史上または学術上の価値の高い場所を指します。

自然公園

優れた自然の風景、傑出した自然景観、野生のままの動植物相等を含む広大な自然地域を対象とし、これらの自然を保護し、人々の野外レクリエーション利用や教育の場として、「自然公園法」又は「県立自然公園条例」に基づき指定する地域のことを指します。自然公園には、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類があります。

重要伝統的建造物群

伝統的建造物群は、文化財保護法により「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造

物群で価値の高いもの」とされる文化財です。国は市町村の申出にもとづき、わが国にとって特に価値が高いと判断されるものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定し、市町村、市町村教育委員会の取り組みを支援しています。

森林環境税

森林を、水源涵養機能だけでなく、台風や大雨時の土砂災害防止機能、生物多様性の保全、夏の気温を低下させるなどの気候緩和機能、レクリエーションの場の提供など様々な公益的機能を持つものにとらえ、それらの機能を回復・維持するための森林整備事業を地方自治体が行い、その費用負担を住民に求めるものです。

森林セラピー

医学的な証拠に裏付けされた森林浴効果のことです。森を楽しみながらこころと身体の健康維持・増進、病気の予防を行うことを目指します。

水質汚濁

河川、湖沼、海洋等の水域の水質が人為的な原因で悪化することを指します。環境基本法では、水質の汚濁が事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたって生じ、これによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるときには、これを公害としています。水質汚濁については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています。

3R（スリーアール）

※31 ページのコラムを参照。

生態系

生態学では、「ある空間で生活するすべての生物とその非生物的環境を含むシステム」と定義されています。生態系内は、生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立しており、その一部が人為的に変更・破壊されると、その生態系全体の物質代謝が影響を受けてしまいます。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされています。

騒音

睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど生活環境を損なう「好ましくない音」「無いほうがよい音」を指します。騒音の発生源には、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音、飲食店等の深夜営業にともなう騒音、拡声器を使用する商業宣伝放送による騒音、クーラー運転音等の家庭用機器による生活騒音等さまざまはものがあります。公害の一つであり、「騒音規制法」等に基づく対策が進められています。

【夕行】

ダイオキシン類

主に物が燃焼することによって発生し、大気中に放出されます。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義されています。生殖、脳、免疫系統に対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程等で意図せざるものとして生成されます。

大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼等による大気の汚染を指します。代表的な汚染物質は、硫酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどがあり、1968年（昭和43年）に制定された「大気汚染防止法」に基づく対策が進められています。

大腸菌群数

人及び動物の腸内に寄生する細菌、及び主として水、土壌など広く自然界に分布する細菌を大腸菌群と総称しています。普通人畜の腸管内に生息しているものであるため、これが水中に存在することは多くの場合、その水が人畜のし尿等によって汚染されていることを意味していると解されます。

地球温暖化

地球を取り巻く大気中の二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素など微量ガス（温室効果ガス）は、地表から宇宙へ放射される赤外線を吸収する性質をもち、地表の気温を生物の生存に適当な程度に保っています。しかし、多量の石炭や石油等の消費により、温室効果ガスの濃度が上昇し、熱収支のバランスが崩れ、地球全体の平均気温が上昇することを地球温暖化と呼びます。地球規模の気候変動を引き起こし、人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすことになると懸念されています。

地球環境問題

その被害・影響が国境を越えて及び、ひいては地球規模にまで広がっている環境問題を指します。地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動の9つの問題が現在認識され、国際的な取組が進められています。

地産地消

地域で生産された農林水産物を地域で消費しようとする取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて農林水産物の6次産業化（農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出のこと）につながるものです。

TEQ（ティーイーキュー）

毒性等量（TEQ:ToxicEquivalent）の略で、ダイオキシン類の毒性を示す単位です。毒性等価係数（TEF）を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値を示す際に用いられます。

天然記念物

学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物で、文化財保護法に基づき、その保護・保存を主務官庁から指定されたものを指します。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを「特定外来生物」として国が指定しています。その飼育・栽培、運搬、保管、輸入、販売、野外に放つ、植える、蒔く、等の行為を禁止されています。すでに国内に定着しているものについては、必要に応じて防除が行われます。

土壌汚染

土壌が、重金属・酸性降下物、農薬・肥料、ごみの不適切処分等により汚染されることを指します。なお、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」では、特定有害物質として、カドミウム、銅、ヒ素およびその化合物が指定されています。

【ナ行】

二酸化炭素

無色、無臭の気体で、赤外線を吸収する温室効果ガスの一つです。大気中の濃度の増加が温室効果を促進させるおそれがあるとして、化石燃料等の消費に伴う発生量の抑制、固定化技術の開発等が検討されています。

【ハ行】

ハイブリッドカー

動力源として、ガソリンエンジンと電気モーターを併用する自動車のことです。大気汚染物質の排出は、ガソリンエンジンの10分の1程度に抑えられ、燃費は2倍程度向上するといわれています。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源です。

PM（ピーエム）2.5

微小粒子状物質（PM2.5）とは、粒径2.5 μ m（2.5mmの千分の1）以下の粒子状物質です。マイクロ（ μ ）は100万分の1の単位。2.5マイクロメートル（ μ m）は髪の毛の太さの1/30程度、花粉より小さい大きさとなります。またPM2.5は、単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とする様々な物質の混合物となっており、健康への影響が懸念されています。

BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、河川や工場排水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことです。単位は一般的にmg/Lで表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。河川について環境基準が定められており、その達成状況は75%値（年間の日間平均値のデータn個をその値の小さいものから順に並べたときの0.75 \times n番目のデータ値）で評価します。

pg（ピコグラム）

主としてダイオキシン類の測定に用いられる単位です。1pgとは、1gの1兆分の1の重さをいいます。

PCB（ピーシービー）

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

ppm (ピーピーエム)

part per million の略で、100 万分の 1 を 1 ppm と示します。濃度を表わす単位として使用され、水の場合は 1 kg (約 1 L) 中のミリグラム数、1 ton (約 1 m³) 中のグラム数を表わし、大気の場合は 1 m³ 中 1 cm³ のガス容量を表す際に用いられます。

不法投棄

正当な理由なく、不適正な方法で廃棄物を捨てることを指します。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と、不適正な投棄を禁止しています。

ブラックバス

和名「オオクチバス」、ブラックバスは通称。原産地は北アメリカで特定外来生物に指定されています。全長 30~50cm。上あごの後端が眼の後縁の直下よりも後方に達し、体側から背にかけて不規則な暗斑があります。腹側は黄味を帯びた白色。湖沼やため池、河川の中下流域に生息します。北米での報告によると、雌一匹当たりの抱卵数は 2,000~145,000 個で、体サイズの大きな雌ほど多くの卵を産みます。



■オオクチバス(写真:環境省)

フリーマーケット

公園等を会場にして住民が不用品等をもち寄り、販売するノミの市のことを指します。リサイクル運動の一つとしてごみの減量や資源の有効利用に役立てることを目的としており、近年、各地で開催されています。

フロンガス

塩化フッ化炭素(クロロフルオロカーボン類:CFC)の日本での通称です。無色・無臭の気体または液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がないため、半導体洗浄剤、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒、化粧品用スプレーなどに用いられていました。しかし、使用后大気中に放出されたこれらのガスがオゾン層破壊を引き起こすとして、2000年(平成12年)に特定フロン5種の全廃が決まりました。

文化財

近年では、歴史的・文化的に価値のあるものの総称として広く使用されています。「文化財保護法」では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群として分類定義しています。

放射性物質

地球上の天然物質は一般に自然放射能をもちますが、その平均以上の放射能をもつ天然物質及び人工物質のこ

とを放射性物質といいます。天然物質ではウランやトリウム、人工物質ではこれらの鉱石から精製したウランやトリウム、人工放射性同位体を含む物質などがその例です。

【マ行】

マイバッグ運動

買い物袋を持参し、スーパーなどでのレジ袋・包装を断ることにより、ごみ減量・資源の有効活用を進める住民運動を指します。

緑のカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったものを「緑のカーテン」といいます。自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策です。

【ヤ行】

有害化学物質

何万種類もの化学物質の中で、発ガン性、生殖毒性等の毒性を持つものの総称です。これらが大気・水等を汚染し、人や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるため、その影響を未然に防止するために、国等で取組が進められています。

有害鳥獣

人畜や農作物などに被害を与える鳥獣のこと。クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害をおよぼした場合にいます。

【ラ行】

レッドデータブック

※46 ページのコラムを参照。

6次産業化

農山漁村には、有形無形の豊富な様々な資源「地域資源」(農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など)に溢れています。6次産業化とは、それら「地域資源」を有効に活用し、農林漁業者(1次産業従事者)がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工(2次産業)・流通や販売(3次産業)に取組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すことです。

八女市環境基本計画

平成 29 年 3 月

八女市 新社会推進部 環境課
〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

電話 番号 : 0943-23-1462
ファックス : 0943-22-2186
E-mail : kankyou@city.yame.lg.jp

【表紙の写真】

<背景>

星野地区鹿里の棚田

<中央の写真>

八女地区：八女福島の町並み

立花地区：飛形山と矢部川

黒木地区：素蓋鳴神社のフジ

上陽地区：石橋（寄口橋）

矢部地区：ハート岩

星野地区：麻生池のオグラコウホネ

